

纏向学研究センター研究紀要

纏向学研究

—第3号—

2015

桜井市纏向学研究センター

Research Center for Makimukugaku, Sakurai City.

纏向学研究センター研究紀要

纏向学研究

—第3号—

2015

桜井市纏向学研究センター

Research Center for Makimukugaku, Sakurai City.

序

桜井市縄向学研究センターの研究紀要である『縄向学研究』第3号をここに刊行する。

当研究センターが正式に発足して3年、準備段階から数えると4年の歳月が流れたことになる。今年度も、辻地区大形建物群周縁部の発掘調査、辻地区大形建物群の整理作業、幾多の共同研究を進めたほか、東京よみうりホールでのフォーラム、市立図書館でのセミナー、縄向考古学講座、ホームページの運営等々、活用と広報のためのイベントも定着してきた。

そうしたなかでいま、研究センターは新しい局面を迎えようとしている。いや、迎えなければならない状況にある。太田地区の旧縄向小学校跡地と辻地区の大形建物群の一部が国史跡に指定されたことから、縄向遺跡の「保存と活用」が現実的なものとなり、今年度から委員会を設置して保存管理計画の策定も始まった。研究センターの多様な業務計画を当初、5年を一つの節目としてプランニングしてきたことから考えれば、一年前倒しで目的が達成されたことにもなる。

しかし、そうした一步一步の行政的な進展や「縄向学」の浸透に、わずかながらの安堵感と期待感を残しながらも、いぜん重くのしかかるのは私たちに与えられた最大の使命でもある「縄向学」の学術研究面での蓄積と発信である。縄向遺跡の「保存と活用」のためにも地道で精緻な「研究」の蓄積は必至であろう。「縄向学」構築のための研鑽は日々怠ることなく常に発信し続けて行かななくてはならない、とは常々口にすることではあるが、「言うは易く行うは難し」も常々痛感するところではある。

今号もまた産みの苦しみはあったが、それでも2名の常勤所員と2名の共同研究員の方々のほかに、3名の外部研究者の方が玉稿をお寄せくださった。どれも着実かつ重要な研究成果の数々で、所長としてもまた一つ責任を果たしたものと安堵している。年々刊行されるこの『研究紀要』は、まさに当研究センターの事業の基幹をなすものであるから、これらの研究成果が多少なりとも学界に寄与するところとなり、「縄向学」構築の礎になることを願ってやまない。

平成 27 年 3 月 20 日

桜井市縄向学研究センター

所 長 寺 澤 薫

目 次

序

三諸の神について……………	前田晴人 ……	1
『大神朝臣本系牒略』の原資料と引用史料 ……	鈴木正信 ……	19
倭国成立過程における「原倭国」の形成		
—近江の果たした役割とヤマトへの収斂— ……	森岡秀人 ……	37
纏向遺跡における開発と植生……………	金原正明・金原正子 ……	57
桜井市 等彌神社所蔵の考古遺物の調査 ……	木場佳子・橋本輝彦 ……	71

編集後記

三諸の神について

前 田 晴 人

目 次

I. はじめに	3
II. 三諸山と三輪山	4
III. 大神神社の祭神	6
IV. 大己貴神とは何か	9
V. 大己貴神の分霊祭儀	12
VI. おわりに	15

論文要旨

周知のように『古事記』『日本書紀』には三輪山の神にまつわる伝承が数多く収められている。それらは山麓に鎮座する大神神社の祭神である大物主神の事績として描かれている場合が多い。大神神社には神殿がなく、拝殿の奥に聳える三輪山を神体として拝祭する形式が古来よりの伝統であると考えられてきた。ところが、文献を調べてみると「三輪（ミワ）山」の山号は七世紀中葉頃に登場し、それ以前には「三諸（ミモロ）」「三諸山」などと呼ばれていただけでなく、ミモロの語は現代にも伝流し、「三諸」の神が大物主神とは別の存在であることを示唆しているのである。

こうした現象が何に起因するのかを課題として設定し先行研究を調べてみたところ、五世紀以前の「三諸山」祭祀の実像がこれまでほとんど明確になっていないことが判明した。大神神社を奉祀する三輪（神）氏は六世紀に三輪の地で活動を開始するが、彼らが奉祭した大物主神は「三輪」の神であって「三諸」の神ではないこと、大物主神は「三諸山」麓に敷設された神殿で奉祀された神であることが明らかになり、他方で「三諸」の神は初・前期ヤマト王権の時期の最高守護神で、記・紀神話の世界では国作り・国譲りの神とされた大己貴（オホアナムチ）神がその実体であることを論じた。

大己貴神は女王卑弥呼との聖婚祭儀を行った王権初発の唯一人格神と推考され、その靈魂は同化・分化・勧請の論理に従い大物主神・倭大国魂神・大国主神など多くの国家創成神を生成したが、大己貴神にまつわる神話や伝承は六世紀以後に形成される王権神話から疎外されていった。大己貴神は諸国巡遊と国作りの事業ののち出雲に追放・幽居させられたのである。天照大神と大国主神とで構成される神話と建国史にあっては、大己貴神の古層の履歴や神格を隠蔽する必要があったからである。だが、「三諸」の神としての大己貴神の神座は今も三輪山に厳存しているのである。

前田 晴人（まえだ はると）

大阪経済法科大学教授

三諸の神について

前 田 晴 人

I. はじめに

『万葉集』巻3-420¹⁾の長歌の一節に、「わが屋戸に御諸を立てて 枕辺に 斎瓮をすゑ」とある。貴族が邸宅の一隅に「御諸（みもろ）」をしつらえ、また寢床の枕頭に酒器を据えて祭祀する情景を記しているのである。この場合、「御諸」というものが具体的にどのような祭祀具であるのかは不明であるが、神を依り憑かせるための小規模な施設を指すことは間違いないであろう。次に『万葉集』巻7-1377の歌を引用すると、

木綿懸けて 祭る三諸の 神さびて 斎くにはあらず 人目多みこそ

清浄な木綿（楮製の繊維）を懸けた「三諸（みもろ）」には、何らかの神が依り憑くことが想定されていることがわかる。さらに『万葉集』巻12-2981には、

祝部らが 斎ふ三諸の 真澄鏡 懸けてぞ偲ぶ 逢ふ人ごとに

神官らが祭る三諸には鏡が懸けられていた。神鏡を懸ける祭器として直ちに想起されるのは賢木であって、「予め五百枝の賢木を抜じ取りて、九尋の船の舳に立てて、上枝には白銅鏡を掛け、中枝には十握剣を掛け、下枝には八尺瓊を掛けて、云々」（『日本書紀』仲哀八年正月条）とあり、掘り取られた賢木（槻・松・杉・榎など）に鏡・剣・瓊などを装着した様子が記されている。おそらく、三諸（御諸）は神座としての神木ないし神籬を意味しており、神霊を招くための祭祀具を一般に三諸と呼び習わしたのであろう。そして、その神座が自然の山体そのものに見立てられた場合には、これを三諸山と称したらしいのであり、その関連事例として『古事記』垂仁段²⁾に次のような文章がみえている。

故、出雲に到りて、大神を拝み訖へて還り上ります時に、肥河の中に黒き巢橋を作り、仮宮を仕へ奉り

て坐さしめき。爾に出雲国造の祖、名は岐比佐都美、青葉の山を飾りて、其の河下に立てて、大御食献らむとする時に、其の御子詔言りたまひしく、「是の河下に、青葉の山の如きは、山と見えて山に非ず。若し出雲の石珂の曾宮に坐す葦原色許男大神を以ち伊都玖祝の大廷か」と問ひ賜ひき。

この伝記には三諸ないしは三諸山の語は出てこないであるが、山に似せて作り立てられた「青葉の山」が三諸・三諸山を表現したものと考えられ、しかもその神山に擬せられた祭祀の場（大廷）が葦原色許男大神すなわち大穴牟遲神に所縁があったことにとりわけ留意されるのである。

ところで、古代の文献にみえる三諸山は大和・山城などに幾つかの事例が存在しているが、三諸の起源を成した山としては大和の三輪山を指摘することができる³⁾。『万葉集』巻7-1095は三輪山を神の山に見立てた歌である。

三諸つく 三輪山見れば 隠口の 泊瀬の松原 思ほゆるかも

枕詞の「三諸つく」は「三諸を築く」または「三諸を斎く」というような意味とされているが、三諸の語が三輪山の枕詞になっているのは、三輪山が他の山と異なり三諸の象徴的・規範的な存在、ひいては三諸なる神の起源とされた山であったことを推察せしめるのである。次に掲載する万葉歌（巻7-1240）は枕詞「玉くしげ」により三輪山を対象とする可能性を秘めており、「三諸」の神に関わるものであることは間違いあるまい。

玉くしげ 見諸戸山を 行きしかば 面白くして 古思ほゆ

ところで、三輪山の神をめぐるこれまでの論議にはひとつの謎とすべき問題があった。そして、おそらくこの課題を究明しないかぎり新たな議論を進展させることはできないと考えられる。私がそのように主張する問題を

簡単に言えば、三諸の神と三輪の神とが実体的に異なるものであるのではないかということである。従来の論議では「三諸」と「三輪」を区別するという発想に乏しく、ひいては両者の異同がほとんど問題視されてこなかったのではなかろうか。三諸の神と三輪の神を明確に弁別するならば、古代史上の三輪山はこれまでとは異なった歴史的様相と性格を呈する山として見えてくるであろうし、引いてはヤマト王権をめぐる王権神・国家神の歴史の変遷を検討するための有効な手がかりを得られるのではないかと考えられるのである。

Ⅱ．三諸山と三輪山

最初に下に掲げた二つの表をご覧ください。表1は『日本書紀』⁴⁾の記事に出てくる表題の山名で、神代から歴代にわたり山名がどのように記述されているかを時系列に沿って配列したものである。表2も『古事記』の伝承に登場する山名を同じ基準に従ってピックアップしたものである。

下表によれば、三輪山という山号はおおよそ七世紀中葉頃に登場し、それ以前は三（御）諸山ないし三諸岳と呼ばれていたらしいことが明らかになる。一般に三輪山は原初の時より一貫して三輪山だったと思われる節があるが、五世紀以前の時期はもとより、六世紀後半の敏

達朝の時期にもそのような山名はまだ存在しておらず、三諸山が本来の山名だったのである。これまでの研究では山名に関し明確に区別するという意識や配慮がきわめて乏しく、三諸山と三輪山を混同したままで論じるといのが一般的なスタイルだったと言ってもよいであろうし、そのような研究態度が史実の究明に対する疎外要因になってきたと考えられるのである。

表2の『古事記』神武段の「美和」は山名ではなく、大物主神が鎮座する聖地の名を明かすために記述されたとみなすことができる。「美和」とは大物主神に所縁の土地だというのである。その次の崇神段の文章はあとで全文を引用するが、一連の文章の中に御諸山と美和山が同時に混在しているのは、この文章を筆録した者が美和山＝三輪山の山名に深く関わる人物であったことを暗示し、歴史的に先行する御諸山の名を遺存させているのは、先行する伝承を軽視できない事情があったからだと推察することができる。いずれにせよ、『古事記』の伝承でも三輪山は古来よりの山名ではなく、御諸山が初源の名であったことを暗示していると言えるのである。

では、そのような現象は一体何を意味しているのだろうか。これまでの研究を通覧してみると、山号が三（御）諸山の時期の神が何であったか、あるいはその時期の祭祀の状況を追究し論じた研究がほとんどないことが明確になる。なぜならば、これまでの研究では三輪山と三諸

表1 『日本書紀』の三諸山・三輪山

山 名	記 載 箇 所	備 考
三諸山	神代上・第八段・一書第六	大己貴神と大三輪神の間答
御諸山	崇神10年9月	皇女と大物主神の聖婚
御諸山	崇神48年1月	二皇子の夢占
御諸山	景行51年	蝦夷の安置と騒擾
御諸	景行56年8月	王族御諸別王の名号
三諸岳	雄略7年7月	蛇体の神の提取
御諸	継体7年9月	歌謡に「御諸の上」と記す
三諸岳	敏達10年閏2月	蝦夷の盟誓と天皇霊
三諸岳	用明元年5月	三輪君逆の逃隠
三輪山	皇極2年是歳	養蜂の初見
三輪山	皇極3年6月	志紀上郡の言上

表2 『古事記』の三諸山・三輪山

山 名	記 載 箇 所	備 考
御諸山	神代卷	大国主神と坐御諸山上神の間答
美和	神武段	美和の大物主神
御諸山・美和山	崇神段	意富多多泥古命の拜祭由来
御諸	雄略段	歌謡に「御諸」と記す

山を区別せずに議論することが一般的であり、引いては三輪山の神と三諸山の神も明確に区別されておらず、三諸の神は同時に三輪の神として扱われてきたのである。大物主神は先ほど指摘したように「美和の大物主神」と書かれており、「三諸の大物主神」と呼ばれた形跡がない。したがって、「三輪山」は大物主神の鎮座と密接な関係を有する山名であり、大物主神は「三諸山」の神ではなかったと考えられるのである。

すでに「三輪山」と「三諸山」の山号の違いと、その現象の歴史的意義を詳細に論じた松倉文比古は⁵⁾、三輪山の名は大神神社の神官家であった三輪君氏の城上郡大神郷への入部と大三輪の神＝大物主神の祭祀との関わりによって出現したことを指摘し、一方の「三諸山」の祭祀は大王家の管理によるものであると論じている。ただ、松倉の論では「三諸山」の神が何であるかは具体的に指摘されておらず、敏達紀10年閏2月条に出る「天皇靈（大王靈）」が王家にとって「重要な宗教儀礼を実修する山として、認識されていたものと推察される」と記述するにとどまっている。

次いで松倉の論を批判した鈴木正信の最近の論考⁶⁾では、三輪山祭祀の考古学的研究成果をきわめて重視し、三輪氏による祭祀の始まりを通説の六世紀前半⁷⁾ではなく五世紀後半の雄略朝に置き、松倉説に対しては「三輪山で実際に祭祀が執り行われていた（と認識されていた）時期の伝承では「ミモロ山」の表記が、斎場としての意義が薄れた七世紀以降は「ミワ山」の表記が、それぞれ用いられている」とし、「山名の書き分けは祭祀主体の相違ではなく、祭祀の実施状況を示すものとして理解すべきである」と結論づけている⁸⁾。

これらの先行研究に対して、私見は松倉説の祭祀主体の変遷に関する考え方を継承し、王権親祭から始まり三輪君による氏族祭祀への転換という視点を大いに支持したいと思う⁹⁾。「三諸山」段階の祭祀の具体像ははまだ明確にはなっていないが、山ノ神遺跡・奥垣内遺跡・三輪金屋遺跡・馬場遺跡などのように、四世紀後半以降に関わる祭祀遺跡や遺物が三輪山周辺地域で見つかっており、五世紀以前の祭祀形態に関してはなお不明で漠然とはしているものの、その時期から祭祀は確実に行われていたものとみてよい¹⁰⁾。鈴木説はこれらの祭祀遺跡の存在を軽視してはいないが、三輪氏の研究に重点を置いている

ために三輪山祭祀の五世紀後半以降の成果に拘泥し過ぎているきらいがある。反対に五世紀以前の祭祀を詳しく論じていない鈴木説には、「三諸」の神の実体を追究するという視点が欠けているように見受けられるのである。

すなわち、松倉・鈴木両説ともに抱えている最も重要な課題としては、三諸山段階の祭祀の対象は何であったのかという点であろう。上記したように松倉はその神が何であるかを具体的に指摘しておらず、敏達紀にみえる「天皇靈」の史料に着目し、さらには蛇体の神の諸機能などから水神・農業神としての「三諸」の神と王権との結びつきを重視しているのである。いまその記事を参考のために引用しておこう。

蝦夷数千、辺境に寇ふ。是に由りて、其の魁帥綾糟等を召して、魁帥は、大毛人なり。詔して曰はく、「惟るに、備蝦夷を、大足彦天皇の世に、殺すべき者は斬し、原すべき者は赦す。今朕、彼の前の例に遵ひて、元悪を誅さむとす」とのたまふ。是に綾糟等、懼然り恐懼みて、乃ち泊瀬の中流に下て、三諸岳に面ひて、水を飲りて盟ひて曰さく、「臣等蝦夷、今より以後子子孫孫、古語に生児八十綿連といふ。清き明き心を用て、天闕に事へ奉らむ。臣等、若し盟に違はば、天地の諸の神及び天皇の靈、臣が種を絶滅えむ」とまうす。

上文に出ている「天皇靈」や「天地諸神」は三諸山に籠る靈・神であると解釈することはできない¹¹⁾。「天皇靈」・「天地諸神」は服属蝦夷らの政治的盟誓の対象に過ぎず、「三諸岳」の神こそが褻褻に基づく具体的な遙拝の対象であったと言うべきである。そして「三諸岳」が神靈の依り代であったならば、そこに何らかの実体的な神に対する祭祀が存在したことを疑うことができないのであるが、それがいかなる神靈なのかを追究されてこなかったのである。

というよりも、古代史学界がこれまで全体として六世紀以前における「三諸山」の神が何であったのかを検討してこなかった点に、最も大きな問題と議論の余地が存在しているのだと考えられる。後で述べるように、私見では六世紀以前の三諸山祭祀は歴史的には二つの画期を経ていると想定でき、「女王の祭祀」（三、四世紀）から「皇女の祭祀」（五世紀）に変遷したとみられるのであって、それがどのような神に対するいかなる形態の祭祀であったのかを具体的に究明しなければならないと思うのである。

ここまでの議論をまとめると、「三諸山」の時期の王権祭祀と「三輪山」祭祀の時期の祭儀の対象は、それぞれ別々の神であったと推定され、後者の神は大物主神であり、前者においても何らかの神が祭られていたと考えられるが、それは「天皇霊」でも大物主神でもなかったということである。ただ、これからの議論で決して忘れてはならない問題がなお一つだけ残されている。それは次のような史料が存在していることと関係する。

素佐能雄命六世孫大国主之後也。初大国主神娶三島溝杭耳之女玉櫛姫、夜未曙去、来曾不昼到。於是玉櫛姫續芋係衣、至明隨芋尋覓、經於茅渟縣陶邑、直指大和国真穗御諸山。還視芋遺、唯有三縢、因之号姓大三縢。

（『新撰姓氏録』大和国神別・大神朝臣条）¹²⁾

平安時代の初期に大神神社の神官家を継承していた大神朝臣氏¹³⁾は、祖先伝承の中で大国主神が「真穂御諸山」に籠ったと記している。大神朝臣の氏祖神は大物主神であるが、その神名をわざわざ大国主神と入れ替えただけでなく、彼らの本居である三輪の地名起源を續芋の「三縢」の事績を用いて語りながらも、神の鎮座地を三輪山とせずに敢えて「御諸山」と書いている事実が重要である。なぜそうしたのかといえ、大国主神は「三輪」の神ではなく、「三諸」の神とみなされていたからであろう。そもそも三輪山のことを三諸山とも称する強靱な伝統は実のところ平安時代はおろか現代まで続いてきたのである。この現象が何を意味し、一体その背景には何があるのかを同時に解き明かす必要があると思うのである。

Ⅲ．大神神社の祭神

奈良県桜井市三輪に鎮座する大神神社（大和国一ノ宮・三輪明神）¹⁴⁾の祭神については、当社拝殿前に掲示されている立札の記載に注目しよう。そこには、御祭神として「大物主大神」とあり、配神に「大己貴神・少彦名神」と記されている。大神神社は鎮座する神座を敷設する本殿（神殿）がなく、拝殿奥の三ツ鳥居を通して神体山を拝礼するという原始的信仰の形式を現代に伝える貴重な神社であるが、大物主神を祭神の要とし、大己貴神・少彦名神を配神とする体制が成立したのは平安時代末から鎌倉時代初期のことであると目される。嘉禄二（1226）

年の年紀をもつ『大三輪神三社鎮座次第』¹⁵⁾冒頭に次のような記述がある。

当社古来無宝倉、唯有三箇鳥居而已。奥津磐座大物主命、中津磐座大己貴命、辺津磐座少彦名命。

三輪山の山頂・中腹・山麓それぞれに所在する磐座群と大物主命・大己貴命・少彦名命の神座との対応関係を説明した文章である。おそらくこの理論に基づき大物主大神を祭神とする中世以後における大神神社の祭儀体制が固定化されたものとみられる。

著者は大神神社には「古来」つまりずっと以前の時代から「宝倉」＝神殿がなかったと記し、磐座を対象とする三神の祭儀は古い伝統に由来するものと主張しているのであるが、そうした説明に反し大物主神の祭祀にはもともと神殿が付随していたと考えねばならない¹⁶⁾。平安末の段階で神殿を破却した神官らは、三諸山の神の再編成を敢行し、上記したように大物主神の神座を山頂部の磐座群に定置したのである。神殿の破却は大物主神の神座を山麓から神山に遷すための露払い的な行為であったとみなすことができるのではなからうか¹⁷⁾。

ところで、『日本書紀』神代上・第八段・一書第六に次のような神話がみえる。大己貴神と大三輪の神との問答からなり、大三輪の神は大己貴神が鎮座する出雲を訪れ、自分の要求を突きつけ談合したのである。

自後、国の中に未だ成らざる所をば、大己貴神、独能く巡り造る。遂に出雲国に到りて、乃ち興言して曰はく、「夫れ葦原中国は、本より荒茫びたり。磐石草木に至及るまでに、威に能く強暴る。然れども吾已に摧き伏せて、和順はずといふこと莫し」とのたまふ。遂に因りて言はく、「今此の国を理むるは、唯し吾一身のみなり。其れ吾と共に天下を理むべき者、蓋し有りや」とのたまふ。時に、神しき光海に照して、忽然に浮び来る者有り。曰はく、「如し吾在らずは、汝何ぞ能く此の国を平けましや。吾が在るに由りての故に、汝其の大きに造る績を建つこと得たり」といふ。是の時に、大己貴神問ひて曰はく、「然らば汝は是誰ぞ」とのたまふ。対へて曰はく、「吾は是汝が幸魂奇魂なり」といふ。大己貴神の曰はく、「唯然なり。迺ち知りぬ。汝は是吾が幸魂奇魂なり。今何処にか住まむと欲ふ」とのたまふ。対へて曰はく、「吾は日本国の三諸山に住まむと欲ふ」といふ。

故、即ち宮を彼處に営りて、就きて居しませしむ。此、大三輪の神なり。此の神の子は、即ち甘茂君等・大三輪君等、又姫蹈躰五十鈴姫命なり。

周知のように大己貴神は国作りの主神とされた¹⁸⁾。諸国巡遊・国土開拓の事業の最後に出雲へ行き、そこで天孫の命令に従って国譲りを行い、杵築大社に幽居したとされているのである。しかるに、大己貴神が出雲に至った時、国内の巡遊は終わったものの天下の経営についてはいずれか他の神と一緒に行いたいと言挙げをしたため、大三輪の神が海上を照らして大己貴神のところへやって来て両神の談合が始まるのである。

大三輪の神は、口を開いた最初に国作りの功績については自分にもその功を認めるべきであると主張し、このような横弊な口をきく大三輪の神に対し大己貴神は寛容な態度で接してその名を問うたところ、大三輪の神は「吾は是汝が幸魂奇魂なり」と言ったとする。「幸魂奇魂」とは神に備わるさまざまな智徳や霊能を表す言葉で¹⁹⁾、大三輪の神は大己貴神と同質・同体の神霊であることを強調しているのである。大己貴神はその点も承知した上で、改めて大三輪の神に居所を尋ねたところ、「三諸山」に住むことを望んだとする。伝記の最後に大三輪の神の子孫は甘茂君・大三輪君等であると書いているから、大三輪の神とは大物主神であることは疑いがなく、しかもこの神話自体が甘茂・三輪両氏らの手で作成されたものであることも確かなことと言える。甘茂・三輪氏らが大物主神を三輪の地で新たに奉祀するためには、その土地を領有する神に対して納得づくの承諾を得る必要があったと考えられるからである。

上の伝記について、そこから二つの重要な情報が得られると思う。その一つは、「三諸山」に居所を要求した大三輪の神は、「三諸山」にではなく、「宮を彼處に営りて、就きて居しませしむ」とあるように、結局は山麓の「宮」に鎮座せざるを得なかったということである。「宮」とは神や天皇などの住まいを指す語で、何らかの建物を意味する。仏の場合は伝来初期の段階では蘇我稲目・馬子らの家・宅などが利用されたが、神の殿舎についても三輪氏族長の居宅を利用した場合があった可能性があろう²⁰⁾。それはともかくとして、大己貴神は大三輪の神の要求を全て呑んだのではなく、居所のことで譲歩しなかったと考えられる。なぜかと言うと「三諸山」は大己

貴神の本貫だったからで、それを他の神に明け渡すことはできない相談だったからである。

次にもう一つの問題。先ほど私はこの問答が行われた場所を出雲と記した。大己貴神は杵築大社に幽居しているのだから、常識で考えればその居所は出雲だということになり、大己貴神の住まいを「三諸山」と判断するのはおかしいということになるだろう。ところが、この問答全体は大己貴神が主導権と決定権を握っており、大三輪の神は自分の考えと要求を大己貴神に対してぶつけるという仕方で行進しており、大己貴神が「三諸山」の本源的な地主であり、その承認を得て大三輪の神が「三諸山」麓の「三輪」²¹⁾の地に鎮座することになったのだと言えるだろう。そう考えなければ、大和から遠く離れた出雲の地で両神が「三諸山」の祭儀のことを談合のネタにすることはあり得ないことだと言えるからである。

ところで、大物主神がもともと神殿奉祀の神であったことは、次の史料からも裏付けることができるであろう。

天皇、大田田根子を以て、大神を祭らしむ。是の日に、活日自ら神酒を挙げて、天皇に献る。仍りて歌して曰はく、

此の神酒は 我が神酒ならず 倭成す 大物主の
醸みし神酒 幾久 幾久

如此歌して、神宮に宴す。即ち宴竟りて、諸大夫等歌して曰はく、

味酒 三輪の殿の 朝門にも 出でて行かな 三輪の殿門を

茲に、天皇歌して曰はく、

味酒 三輪の殿の 朝門にも 押し開かね 三輪の殿門を

即ち神宮の門を開きて、幸行す。所謂大田田根子は、今の三輪君等が始祖なり。

(『日本書紀』崇神八年十二月条)

大田田根子は三輪君・賀茂君らの祖先系譜上の始祖とされた人物である。この祭祀と酒宴は四月・十二月上卯の日に行われた大神祭を表現しているから、大物主神の祭儀であると判断することができる。天皇を交えた群臣たちの酒宴は「神宮」で行われたとし、また早朝に宴を終えた彼らは「三輪の殿」「三輪の殿門」から出て行くのである。「三輪の殿門」は「神宮の門」とも同じ施設で、三輪には「殿」「神宮」と呼ばれた建物が存在し、その

建物には特別な「門」とそれに取りつく瑞垣が付随していたと考えられる。先ほど指摘しておいたように「三輪の殿」は三輪氏の居館を起源とするものである蓋然性があり、それが同時に「神宮」とも呼称されたのではあるまいか。「殿」「神宮」を現在の大神神社拝殿に充てるのは苦し紛れの失当である。今問題にしているのは古代の大神神社の実体・構造だからであって、これらの建物は

大物主神が神殿で祀られていた神であるとする、その神体は何であったのだろうか。その答えは『出雲国造神賀詞』²²⁾に綴られている。

（上略）乃ち大穴持命の申し給はく、皇御孫命の静まりまさむ大倭国と申して、己が命の和魂を、八咫鏡に取り託けて、倭大物主櫛瓊玉命と名を称して、大御和の神奈備に坐せ、（下略）

出雲国造神賀詞の朝廷への奉呈儀礼は霊亀二年から始まる。しかし、ここに引用した部分は、大物主神の「大御和の神奈備」での奉祀が、先ほど掲載しておいた書紀神代巻の伝記と同じ時期、共通する措置であることを示している²³⁾。大穴持命の意向により、その和魂が大物主櫛瓊玉命として「大御和」すなわち三輪で祭祀されるようになった経緯を記述しているのである。しかも大穴持命の和魂は「八咫鏡」に取り託けて大和へ運ばれ、その聖なる鏡が大物主神として神殿に奉安されたと推測されるのである。鎌倉時代の文永元（1164）年に著された『大神分身類社鈔』（大神朝臣家次著）²⁴⁾によれば、大物主命は「神体圓鏡」との伝聞を記しており、やはり元来は神殿奉安の神であったと推察できる。

ここで先ほど保留しておいた『古事記』崇神段の傳承を掲示しておこう。少し長文のきらいがあるが、重要な記述がみられるので全文を引用しておく。

此の天皇の御世に、疫病多に起りて、人民死にて盡きむと為き。爾に天皇愁ひ歎きたまひて、神牀に坐しし夜、大物主大神、御夢に顕れて曰りたまひく、「是は我が御心ぞ。故、意富多多泥古を以ちて、我が御前を祭らしめたまはば、神の氣起らず、国安らかに平らぎなむ」とのりたまひき。是を以ちて馭使を四方に班ちて、意富多多泥古と謂ふ人を求めたまひし時、河内の美努村に其の人を見得て貢進りき。爾に天皇、「汝は誰が子ぞ」と問ひ賜へば、答へて曰ししく、「僕

は大物主大神、陶津耳命の女、活玉依毘売を娶して生める子、名は櫛御方命の子、飯肩巢見命の子、建甕槌命の子、僕意富多多泥古ぞ」と白しき。是に天皇大く歡びて詔りたまひしく、「天の下平らぎ、人民栄えなむ」とのりたまひて、即ち意富多多泥古命を以ちて神主と為て、御諸山に意富美和の大神の前を拝き祭りたまひき。又伊迦賀色許男命に仰せて、天の八十毘羅訶を作り、天神地祇の社を定め奉りたまう。又坂の御尾の神及河の瀬の神に悉に遺し忘ること無く幣帛を奉りたまひき。此れに因りて役の氣悉に息みて、国家安らかに平らぎき。

此の意富多多泥古と謂ふ人を、神の子と知れる所以は、上に云へる活玉依毘売、其の容姿端正しかりき。是に丈夫有りて、其の形姿威儀、時に比無きが、夜半の時にたちまち到来つ。故、相感でて、共婚ひして共住る間に、未だ幾時もあらねば、其の美人妊身みぬ。爾に父母其の妊身みし事を恠しみて、其の女に問ひて曰ひけらく、「汝は自ら妊みぬ。夫无きに何由か妊身める」といへば、答へて曰ひけらく、「麗美しき丈夫有りて、其の姓名も知らぬが、夕毎に到来て共住める間に、自然懷妊みぬ」といひき。是を以ちて其の父母、其の人を知らむと欲ひて、其の女に誨へて曰ひけらく、「赤土を床の前に散らし、閉蘇紡麻を針に貫きて、其の衣の欄に刺せ」といひき。故、教の如くして旦時に見れば、針著けし麻は、戸の鉤穴より控き通りて出でて、唯遺れる麻は三勾のみなりき。爾に即ち鉤穴より出でし状を知りて、糸の従に尋ね行けば、美和山に至りて神の社に留まりき。故、其の神の子とは知りぬ。故、其の麻の三勾遺りしに因りて、其地を名づけて美和と謂ふなり。此の意富多多泥古命は、神君、鴨君の祖。

この説話は大きく前段と後段とに分けることができる。前段の主題は、疫病の流行を終息させるために、天皇の夢に顕れた大物主神の教示に従い、意富多多泥古（大田田根子）を探し出して神を祀らせたということを記している。後段は、大物主神を拝祭することになった神主大田田根子が、大物主神の子孫であることを証するための神話である。一連の文章を作成した者は大田田根子を始祖とする神君・鴨君らであり、全体として大物主神の鎮座由来が記されているのである。ただし、上の文章を読

む際に留意すべきことは、時間の流れからみると後段が神話時代に関わる話であり、前段は崇神天皇の時期の出来事になっていて逆転しているということである。

まず、前段には河内で発見された大田田根子が神主に指名され、「御諸山に意富美和の大神の前を拝き祭りたまひき」とある。この文章を読むと、意富美和の大神すなわち大物主神を「御諸山」に奉祀した、換言すれば大物主神は「御諸山」の神として祀られるようになったというように受け取れるであろう。だが、大物主神は「意富美和の大神」と記しているように、三輪の神なのであって「御諸」の神とは称していないことに留意すべきである。しかし、それでも敢えて「御諸山に」と記す理由は、大物主神が「御諸山」の神の仲間入りをしたいという政治的な欲求の現われであり、そのような発言が可能になったのは「意富美和」＝三輪が「御諸山」の聖域に含まれる一地域²⁵⁾であったからだと解する他にはなく、さらには「御諸山」そのものは大物主神とは別の神が鎮座する山だったということを暗示しているのである。

先ほど引用した書紀神代巻の神話にもあったように、大物主神は「大三輪の神」すなわち三輪に鎮座する神なのであって、「御諸山」そのものを神体とする神ではなかったと言わねばならない。それが証拠に、後段では大物主神の化身で活玉依毘売のもとに通っていたある丈夫が、「美和山に至りて神の社に留まりき」とある。ここでは「御諸山」が「美和山」という名で現れ、神の化身である丈夫は「神の社」ととどまったとする。「神の社」とは神の住まいを指すのであり、神殿を意味するであろう。説話の記者は「美和（三勾）」という地名の起源を神の鎮座と関わらせて述べているのであり、それに合わせる形で「御諸山」を「美和山」へと変更したのである。つまりこうすることで、巧みに大物主神の「美和山」への鎮座が神話時代の出来事であることを強調しようとしたのである。しかしながらこの言説が実現した形跡はどこにもない。

最後にいま一つの史料を紹介しておこう。『日本書紀』神功摂政前紀にみえる記事と『筑前国風土記』逸文²⁶⁾の伝承である。

諸国に令して、船舶を集へて兵甲を練らふ。時に軍卒集ひ難し。皇后の曰はく、「必ず神の心ならむ」とのたまひて、則ち大三輪社を立てて、刀矛を奉り

たまふ。軍衆自づからに聚る。 (神功紀)

氣長足姫尊、新羅を伐たむと欲して、軍士を整理へて発行たしし間に、道中に遁げ亡せき。其の由を占へ求ぐに、即ち、崇る神あり、名を大三輪の神と曰ふ。所以に此の神の社を樹てて、遂に新羅を平けたまひき。

(風土記)

これらの伝記に登場する大三輪社は筑前国夜須郡（福岡県朝倉郡夜須町弥永）に鎮座する延喜式内社の「於保奈牟智神社」である。神社の裏山は神体山（大神山・標高213メートル）になっており、於保奈牟智神を祀っているのである。神体山の神が大己貴神で、山麓の神社が大三輪社を名乗るという関係は、まさしく大和の「御諸山」と大神神社の関係と相似であり、外征のための社殿造営が新しく、大己貴神の大神山への鎮座がそれより古い時期の出来事であったことは言うまでもない²⁷⁾。

以上の検討により、大物主神は「大御和」の神、「三輪の殿」で祀られた神であって、「三諸山」の神ではなかった事実が明らかになったであろう。『延喜式』神名帳²⁸⁾・大和国城上郡の筆頭に挙げられている大神神社の公式名称は「大神大物主神社」である。冠称の「大神」とは、大物主神に対する畏敬の念を表しつつ神が鎮座している土地の名「大三輪」をも同時に表している。すなわち、大物主神を奉祀する神社が三輪に所在することを社名が明白にも語っているのである。そうであるならば、「三諸山」には大物主神を祀る神殿は敷設されてはおらず、神聖な山体はそれ自身が神だったのであり、問題の「三諸山」の神とは大己貴神であったとみなすことができるであろう。

IV. 大己貴神とは何か

『古事記』は大穴牟遲神と書き、その他の文献には大穴持・大汝・大穴道・大名持などさまざまな表記がある。しかし、書紀は一貫して「大己貴神」と記す。『日本書紀』神代上・第八段・一書第二に「大己貴、此をば於褒姒娜武智」との訓註が付されているように、オホアナムチと読むことができる。神名の源義は書紀の「大己貴」の字配りから推定すると「偉く尊い私」²⁹⁾であろう。この神名は政治世界の最高位に立つ人間が自己の存在感と絶大な権力を知覚し、外部世界（自然界）に自己の権力を支え正当

化する霊格が成立したことを端的に表現しており、王権神・国家神としての特質を帯びていることが理解される。また、「貴（ムチ）」は身分が高く尊い人の意で、オホアナムチ神が成立当初より人格神の性格をも帯びていた事情を推想させる。『古事記』『日本書紀』の神代巻には多数の神々が登場しているが、王権の存立と由緒とに関わる主要な神のほとんどが人格神として描かれていることがわかり、オホアナムチもそのような神の典型であった。

ところで、大己貴神の既存の王権神話のなかでの役割は何かというと、少彦名神と対になって国作りをしたこと、諸国巡遊と国土開拓の最後に出雲に至り、そこで高天原から降臨した天孫に国譲りを行い、長く杵築大社に幽居・鎮座したということである（大己貴神と対になっていた少彦名神は先だって常世国に去ったとする）。最終的に出雲に鎮座した大己貴神は、父神スサノヲ命と同じく出雲に「神夜良比夜良比岐」とみなされた神であり、記・紀神話に描かれた諸国巡遊と国土開拓の事業もある種の追放と贖罪のための行為であったとみなすことができるのではないかと考えられる³⁰⁾。

ところで一般に大己貴神は出雲固有の神、出雲土着の神とみなされているようであるが、現地の豪族出雲臣らは大己貴神の系譜的な後裔とは称しておらず³¹⁾、杵築大社は西出雲の出雲郡西北隅の地に鎮座し³²⁾、出雲臣の本居は東出雲の意宇郡³³⁾ にあって分断されていた事実を忘れてはならず、さらに、そもそもこの神が諸国巡遊の旅に出発した初源の地がどこなのか、換言するならばその本貫を明記した史料は遺されていないのである。

大己貴神がなぜかかる様態の神なのかと言えば、杵築大社に幽居したと物語られている大己貴神の前歴を知られたくないという王権の意向・配慮があったからではなかろうか。大己貴神が大和の「三諸山」の神であったという来歴は、この神が初期・前期ヤマト王権の至高の守護神なのではないかという想像や疑念を懐かせる要因になるであろう。伊勢に奉祀された天照大神の後裔・子孫が建国の初めより一貫して国土を統治してきたとする記・紀の歴史観を普遍化し正当化するためには、大己貴神が大和を本居とする神であり、かつては王権の最高守護神であったという史実を決して容認するわけにはいかなかったのである。そこで、王権は大己貴神の神格を国作り・国譲りの国ツ神という様態に降格・変更し、高天原で罪

を犯したスサノヲ命の子として出雲国に追放・遷座させたのである。そして、その上でなお大国主神という新しい国ツ神を考案・登場させることで、大己貴神の過去の功業や履歴を隠蔽しようとしたのである。『古事記』『日本書紀』神代巻には次のような記述がある。

大国主神。亦の名は大穴牟遲神と謂ひ、亦の名は葦原色許男と謂ひ、亦の名は八千矛神と謂ひ、亦の名は宇都志国玉神と謂ひ、并せて五つの名有り。

（『古事記』神代巻）

大国主神、亦の名は大物主神、亦是国作大己貴命と号す。亦是葦原醜男と曰す。亦是八千戈神と曰す。亦是大国玉神と曰す。亦是顯国玉神と曰す。

（『日本書紀』神代上・第八段・一書第六）

これらの神々はもともと歴史的成立由来の異なる神であり、それを亦名の論理という便宜的な手法に基づいて同体の神だと認定したのは、大己貴神に代えて大国主神を、皇祖神にして天ツ神の中核とされた天照大神を主軸とする神話世界のなかでの国ツ神の主役に抜擢する目的があったからであり、諸神のなかでは成立の最も新しい神であると考えてよい。そしてこの措置により大国主神はその他の神々に個別に備わっている神格が総合的に兼備された国家神になったのであり、大国主神とは対照的に大己貴神の働きが排除・隠蔽された事例として次の神話を挙げることができる。

是に大国主神、愁ひて告りたまひしく、「吾独して何にか能く此の国を得作らむ。孰れの神と吾と、能く此の国を相作らむや」とのりたまひき。是の時に海を光して依り来る神ありき。其の神の言りたまひしく、「能く我が前を治めば、吾能く共與に相作り成さむ。若し然らずば国成り難けむ」とのりたまひき。爾に大国主神曰ししく、「然らば治め奉る状は奈何にぞ」とまをしたまへば、「吾をば倭の青垣の東の山の上に伊都岐奉れ」と答へ言りたまひき。此は御諸山の上に坐す神なり。（『古事記』神代巻）

この神話は大己貴神と「大三輪の神」の談合を記した『日本書紀』神代上・第八段・一書第六と同じ筋書きのものである。だが、ここでは大己貴神の代役を大国主神がつかとめ、大三輪の神も「其の神」と記していて具体的な神名は臥せてある。話の内容としても大国主神は「御諸山」の神としては曖昧になってしまっており、談合をふっか

けた「其の神」に対する積極性はきわめて薄らいでいることがわかる。他方では「其の神」が「青垣の東の山の上」「御諸山の上」に鎮座することが一方通行的に強調されている。「其の神」とは大物主神のことであろうが、大物主神が大国主神の黙認ともいうべき態度により「御諸山」に祀られた神であるという主張が強く打ち出されているのである。大己貴神に代えて大国主神の霊能を強調しようとしたのは『古事記』の発案者である天武天皇とみられるが、同時に、有力な国土創成諸神の同族・同体化が大己貴神の神格や歴史的由緒の隠蔽や変質に結びついていることを推察することができるであろう。

ところが、大和では大己貴神が「三諸山」の神であるという考え方は根強く残っていたのである。『古語拾遺』(斎部広成撰)³⁴⁾には大己貴神について次のような説明文がある。

大己貴神〔一の名は大物主神。一の名は大国主神。一の名は大国魂神なり。大和国城上郡大三輪神是なり。〕と少彦名神〔高皇産霊尊の子。常世国に遁きましき。〕と共に力を戮せ心を一にして、天下を経営りたまふ。

著者斎部広成は大己貴神が城上郡の大三輪神であるという説を明記している。これは内容的には正確な記述とは言えないが、欽明朝以来の祭官氏族であった斎部(忌部)氏は高市郡雲梯郷だけではなく城上郡穴師の地にも分岐氏族(三室戸斎部)が居住していた³⁵⁾。三輪山の神にまつわる伝聞や情報はそこから得られたものと考えられ、大己貴神を眷属諸神の代表者としての位置に据えているのは、この神こそが同体の神格とされる大物主神・大国主神・大国魂神らの根源を成す神であった事情を広成が知っていたからではあるまいか。

記・紀神話の記述に依拠して大己貴神の伝承を大国主神のそれに解消してしまうこと、さらには大国主神を前面に出し大己貴神の事績を「国作り・国譲り」に限定し矮小化することが当たり前のように行われている。現在の杵築大社は公式に主祭神を大国主神としているが、『出雲国風土記』『出雲国造神賀詞』には大穴持神・大穴持命と記しており、神祇令義解にも「出雲大汝神」と書いてある。神名の変更・改定はいつ、どのような理由で行われたのかを明らかにする必要があるだけではなく、大切なのは大己貴神の出雲への鎮座由来の真相を明らかに

することであり、さらにこの神の起源にまで遡って本来の神格や霊能の総体を見究めることであろう。

以上のような経緯からすると、『古事記』『日本書紀』に記載のある大物主神の伝承についても、三輪氏が家伝として提出した文章に由来するもののみならず、それ以外の宮廷伝承で書き換えの操作が及んでいる可能性のあるものが含まれていることが推察される。そうした伝承のひとつが次に引用する説話であろう。

是の後に、倭迹迹日百襲姫命、大物主神の妻と為る。然れども其の神常に昼は見えずして、夜のみ来す。倭迹迹姫命、夫に語りて曰はく、「君常に昼は見えたまはねば、分明に其の尊顔を視ること得ず。願はくは暫留りたまへ。明旦に、仰ぎて美麗しき威儀を覲たてまつらむと欲ふ」といふ。大神対へて曰はく、「言理灼然なり。吾明旦に汝が櫛笥に入りて居らむ。願はくは吾が形にな驚きましそ」とのたまふ。爰に倭迹迹姫命、心の裏に密に異ふ。明くるを待ちて櫛笥を見れば、遂に美麗しき小蛇有り。其の長さ大さ衣紐の如し。則ち驚きて叫啼ぶ。時に大神恥ぢて、忽に人の形と化りたまふ。其の妻に謂りて曰はく、「汝、忍びずして吾に差せつ。吾還りて汝に差せむ」とのたまふ。仍りて大虚を踐みて、御諸山に登ります。爰に倭迹迹姫命仰ぎ見て、悔いて急居。則ち箸に陰を撞きて薨りましぬ。乃ち大市に葬りまつる。故、時人、其の墓を号けて、箸墓と謂ふ。是の墓は、日は人作り、夜は神作る。故、大坂山の石を運びて造る。則ち山より墓に至るまでに、人民相踵ぎて、手通伝にして運ぶ。時人歌して曰はく、

大坂に 継ぎ登れる 石群を 手通伝に越さば 越しかてむかも (『日本書紀』崇神十年九月条)

この説話は未婚の皇女倭迹迹日百襲姫が大物主神の妻となり、神が夜な夜な姫のもとに通ってきて聖婚を営んでいたが、姫が夫神の顔を見たいという希望をもらし、夫神が言い渡した約束を姫が破ったために破婚となり、自死した姫のために大きな墓が造られたという筋書きになっている。

後段に書かれている箸墓造営のくだりは、御諸山の麓にある箸墓古墳の造営にまつわる言説であって、三世紀中葉に在位した女王の陵墓と推定できる。この説話が、実在の女王ではなく倭迹迹日百襲姫という作為された皇

女をめぐる話になっているのは、女王制・女王統治の歴史がかつて実在した事実を承認することができない王権の改作によるものである³⁶⁾。さらに、大物主神が「御諸山」の神として描かれているのは、三輪の地に本拠地を設けた三輪氏が、大物主神を「御諸山」の神に祭りあげようと画策していたことの現われであり、先ほど指摘しておいた大物主神が大己貴神と同体であるとする定式化された神統譜観の成立に基づき、「御諸山」の根源神であった大己貴神を大物主神に書き換えたのであろう。ならば、伝承の原型は女王と大己貴神との聖婚祭儀と、神に仕え通した女王の死没による壮大な陵墓の造営とから成っていたと想定することができる。

上文には説話として明白な矛盾が顕在化しており、神との約束を破り、神を怒らせた姫のために巨大な墓が造られたというのは、まさしく伝承の書き換えによって発生した明らかな矛盾、断裂と考えられ、女王と神との聖婚は破綻・決裂するどころか、女王は「御諸山」の大己貴神の妻（卑弥呼）としての生涯を全うしたと考えねばならない。その功績により、神の援助（夜）と時人の讃仰（昼）とを得て箸墓古墳が造営されるに至ったと言わなければならない。

本伝承の内容と性格をこのように把握すべきであると考えているが、ここではなおもう一つの論点を再度強調しておかなければならない。それは、「御諸山」の大己貴神は初期ヤマト王権が創成した初発の人格神ではないかという問題である。本章冒頭において私は大己貴神の名義を「偉く尊い私」と解釈しておいた。倭国統合の象徴たる女王がその夫として仕えるのに相応しい至高神の名義であることがわかるが、本伝承においても神は招婿婚の習俗に従う男として振る舞い、人の姿形をして姫に語りかけ「御諸山」に帰還したとされており、このような神の様態は原話に由来するのではなかろうか。

人格神の成立は新しい事象とする見方がある。しかし、東王父・西王母などの舶載鏡の神仙図像や穴師（兵主）神蚩尤にまつわる神話の伝来³⁷⁾、さらには纏向遺跡・大福遺跡における木製仮面の相次ぐ出土などによって³⁸⁾、神霊を人に擬する着想は三世紀前半期の倭王都には確実に存在した形跡があり、反対に銅鐸の埋納や青銅儀器の破碎・融解による弥生時代以来の地霊祭儀の停止という事態は、人格神の創成という新たな神観念の形成という

動向と無関係であるとは考えられない。女王制を選択した初期ヤマト王権は、人格神大己貴と卑弥呼との聖婚という儀礼を媒介として人間社会に神の教示をくだすというそれまでになかった革新的な祭式を編み出したと考えられるのである。

V. 大己貴神の分霊祭儀

初期ヤマト王権の最初の首都は纏向遺跡であったと考えられる³⁹⁾。その地に聳える「御諸山」の神が女王の聖婚祭儀の対象となった大己貴神であろう。大己貴神はその名義「偉く尊い私」から推測すると、王権が創成した唯一神としての神格を帯びていた可能性が高い。記・紀神話の神々は歴史の最初から天照大神を基軸とする多神教の一系主義的な神統譜を形成していたのではなく、創成期の王権神は単一の存在だったと考えられる。唯一神とは宇宙と人間世界を創造した根源的・万能的な威力・霊能を持つ神のことであり、大己貴神は列島社会が歴史的に生み出した初発の唯一神であった。イザナキ・イザナミ両神が国生みという行為によって大八洲国を作ったとする神話の成立は新しく⁴⁰⁾、火山・地震列島を成す日本の国土は大己貴神の活動によって創成されたとする観念が後世まで根強く遺存していた⁴¹⁾。この神は女王位に就いた聖なる卑弥呼の夫神として託宣を通じて王権を擁護し、また卑弥呼に臣従する首長層から貢献を受ける人格神であったと推測される。

大己貴神は先ほどの伝承に記すように「三諸山」に籠る神であり、その妻である女王は大己貴神の神意によって選ばれた神聖無比な存在で、神自らが深夜の女王宮に来臨して聖婚を営むという祭儀形態をとっていたため⁴²⁾、当時の祭式では「三諸山」に祭祀遺跡は形成されなかったと推測される。さらに、大己貴神の加護を永続的に得るために、王権はある時期まで男王制を封印していた。初期ヤマト王権の政治形態はヒメ・ヒコ制に社会的な基盤を置く女王制を持続化する方策をとっており、歴代の女王は神妻として不婚（「夫婦無し」）の禁忌を負わされ、王位の世襲制とは無縁の存在であった。筆者のこれまでの調査・検討では、三世紀前半から四世紀末までのおよそ一世紀半にわたり七、八代に及ぶ女王の統治が連続していたと想定され、記・紀の皇統譜は後世の造

作であると判断せざるを得ない⁴³⁾。

しかし、四世紀後半（364～372年）にヤマト王権は新興勢力である朝鮮半島の百済国と軍事同盟を結び、百済王からの要請に基づいて出兵を行う国際的名分を獲得する。国内各地の首長層を糾合し、最初の大規模な軍事行動を展開したのは「高句麗好太王碑文」に記された辛卯（391）年のことであろう⁴⁴⁾。以後、半島での軍事行動を恒常化させるとともに、王制も国内統合の象徴として男王制への転換を図ったと推定できる。始祖帝王を擁した男王世襲制の下で、王権は新たに王位継承儀礼の一環として太陽神と国土霊の祭儀を創出し、これらの祭儀の主宰者を大王（「日の御子」）⁴⁵⁾として就任させる祭儀体制を構築したらしく、その祭場は「三諸山」の聖域内に設定されたようである。ひとまず、次の史料を検討してみよう。

六年に、百姓流離へぬ。或いは背叛くもの有り。其の勢、徳を以て治めむこと難し。是を以て、晨に興き夕までに惕りて、神祇に請罪る。是より先に、天照大神・倭大国魂、二の神を、天皇の大殿の内に並祭る。然して其の神の勢を畏りて、共に住みたまふに安からず。故、天照大神を以ては、豊鍬入姫命に託けまつりて、倭の笠縫邑に祭る。仍りて磯堅城の神籬を立つ。亦、日本大国魂神を以ては、淳名城入姫命に託けて祭らしむ。然るに淳名城入姫、髪落ち体瘦みて祭ること能はず。

（『日本書紀』崇神六年条）

天照大神と倭大国魂神はもともと皇宮内で祀っていたが、天皇は神威を畏れ宮外で祀ることにしたとする。天照大神は皇女豊鍬入姫が笠縫邑に磯堅城の神籬を設けて祀り、倭大国魂神は皇女淳名城入姫に祀らせたが、後者は成功しなかったというのである。因みに、ここに出る天照大神は伊勢内宮で祀られている天照大神の史的前身としての太陽神（オホヒルメノムチ）のことであり、天照大神とは区別しておく必要があるので、以下の記述でもそのように理解していただきたい。

さて、両神を大殿内で祀っていたとする上の文意は、『日本書紀』神代下・第九段・一書第二の「是の時に、天照大神、手に宝鏡を持ちたまひて、天忍穗耳尊に授けて、祝きて曰はく、『吾が兄、此の宝鏡を視まさむこと、常に吾を視るがごとくすべし。與に床を同じくし殿を共に

して、斎鏡とすべし』とのたまふ」とする神勅に拠っている。これは天照大神の皇祖神としての神格と伊勢神宮の祭儀が確立した天武朝以後の時期の思想であるから、これをもって「同床共殿」⁴⁶⁾を歴史的な事実を記したものと解することはできない。むしろ、文章の後半部分こそが具体的な両神の祭祀起源譚であるとみなすべきである。すなわち、未婚の皇女が「三諸山」麓の聖域において両神を祀ったのが祭儀の始まりであると言ふべきである。天照大神の祭場とその施設については別に次のような伝記があるので引用しておこう。

一に云はく、天皇、倭姫命を以て御杖として、天照大神に貢奉りたまふ。是を以て、倭姫命、天照大神を以て、磯城の厳櫃の本に鎮め坐せて祠る。然して後に、神の誨の隨に、丁巳の年の冬十月の甲子を取りて、伊勢国の渡遇宮に遷しまつる。

（『日本書紀』垂仁二十五年三月条所引一云）

この話では皇女倭姫が「磯城の厳櫃の本」で大神を祀ったとし、丁巳年に伊勢の度会宮に遷祀したとする。丁巳年は欽明朝の537年とみるのが妥当で⁴⁷⁾、磯城における王権の太陽神祭祀はこの年をもって終焉すると考えてよい。それはともかく、崇神紀・垂仁紀双方の伝記の書き方は相違しているが、豊鍬入姫の祭場と倭姫の祭場は「三諸山」麓でおそらく同一の場所にあったと推定されるのである。その祭場については『皇太神宮儀式帳』⁴⁸⁾に垂仁天皇の御杖代として倭姫内親王が斎き奉った「美和乃御諸原」の斎宮のことが記されていて、これを松原神社（元伊勢）の地とみるのが有力であるが、私見は三輪から金屋にかけて分布する三輪金屋遺跡付近を笠縫邑に該当する磯城地域の起源の地ではないかと考えており⁴⁹⁾、「御諸原」は三諸山の麓で神体山の聖域内とみなされた土地を指しているだろう。

一方、倭大国魂神の祭場に関しては、上記一云の文章の続きを読めば明らかになる。

是の時に、倭大神、穗積臣の遠祖大水口宿祢に著りたまひて、誨へて曰はく、「太初の時に、期りて曰はく、『天照大神は、悉に天原を治さむ。皇御孫等は、専に葦原中国の八十魂神を治さむ。我は親ら大地官を治さむ』とのたまふ。言已に訖りぬ。然るに先皇御間城天皇、神祇を祭祀りたまふと雖も、微細しくは未だ其の源根を探りたまはずして、粗に枝葉に留めたま

へり。故、其の天皇命短し。是を以て、今汝御孫尊、先皇の不及を悔いて慎み祭ひまつりたまはば、汝尊の寿命延長く、復天下太平がむ」とのたまふ。時に天皇、是の言を聞しめして、則ち中臣連の祖探湯主に仰せて、トふ。誰人を以て大倭大神を祭らしめむと。即ち淳名城稚姫命、トに食へり。因りて淳名城稚姫命に命せて、神地を穴磯呂に定め、大市の長岡岬を祀ひまつる。然るに是の淳名城稚姫命、既に身体悉に瘦み弱りて、祭ひまつること能はず。是を以て、大倭直の祖長尾市宿禰に命せて、祭らしむといふ。

山尾幸久は、上文にみえる『 』内に記された倭大神の託宣について、天照大神と天皇と大地官三者による天・葦原中国・国土霊の分治を定めた契期であり、国魂の総霊である大地官＝倭大神の国譲りの宣言文であると論じ、倭大神の本質を「三輪山の大国玉神」と規定した⁵⁰⁾。倭大国魂神の起源について山尾の論説はきわめて重要な問題を指摘したものになっているが、私見は「三諸山の大国玉神」の起源を大己貴神の総霊からの分化であると解し、祭儀の起点を始祖帝王が出現する四世紀末から五世紀初頭と考えている⁵¹⁾。

伝記の最後の方に、淳名城稚姫をもって倭大国魂神の祭場を「大市の長岡岬」に祀らせたと記す。姫の名は先ほど引用した崇神紀の淳名城入姫と類似しており、同一人物とみなしてよい。そうすると、垂仁紀の本伝記こそが原話であった蓋然性が高いと言える。「大市の長岡岬」は城上郡大市郷にある「長岡」の先端部に所在したと推定され、大市墓と称された箸墓古墳の東方に当たる広い台地（桧原坂）の先端部が該当するであろう⁵²⁾。件の台地は「三諸山」の神域内とみなすことのできる場所で、「倭（ヤマト）」の国魂を奉祀するのにふさわしい高所の聖地であったと判断できる。

以上の検討により、天照大神・倭大国魂神はいずれも未婚の皇女が決められた祭場に派遣されて祭儀が反復されていたらしいこと、祭場はそれぞれ「三諸山」麓聖域内の特定の地に固定されていたこと、祭儀は神殿のごとき建物ではなく、簡素で原始的な祭壇ないし神籬・磐境が用いられたと考えられることなどが判明するが、そこからさらに推定できることは二点である。

一つは、文献から推測できる皇女による祭儀の場は特定の地点（磯城の厳櫃の本・大市の長岡岬）であったと

推定されることから、四世紀末以後の「三諸山」祭祀遺跡はそれに即応して伝承の記述にみえる限定された場所ではしか発見できないであろうという予測が立てられることであり、現在までの考古学的調査で発見されている該期の遺跡は、意図的に隠蔽された伝承にまつわる大己貴神の祭祀遺跡であった蓋然性が強いとみられることである。

もう一つの論点は、両神が「三諸山」の神大己貴の分霊であると解釈できるということである。この点について、倭大国魂神を奉祀する大和坐大国魂神社（大和神社）の社伝『大倭神社註進状』⁵³⁾には、「倭大国魂神は大己貴神の荒魂」とする言い伝えがあったといい、さらに狭井神社に関し、「狭井神は大己貴命の荒魂、大国魂神なり」とする伝聞が存在し、狭井神の起源は倭大国魂神そのもので、「狭井祝部は大倭直等なり」と伝えているものの、倭大国魂神の山辺郡への遷祀後に狭井神が大神荒魂神社の祭神として三輪氏の奉祀体制下に組み込まれたのではなかろうか。神祇令において狭井神は「大神の匱霊なり」と規定され、鎮花祭の祭神に変容したからである。

大己貴神を上位の規定的神格とし、その分霊による新たな王権祭儀の成立を直接に証明できるような良質の史料は存在していないが、『日本書紀』崇神七年八月条はきわめて貴重な言説を書き記している。

倭迹速神浅茅原目妙姫・穗積臣の遠祖大水口宿禰・伊勢麻績君、三人、共に夢を同じくして、奏して言さく、「昨夜夢みらく、一の貴人有りて、誨へて曰へらく、『大田田根子命を以て、大物主大神を祭ふ主とし、亦、市磯長尾市を以て、倭大国魂神を祭ふ主とせば、必ず天下太平ぎなむ』といへり」とまうす。天皇、夢の辞を得て、益心に歎びたまふ。布く天下に告ひて、大田田根子を求ぐに、即ち茅渟県の陶邑に大田田根子を得て貢る。天皇、即ち親ら神浅茅原に臨して、諸王卿及び八十諸部を会へて、大田田根子に問ひて曰はく、「汝は其れ誰が子ぞ」とのたまふ。対へて曰さく、「父をば大物主大神と曰す。母をば活玉依姫と曰す。陶津耳の女なり」とまうす。亦云はく、「奇日方天日方武茅渟祇の女なり」といふ。天皇の曰はく、「朕、榮樂えむとするかな」とのたまふ。乃ち物部連の祖伊香色雄をして、神班物者とせむとトふに、吉し。又、便に他神を祭らむとトふに、吉からず。

三人の臣下の夢に「一の貴人」が現われ、大物主大神と倭大国魂神の祭主を指名したという。そこで天皇は夢の教えに従って大物主大神の祭主である大田田根子を探し出し、倭大国魂神の祭主には市磯長尾市を就けることとし、さらに物部連の祖伊香色雄を神班物者に任じて祭儀を行わせたとするのである。この伝記は三輪・倭両氏がそれぞれの神の祭主に任命され、物部氏が祭儀に用いる幣帛・神具を造り両神の祭儀に供給する任務を命じられた由来を語ったものであり、欽明朝における祭官による氏族祭儀の体制が諸氏族の協議に基づいて整備されるに至った事情を示す。問題は、このような祭儀体制の整備を夢の教示という形で示唆した「一の貴人」が何者なのか、また「貴人」の夢の教えとは一体何を意味するのかということであろう。

「貴人（ムチ）」とあるところからすると、一応は高貴な人間を想定することができるわけであるが、話の筋からすればもとより天皇のことではなく、何らかの神霊が夢という手法を使って臣下らに教示をしたとみてよいだろう。その神は指名を受けた側の大物主神でも倭大国魂神でもないことは明らかで、これらの神より高い立場にいる神霊を想定する他はないだろう。その神霊として直ちに想起されてくるのは大己貴神であり、この神が大国主神・大物主神・大国魂神など有力な国家創成神の同体神とされていること、これら後発の諸神はこれまで指摘してきたように大己貴神からの分霊だったと目されることに想い至るのである。

前に引用した『出雲国造神賀詞』には、「大美和の神奈備」に鎮座した大物主神は大穴持命の「和魂」だと明記されていた。和魂と荒魂は分化した神霊の二つの側面を表すもので、大己貴神の和魂を大物主神であると言うならば、上文の場合、倭大国魂神が大己貴神の荒魂と解釈されたのではなかろうか。これら両神の祭儀の場は「三諸山」麓のそれぞれの聖地（三輪・大市）であり、大物主神が大己貴神の「幸魂奇魂」として同化したという先ほど引用した書紀の伝承を併せて想起するならば、大己貴神の夢の教えという表現の背景には、神霊の同化・分化という現象・論理が隠されていると言えるのではないだろうか⁵⁴⁾。

大物主神を氏祖神として三輪の地に入部した三輪氏は、幸魂・奇魂の論理を持ちだして大物主神を大己貴神と同

体の神と主張せざるを得なかったのであり（神霊の同化）、王権の委託を受け杵築大社において大己貴神を奉祀する立場にあった出雲氏は、大己貴神の分霊である大物主神を大三輪の神奈備に鎮座させたと説明する必要があったのである（神霊の分化）。そして、大物主神の三輪への鎮座という新たな事態が、大己貴神の分霊であった天照大神・倭大国魂神の祭場の遷移を惹き起した要因だと考えられるのであり、それは同時に大己貴神の「三諸山」から出雲への遷座にも帰結したのである（神霊の勧請）。欽明朝の神祇祭儀の体制とそのイデオロギーとしての記・紀の王権神話の原型はそうにして形成されるに至ったと考えてよい。

これまでに述べてきたことの結論を言うと、「三諸山」の根源神である大己貴神は初期ヤマト王権＝邪馬台国の時期に創成された唯一の人格神であり、その霊魂は分化・同化という作用・機能に基づいて新たな神々を次々に創成し、ヤマト王権の政治形態の変化に即応しながら神格を変質させていったとみられるのである。

VI. おわりに

「三諸山」の神大己貴は天智天皇の近江大津宮遷都において日吉（枝）神社の西本宮に勧請・奉祀されたと伝えている。天皇が新しく建設しようとする宮都の守護神に大物主神を選択しなかったのは、この神が三輪氏の氏祖神であったからで、天智朝において大己貴神は「三諸」の国家神としてなお健在であった事実を物語っているのである⁵⁵⁾。

ところで、三輪山の西麓を流れる狭井川の溪谷に山ノ神遺跡がある。そこから谷をやや下った地点には奥垣内遺跡が所在する。両者は磐座祭祀遺跡として著名なだけではなく、「三諸」の神の祭祀遺跡としても最も古い時期のものと言える。前者は四世紀後半ないし五世紀初頭に祭祀が始まり、五世紀後半から六世紀初め頃に及ぶとされ、後者は四世紀末から五世紀初めの遺物を含み、五世紀後半から六世紀初頭に盛期があるとされている⁵⁶⁾。いずれにせよ、私としては両遺跡を「三諸山」祭祀の遺跡で、しかも大己貴神の主要な祭場であったのではないかと推量している。両遺跡をこれまでのように「三輪山」祭祀遺跡と規定することは学問的に正しい捉え方ではな

く、むしろ「三輪山」祭祀は両祭祀遺跡が廃絶されて以後新たな形・新たな場で開始されたと言うべきであろう。

遺憾ながら、記・紀を始めとする文献には四世紀後半以後五世紀代に関わる大己貴神の祭儀伝承や神話などが見当たらない。その理由は、前述したように大己貴神の古い時期の神格や履歴を隠蔽しなければならない王権の意向と、それまでの大己貴神の唯一王権神としての神格が失われた事実によるものであると推測される。ヤマト王権は四世紀後半以後新たに住吉大神や宗像沖ノ島の祭祀を開始し、大陸との交流により高皇産靈神の導入を図ったからであり、また同時期には「三諸山」麓の聖域で太陽神（笠縫邑・磯城の厳檀の本）と国土霊（大市の長岡岬）の祭儀が執行されていた。いずれも女王卑弥呼の祭儀伝承を踏まえた未婚の皇女による王権祭儀である。両神は「三諸」の神大己貴の分霊としての来歴を有する神であった。

山ノ神遺跡・奥垣内遺跡にまつわる伝承は、宮廷伝承としても、六世紀に三輪の地に定着した三輪氏や同族鴨氏らの手によっても伝存・継承された形跡がない⁵⁷⁾。両祭祀遺跡はヤマト王権が三諸山麓の聖域に初めて設けた大己貴神の祭場であったのではないだろうか。十分に論議を尽くすことができなかった点についてはご海容を乞いつつ、本論を積年にわたる筆者のひとつの試案として提起し、諸賢のご批評・ご教示に預かりたいと思う。

【註記】

- 1) 本論で引用する万葉歌は日本古典文学大系『万葉集』1～4（岩波書店、1957～1962年）による。
- 2) 本論では日本古典文学大系『古事記・祝詞』（岩波書店、1958年）を使用する。
- 3) 前田晴人「三輪（ミワ）と三諸（ミモロ）」（『大阪経済法科大学論集』107号、2014年）で詳細に関連史料の集成と解説を試みたので参照されたい。
- 4) 本論では日本古典文学大系『日本書紀』上・下（岩波書店、1965・1967年）を使用する。
- 5) 松倉文比古「御諸山と三輪山」（横田健一編『日本書紀研究』第13冊、塙書房、1985年）。
- 6) 鈴木正信「三輪山祭祀の構造と展開」（『大神氏の研究』雄山閣、2014年）。
- 7) 和田萃「三輪山祭祀の再検討」（『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』下、塙書房、1995年）。
- 8) 鈴木正信前掲註6）論文151～152頁。
- 9) 前田晴人『三輪山—日本国創成神の原像』（学生社、2006年）。

- 10) 寺沢薫「三輪山の祭祀遺跡とそのマツリ」（和田萃編『大神と石上』筑摩書房、1988年）。小池香津江「三輪山周辺の祭祀遺跡」（三輪山文化研究会編『神奈備・大神・三輪明神』東方出版、1997年）。橋本輝彦「三輪山麓の玉造遺跡—三輪山祭祀の開始時期をめぐる—」（『東アジアの古代文化』113号、2002年）。奈良県立橿原考古学研究所『松之本遺跡第4次調査』（奈良県文化財調査報告書第163集、2014年）中野咲執筆部分、1～5頁。
- 11) 本条の天皇霊の解釈については熊谷公男「蝦夷の誓約」（『奈良古代史論集』1、1985年）を参照。
- 12) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』本文篇（吉川弘文館、1962年）250頁。
- 13) 大神朝臣（神君・三輪君）氏に関しては、志田諄一「三輪君」（『古代氏族の性格と伝承』雄山閣、1972年）。阿部武彦「大神氏と三輪神」（『日本古代の氏族と祭祀』吉川弘文館、1984年）。佐々木幹夫「三輪君と三輪山祭祀」（『日本歴史』429号、1984年）。和田萃前掲註7）論文。平林章仁『三輪山の古代史』（白水社、2000年）。前田晴人前掲註9）論著。鈴木正信「神部直氏の系譜とその形成」（『日本歴史』780号、2013年）。同「大神氏の系譜とその諸本」（『日本古代氏族系譜の基礎的研究』東京堂出版、2012年）等を参照。
- 14) 景山春樹『神体山』（学生社、1971年）。大神神社史料編修委員会『大神神社史』（大神神社社務所、1975年）。三輪山文化研究会編『神奈備・大神・三輪明神』（東方出版、1997年）。中山和敬『大神神社』（学生社、1999年）。石野博信他編『三輪山と日本古代史』（学生社、2008年）。小笠原好彦他編『三輪山と古代の神まつり』（学生社、2008年）。笠井敏光他編『三輪山と卑弥呼・神武天皇』（学生社、2008年）。大神神社編『古代ヤマトと三輪山の神』（学生社、2013年）。
- 15) 大神神社史料編修委員会『大神神社史料』第1巻史料篇（吉川弘文館、1968年）341～348頁。
- 16) 前田晴人前掲註9）論著。
- 17) 神殿破却にまつわる所伝については、藤原清輔『奥儀抄』中之下〔前掲註15）書、340～341頁〕に次のような伝聞が記されている。「或人云、このみわの明神は、茅の輪をみつくりて、いはのうへにおきて、それをまつる也。やしろのおはせぬ、あやしとて、里のものどもあつまりて、つくりたりければ、からす百千いできたりて、くひやぶり、ふみこほちて、その木どもをば、おのおのくはへてゆきさりにけり。其後神のちかひとしりて、つくらずとぞ」。「或人」とは誰のことか明確ではないが、大神神社は過去に神殿を造営したことがないという言い訳のために、里人らが勝手に集まって造営しようとしたことにし、烏の怪異を持ちだして神殿破却の正当化を図ったのだと言えよう。
- 18) 前田晴人「大己貴命」（『日本古代人物伝』新人物往来社、2007年）。

- 19) 「幸魂奇魂」の意味について本居宣長は「幸魂・奇魂は共に和魂の名にて、幸奇とは、其徳用を云なり、二魂には非ず、(幸魂を荒魂とし、奇魂を和魂とするは非なり)」と解釈しているが(『古事記伝』十二之巻)、人間に幸福と智徳とを与える霊妙な魂の働きの意と捉えておきたい。
- 20) 大神神社の三ツ鳥居奥の禁足地に所在する「御主殿跡」と呼ばれる広い土壇の存在に注意されるが、最近の発掘調査事例では摂社大直禰子神社(大御輪寺)境内地の建物が注目される。最も古い建物は六世紀後半に遡り、三輪君本宗の居館であった可能性が高い。前園実知雄「大直禰子神社と前身遺構」(『大和美』112号、2007年)。
- 21) 本論でいう「三輪」は令制の大和国城上郡大神郷(桜井市三輪・金屋・芝付近)の地域を指す。大神郷は郡に属する公民の居住空間として、神体山である「三諸山(三輪山)」及びその聖域を除外して考えており、令前の「三輪(美和)」も同様とみている。なお、「三諸山(三輪山)」の聖域については後掲註25)を参照。
- 22) 前掲註2)書に所収。
- 23) 前田晴人『古代出雲』(吉川弘文館、2006年)。
- 24) 前掲註15)書363頁参照。
- 25) 神体山である「三諸山」の聖域を山麓のどの範囲とみるかについては定説がない。初瀬川・巻向川の流路で囲まれた所謂「瑞垣郷」を想定するのが通説的見解のようであるが、私見はもう少し狭い範囲とみなし、茅原大墓古墳の存在を考慮に入れ、三輪山麓の標高75メートル付近の傾斜変換線より山側の地域を想定している。
- 26) 日本古典文学大系『風土記』(岩波書店、1958年)505頁。
- 27) 前田晴人前掲註9)論著57～61頁。
- 28) 『新訂増補国史大系・交替式・弘仁式・延喜式前篇』(吉川弘文館、1972年)192頁。
- 29) 前田晴人前掲註9)・18)論著参照。
- 30) 『日本書紀』には大己貴神をスサノヲ命の子とする伝えの他、『古事記』と同じく六世の孫とする伝えもある。書紀本文のように父子関係がより古い伝承であろう。なお、大己貴神とスサノヲ命は別々の地域で生成し、別々の由来・性格を持つ神であったとみられる。
- 31) 『日本書紀』神代上・第六段本文に「天穗日命。是出雲臣・土師連等祖也」とあり、『出雲国造神賀詞』には「出雲臣等我遠神、天穗比命」と記す。天穗日命は天照大神の物実から生成した神で、天忍穗耳尊と兄弟関係にある。
- 32) 『出雲国風土記』出雲郡・杵築郷条に「八束水臣津野命之国引給之後、所造天下大神之宮、将造奉而、諸皇神等、参集宮處、杵築」と記す。
- 33) 関和彦『古代出雲の深層と時空』(同成社、2014年)。
- 34) 西宮一民校注『古語拾遺』(岩波書店、1985年)24～25頁。
- 35) 『大和志料』下巻(奈良県教育会、1914年)所収「斎部氏家牒」49～52頁を参照。日本古典文学全集『竹取物語他』(小学館、1972年)52頁に、「この子いと大きになりぬれば、名を、御室戸斎部の秋田をよびて、つけさす」とあり、かぐや姫の名付け親が「御室戸斎部」とであると伝承されていた。詳しくは前田晴人「女王卑弥呼と迦具夜比売の伝承」(『大阪経済法科大学論集』103号、2012年)で論じている。
- 36) 前田晴人『古代女王制と天皇の起源』(清文堂出版、2008年)。同『卑弥呼と古代の天皇』(同成社、2012年)。
- 37) 千田稔『鬼神への鎮魂歌』(学習研究社、1990年)。
- 38) 福辻淳「纏向遺跡の木製仮面と土坑出土資料について」、丹羽恵二「大福遺跡出土の仮面状木製品について」(『纏向学研究』第1号、2013年)。
- 39) 石野博信・関川尚功『纏向』(榎原考古学研究所、1976年)。石野博信『邪馬台国の考古学』(吉川弘文館、2001年)。同『邪馬台国と古墳』(学生社、2002年)。寺沢薫『王権と都市の形成史論』(吉川弘文館、2011年)。白石太一郎『近畿の古墳と古代史』(学生社、2007年)。同『古墳からみた倭国の形成と展開』(敬文堂、2013年)等。
- 40) 岡田精司「国生み神話について」(『古代王権の祭祀と神話』塙書房、1970年)183～229頁。
- 41) 益田勝美「火山列島の思想」(『火山列島の思想』筑摩書房、1968年)56～74頁。
- 42) 前田晴人「女王卑弥呼の聖婚祭儀と御諸山の伝承」(『大阪経済法科大学地域総合研究所紀要』第7号、2015年)掲載予定。
- 43) 前田晴人前掲註36)論著。
- 44) 前田晴人『倭の五王と二つの王家』(同成社、2009年)。
- 45) 『古事記』応神段にでる歌謡「品陀の日の御子大雀」の部分の解釈に関し、吉井巖は五世紀の代々の王者に「ホムダノヒノミコ」という通称があったとする解釈を披歴している〔吉井「応神天皇の周辺」(『天皇の系譜と神話』塙書房、1967年)〕。通称云々の考えは別として、五世紀以後の王が「日の御子」と呼ばれたことは確実であろう。
- 46) 纏向遺跡出土の大型建物の機能に崇神紀の「天照大神・倭大国魂二神、並祭於天皇大殿之内」の文意を当てはめて解釈しようとする黒田龍二『纏向から伊勢・出雲へ』(学生社、2012年)、同「古墳時代から律令時代における神社成立の諸相」(『古代文化』594号、2013年)の論説に賛同できない。
- 47) 岡田精司は雄略朝の477年説をとるが〔『古代王権と太陽神』(『古代王権の祭祀と神話』塙書房、1970年)〕、和田萃前掲註7)論文の見解を是としたい。
- 48) 『新校群書類従』1・神祇部(名著普及会、1978年)所収。
- 49) 前田晴人「欽明天皇の磯城嶋金刺宮について」(『大阪経済法科大学地域総合研究所紀要』6号、2014年)。
- 50) 山尾幸久「初期ヤマト政権の史的性質」(『日本古代王権形成史論』岩波書店、1983年)。

- 51) 前田晴人「倭大国魂神の創祀について」(『大阪経済法科大学論集』105号、2014年)。
- 52) 和田萃前掲註7) 論文に指摘があり、私もかねてより注目してきた地点である(前田晴人前掲註9) 論著。
- 53) 前掲註48) 書所収。
- 54) 神霊の同化・分化・勧請などの概念については前田晴人前掲註51) 論文で詳論している。
- 55) 大己貴神の日吉神社への勧請については前田晴人前掲註9) 論著で詳しく述べている。
- 56) 山ノ神遺跡・奥垣内遺跡に関する詳細は前掲註10) を参照。
- 57) 敢えて関連しそうな事例を指摘するとすれば、『古事記』神武段の天皇と伊須気余理比売との出会いと聖婚を語る説

話を挙げることができるだろう。伊須気余理比売は美和の大物主神の御子とされ、天皇と国ツ神の血筋を引く女性との結婚を描く。比売の家は狭井河のほとりにあったとし、七媛女らが高佐士野に遊んでいるところを見出されたと記す。狭井河のほとりや高佐士野は「三諸山」の聖域内で七媛女が関与した祭儀空間であった可能性が高く、山ノ神・奥垣内両遺跡との関係を彷彿とさせる。神の名は大物主神となっているが、本話の元になった話は久米命が「三諸」の神の妻として相応しい女性を探し出す話と考えられ、大己貴神と女王との聖婚にまつわる原話を、初代天皇の婚姻説話に書き換えたのではなかろうか。

『大神朝臣本系牒略』の原資料と引用史料

鈴木 正 信

目 次

I. はじめに	21
II. 成立とその歴史的背景	21
III. 第一系図の原資料	24
IV. 第一系図の引用史料	32
V. 結 語	34

論文要旨

『大神朝臣本系牒略』は、かつて大和王権のもとで三輪山における祭祀を担当し、のちに大神神社の神職を継承した大神朝臣氏とその後裔たる高宮氏の系図である。この系図は『百家系図稿』や『諸系譜』に載録されているが、学界には広く知られていなかったことから、筆者は前著において翻刻・校訂を行うとともに、その史料性格について検討した。本稿では前著を踏まえて、第一系図（古代の部分）を作成する際に利用されたとと思われる原資料と、そこに引用された史料に関して考察を行った。

第一章では、成立とその歴史的背景を確認した。『大神朝臣本系牒略』は高宮信房（1769～1823）の手によって、1790年代の後半頃に編纂されたと考えられる。編纂目的は未詳であるが、信房の代に玄賓庵へ神牌を納めたことが一つの契機になったと推測される。

第二章では、原資料について論じた。第二系図（中世～近世の部分）の作成には、田蔵文書の写し、墓石、神牌などのほか、当時の高宮家に伝来していた『高宮氏中興系図』などが利用されたと見られる。一方、第一系図の作成時には『古事記』・『日本書紀』など多くの史料が引用・参照されているが、他史料に見えない部分には平安時代前期に大神朝臣氏が作成した本系帳の内容が何らかの形で反映していると思われる。

第三章では、第一系図に引用された史料を分析した。その結果、他史料を引用・参照した際にはその史料名を注し、典拠とした史料の文章を忠実に引用しており、抜粋して引用する場合も文意を変更しないように配慮する傾向が看取された。この傾向はほぼ全ての記載に当てはまる。ただし、全体数からすればごくわずかではあるが、引用史料との間に明確な対応関係が確認できない記事も存在する。それらはなお詳しい検討が必要である。特に興志と伊可保の尻付に引用された文章は『類聚三代格』の逸文である可能性があり注目される。

鈴木 正信（すずき まさのぶ）

早稲田大学高等研究所准教授

『大神朝臣本系牒略』の原資料と引用史料

鈴木 正 信

I. はじめに

纏向地域を見下ろすようにそびえる三輪山は、大物主神の鎮まる山として古くから信仰の対象であった。その麓に位置する大神神社（奈良県桜井市三輪）は現在も本殿を持たず、拝殿奥の三ツ鳥居を通して三輪山そのものを仰ぐ初源的な祭祀の形態を留めており、日本最古の神社であるとも言われている。

本稿で取り上げる『大神朝臣本系牒略』¹⁾（以下『本系牒略』）は、かつて大和王権のもとで三輪山における祭祀を担当し、のちにこの大神神社の神職を継承した大神朝臣氏²⁾とその後裔たる高宮氏の系図である。そこには神代の素佐能雄命から江戸時代中頃の高宮信房まで、合計九十五人が連綿と記されている（一部に重複を含む）。この系図は『百家系図稿』（静嘉堂文庫所蔵）や『諸系譜』（国立国会図書館所蔵）に載録されているが³⁾、学界には広く知られていなかったことから、筆者は前著においてその翻刻・校訂を行うとともに、編者・成立年代および史料の性格について考察を行った⁴⁾。

それまで大神朝臣氏の系図としては『三輪高宮家系図』⁵⁾（以下『高宮系図』）が頻用されていた⁶⁾。しかし、この系図は明治時代中頃に編纂されたものである。各人物には詳細な尻付が施されているが、大半は『本系牒略』の引き写しであり、加筆・修正や推定復原も含まれている。その工程からは近代の人々による前近代史の理解・再構築のあり方をうかがうことができるが、古代における大神朝臣氏の実態を考える素材としては、まずもって『本系牒略』を用いる必要がある。

そこで以下では、前著を踏まえて『本系牒略』の成立とその歴史的背景を確認した上で、特に古代の部分を作成する際に利用されたと思われる原資料と、そこに引用された史料に関して改めて考察を加えることとしたい。

なお『本系牒略』の世系のみを抜粋して図式化したものが【図1】である。適宜参照されたい。

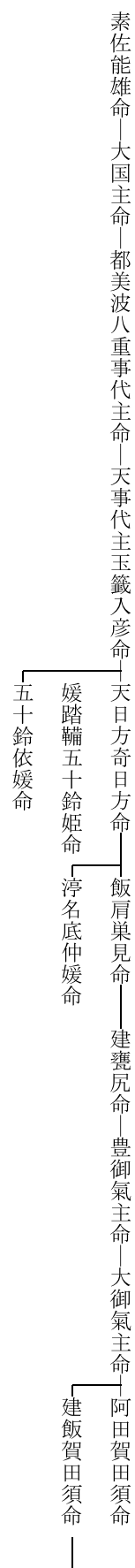
II. 成立とその歴史的背景

はじめに『本系牒略』の概要を確認しておこう。この系図は天地約23.5cm、幅約16.5cm、表表紙・裏表紙・紙片⁷⁾を含め全十四丁からなる冊子本である。打付外題に「大神朝臣本系牒略」、内題に「大神姓本系牒略」とある。内容は古代の人物を記した第一系図（素佐能雄命～大神朝臣成主）と、中世から近世の人物を記した第二系図（高宮勝房～信房）に分かれており⁸⁾、その間の世系は途切れている。筆跡は終始同筆である。

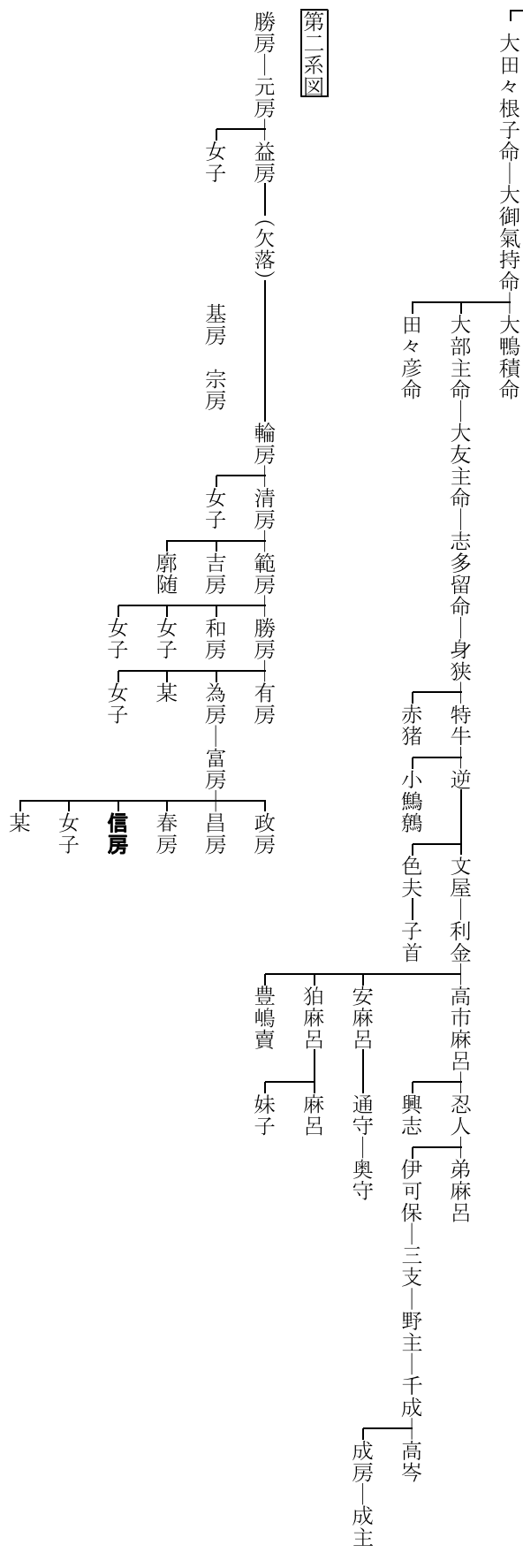
奥書などはないが、編者は高宮信房（1769～1823⁹⁾）と推定される。この人物は第二系図の末尾に置かれているが、彼と同世代の人物は、京都の鈴鹿家から養子として迎えられて後に実家へ戻った政房（信房の兄）を除き、みな信房よりも早くに他界しているのに対し、彼には死去の記載が見られない。つまり、信房は『本系牒略』に記載されている人物のうち、最後まで生存していた人物ということになる。また『本系牒略』は大神神社に神主として奉仕した大神朝臣氏の系図であり、多くの人物の尻付に「神主」とあるが、信房の尻付には「当神主。幼名三代丸。明和六生」とあり、第二系図末尾の注記にも「從_太田々根子命_至_当神主信房_四十五代。血脈相統連綿者也」とあるように、彼だけが「当神主」と記されていることから、『本系牒略』は信房が神主の職にあった期間に編纂されたと考えられる。とするならば、大神神社神主家の系図が現職の神主と無関係に編纂されることは想像しがたい。むしろ「当神主」たる信房であるからこそ、自分よりも前代に神主として大神神社に奉仕してきた祖先たちの系図を記したと見るのが穏当である。

【図1】『大神朝臣本系牒略』略系図 ※『大神朝臣本系牒略』から第一・第二系図の人名を抜粋した。編者と推定される信房は太字にした。

第一系図



第二系図



したがって『本系牒略』の編者は信房であると見てよいであろう。

彼が神主に就任したのは、その尻付の下方に付された貼紙（本文と同筆）に「安永六年六月二十八日、神主職拝賀」とあり、『高宮系図』の信房の尻付にも「明和六年生。安永六年六月廿八日補_二神主_一。文政六年三月七日卒」とあることから、安永六年（1777）であることが分かる。いつまで在職していたのかは不明であるが、文政六年（1823）に没していることから、最長でもこの年までである。よって『本系牒略』の成立時期はこの間に限られる。さらに、成立時期を示す手がかりとして次の三点に留意したい。

- （1）『本系牒略』の春房（信房の兄）の尻付には「寛政三年六月十七日死。四十九才」とあり、寛政三年（1791）の年紀が見える。当然、これは寛政以降でなければ記すことができない。
- （2）『高宮系図』の勝房（信房の子）の尻付には「嘉永二酉年十二月十七日卒。五十一才」とある。嘉永二年（1849）から逆算するならば、彼は寛政十一年（1799）の生まれである。もし勝房の出生後に『本系牒略』が編纂されたのであれば、彼の名前も記載されたはずである¹⁰⁾。
- （3）後掲の【表1】にも挙げておいたが、大友主命の尻付には「自_二垂仁天皇三年_一、至_二仲哀天皇九年_一、経_二歳二百二十七年_一。父子同名可_レ知。書紀解」とある。この文章は『書紀集解』巻八 仲哀九年二月丁未条に「大三輪大友主君。〈按、大友主、見_二于垂仁天皇三年紀_一。一書之中、至_レ此二百二十七年。蓋父子伝_レ名而同者。〉」とあるのとほぼ同内容であることから、『書紀集解』の当該箇所を参照して記されたものと思われる。この『書紀集解』は江戸時代の国学者・河村秀根（1723～1792）らが編纂した『日本書紀』の注釈書である。天明五年（1785）に第一冊の原稿が完成し、翌年から順次刊行され、全三十一巻が刊行されたのは文化年間（1804～1818）の初めと見られている¹¹⁾。また、享和二年（1802）に刊行された『群書一覽』¹²⁾は、この『書紀集解』を取り上げて「此集解今刻するところ神代紀より第十六卷武烈紀にいたる」と述べていることから、享和二年の時点で第十六巻ま

でが刊行されていたことが分かる。そこで、天明六年（1786）から享和二年まで定期的に刊行が進められていたと仮定すれば、およそ一～二年に一卷の進度で刊行されたことになり、前述の文章を含む巻八は寛政五年～六年（1793～1794）頃には刊行されていたと推測される。よって、信房が『書紀集解』巻八を入手・参照して『本系牒略』に前述の文章を記述したのは、これ以降ということになる¹³⁾。

以上、信房が神主の職にあった安永六年から文政六年までの間であり、さらに（1）寛政三年以降、（2）寛政十一年以前、（3）寛政五年～六年以降という諸条件を踏まえるならば、『本系牒略』の成立はおよそ1790年代後半と見ることができる。

次に、『本系牒略』が編纂された目的を推測してみよう。大神神社の関係諸社をまとめた『大神分身類社鈔』¹⁴⁾（以下『類社鈔』）の書写奥書には「高宮氏、慶長年中出火之砌、一切秘記是令_二焼失_一。以来絶而不_レ得_二其紀集_一。慶長中、高宮木工之掾清房五世孫当神主有房、某旧記焼失相承哀之事無_レ限。当社家岡本家春次男南都西照寺速誉和尚与_レ予共、兼日令_二物語_一。処_二南都住_一或氏人、伝々書写之本所持。以_レ有_レ之、速誉和尚令_二探望_一、借用之書写被_レ遂_レ之。享保五年庚子九月中七日 越宮内昌綱」とある。この記述によれば、慶長年間（1596～1615）に発生した火災によって高宮家の所蔵文書が灰燼に帰し、それから約一世紀を経た享保五年（1720）頃、高宮有房（1695～1747）がこの状況を歎き、社家の越昌綱や社家出身の速誉和尚らとともに旧蔵文書の写しを収集していたことが知られる。

そして、この取り組みは『高宮氏中興系図』（以下『中興系図』）として結実した。その奥書には「先祖延房並勝房公ニ相尋、享保六辛丑年中、高宮神主有房書之。越宮内昌綱」とあり、享保六年（1721）に有房らの手で編纂されたものであることが分かる。この系図は輪房（？～1640）から始まっているが、これはおそらく慶長の火災の影響で、当時の高宮家には輪房以前の記録が残されていなかったためであろう。また『中興系図』は信房の代まで書き継がれているが、ほかの人物には「神主」「当神主」などとあるのに対し、信房の尻付には「三代丸。〈信房。〉」とあるのみで、神主に就任したことが記されてい

ない。このことは『中興系図』が信房の神主就任後に書き継がれなくなり、これに取って代わる形で『本系牒略』が編纂されたことを示している。

その詳しい理由は明記されていないが、『本系牒略』第二系図末尾には「元房已後、当国当郡栗殿極楽寺為_ニ葬所_一。信房之時、神牌納_下在_ニ当山松原_一玄賓庵_上」とあり、ここに見える元房（1339～1425）の尻付にも「葬_ニ栗殿極楽寺_一」とある。これによれば、元房以降の高宮家は極楽寺（奈良県桜井市栗殿）を墓所としており、信房の代に神牌（神主の位牌か）を松原の玄賓庵（同茅原¹⁵⁾）に納めたという。とするならば、信房はその際、極楽寺に信房以降の祖先が葬られていることを知り（あるいは再確認し）、輪房以前の祖先との関係を系図にまとめておく必要性を感じたのではあるまいか。そこで、自らの代で『中興系図』に書き継ぐことをやめ、それよりも古い時代にまで遡った『本系牒略』を編纂したと考えられるのである。

Ⅲ．第一系図の原資料

では、信房は何をもとにして『本系牒略』を編纂したのであろうか。まず、中世から近世の人物を記した第二系図については、神社関係者が保管していた高宮家旧蔵文書の写しや、極楽寺に建てられた墓石、玄賓庵に納められた神牌、さらに前述の『中興系図』¹⁶⁾などが参考にされたと思われる。

一方、古代の人物について記した第一系図については、執筆に当たって引用・参照したと思われる史料名が随所に示されている。それらと『本系牒略』を対照させたものが【表1】である。これを概観するならば『古事記』・『延喜式』・『日本書紀』・『出雲国風土記』・『公事根源』・『新撰姓氏録』・『先代旧事本紀』・『令集解』・『宗形氏系図』・『続日本後紀』・『日本文徳天皇実録』・『大伴氏系図』・『書紀集解』・『類聚国史』・『字類抄』・『続日本紀』・『公卿補任』・『類聚三代格』・『日本三代実録』・『扶桑略記』・『日本紀略』（以上、初出順）というように、実に多様な史料が引用・参照されている。しかもこれらと『本系牒略』の文章を比較するならば、次章で詳述するように基本的にはほととの史料に忠実に記されていることが分かる。よって『本系牒略』第一系図の作成に上記の諸史料が利用されたこ

とは間違いない。

しかし、これらだけを用いて『本系牒略』第一系図を作成することはできない。たとえば、素佐能雄命から田々彦命までの世系は『地祇本紀』とほぼ一致しているが、それ以降の大友主命から成主までの各人物がいかなる続柄にあるのかは他史料に全く見えない。また逆に、上記した諸史料には大神朝臣乙麻呂（『続日本紀』天平元年〈729〉三月甲午条）、東方（『同』天平神護元年〈766〉十一月丁巳条）、東公（『同』神護景雲二年〈768〉十月癸亥条）、末足（『同』宝亀七年〈776〉正月丙申条）、人成（『同』宝亀九年〈778〉正月癸亥条）、船人（『同』天応元年〈781〉五月癸亥条）、仲江麻呂（『同』延暦十年〈791〉正月戊辰条）、枚人麻呂（『類聚国史』巻九九 叙位 弘仁八年〈817〉正月丁卯条）、池守（『同』巻九九 叙位 弘仁十三年〈822〉十一月丁巳条）、船公（『続日本後紀』承和元年〈834〉正月己未条）、宗雄（『同』承和七年〈840〉正月甲申条）、田仲麻呂（『日本三代実録』貞観元年〈859〉三月五日条）、良臣（『同』仁和二年〈886〉正月七日条）なども見えているが、これらの人物は『本系牒略』には記されていない。このことは『本系牒略』第一系図が他史料に見える大神朝臣氏の人物を網羅的にピックアップし、続柄を考証・推測してそれぞれを系線で結ぶという単純作業によって作成されたものではないことを示している。

そこで想起されるのは、八世紀中頃から十世紀初頭にかけて諸氏族が作成した本系帳である¹⁷⁾。何よりも本書に『大神朝臣本系牒略』という書名が付されていることは、本系帳との関係をうかがわせるものである。また、『日本後紀』延暦十八年（799）十二月戊戌条には「勅、天下臣民、氏族已衆。或源同流別、或宗異姓同。欲_ニ摠_一譜_ニ講_一、多_ニ経_一改易_一。至_レ檢_ニ籍帳_一、難_レ弁_ニ本枝_一。宜_下布_ニ告天下_一、令_{上レ}進_ニ本系帳_一。三韓諸蕃亦同。但_レ令_レ載_ニ始祖及別祖等名_一、勿_レ列_ニ支流并繼嗣歷名_一。若元出_ニ于貴族之別_一者、宜_下取_ニ宗中長者署_一申_上之。凡厥氏姓、率多_ニ仮濫_一。宜_下在_ニ確實_一、勿_{上レ}容_ニ詐冒_一。来年八月卅日以前、惣_レ令_ニ進了_一。便編入_レ録、如事違_ニ故記_一、及過_ニ嚴程_一者、宜_ニ原_レ情科処、永勿_レ入_レ録。凡庸之徒、惣集為_レ卷。冠蓋之族、聽_ニ別成_一軸焉」とあり、諸氏族に対して本系帳の提出が命じられている。その目的は周知の通り『新撰姓氏録』編纂の資料として用いるため

【表1】『大神朝臣本系牒略』と引用史料の比較

[凡例] ・引用史料名が記されている文章には○を付して左欄に示し、引用史料の文章には同じく○を付して右欄の対応する位置に示した。
 ・引用史料名が記されているが、引用史料にその文章が見られない文章には、本文と対応させて①～⑩を付して左欄に太字で示した。
 ・引用史料名が記されていない文章には、△を付して左欄に示した。

『大神朝臣本系牒略』	引用史料
素佐能雄命 △天御祖伊弉諾尊之兄。母伊弉冉尊。 ○一云、建須佐能男命。〈古事記、神祇式。〉 ○神素戔鳴尊、速素戔鳴尊。〈書紀一書。〉 ○又云、八束身臣津野命。〈出雲風土記。〉 ○童名武塔天神。又云、牛頭天王。〈公事根源。〉 ○書紀一書曰、素戔鳴尊可以治天下也。而欲從母於根国。可以任情行矣、乃逐之。 ○又曰、遂到出雲之清地。乃言曰、吾心情々之。 ○又曰、然後居熊成峯、遂入于根国矣。 △出雲国楯縫郡鰐淵寺山頂窟陵也。有祠号曰、来成天王。云々。按、来成、訓久未奈理矣。	○『古事記』上卷「建速須佐之男命」「須佐能男命」 ○『延喜式』神名下 出雲国出雲郡条「須佐袁神社」 ○『日本書紀』神代上第五段本文「次生素戔鳴尊。〈一書云、神素戔鳴尊。速素戔鳴尊。〉」 ○『出雲国風土記』総記「八束水臣津野命」 ○『公事根源』祇園御霊会「素戔鳴尊の童部にて、牛頭天王とも、武塔天神とも申すなり。」 ○『日本書紀』神代上第五段一書第六「素戔鳴尊者可以治天下也。是時素戔鳴尊年已長矣。復生八握鬚鬚。雖然不治天下、常以啼泣悲恨。故伊弉諾尊問之曰、汝何故恒啼如此耶。對曰、吾欲從母於根国、只為泣耳。伊弉諾尊惡之曰、可以任情行矣、乃逐之。」 ○『日本書紀』神代上第八段本文「遂到出雲之清地焉。〈清地、此云素鵝。〉乃言曰、吾心清清之。〈此今呼此地曰清。〉」 ○『日本書紀』神代上第八段一書第五「然後、素戔鳴尊、居熊成峯、而遂入於根国者矣。」
大国主命 ○一云、大己貴命。〈書紀。〉 ○大穴持命。〈神祇式。〉 ○櫛瓶玉命。〈国造神賀詞。〉 △母奇稻田媛。簀狹八箇耳女。 ○書紀曰、乃相与適合、而生兒大己貴命。 ○一書曰、号清之湯山主三名狹漏彥八嶋篠。此神五世孫、即大国主神。〈云々。〉 ○姓氏録曰、大神朝臣。素佐能雄命六世孫、大国主命之後也。 ○一書曰、大国主神、亦名大物主神、亦号国作大己貴命。亦曰葦原醜男。亦曰八千戈神。亦曰大国玉神。亦曰顯国玉神。〈云々。〉 △按、書紀及旧事地神本紀者、大己貴別名、大国主云々。 ○一書及姓氏録者、五世孫又六世孫。云々。 ○古事記者、為七世孫代々名注之。上古事其世業不可知。 ○姓氏録謂之六世者、速須佐之男命。八嶋士奴美神、布波能母遲久奴須奴神、深淵水夜礼花神、於美津奴神、天冬衣神、大国主神云々。古事記摺之注之乎。 △延暦年中、撰新撰姓氏録之時、家祖大神主從五位下大神朝臣三支、献本系牒。 ○為素佐能雄命六世孫者有謂矣。〈姓氏録。〉	○『日本書紀』第八段一書第二「大己貴命」ほか ○『延喜式』祝詞「大穴持命」 ○『延喜式』祝詞「櫛瓶玉命」 ○『日本書紀』神代上第八段本文「乃相与適合、而生兒大己貴神」 ○『日本書紀』第八段一書第一「号清之湯山主三名狹漏彥八嶋篠。一云、清之繁名坂輕彥八島手命。又云、清之湯山主三名狹漏彥八嶋野。此神五世孫、即大国主神。」 ○『新撰姓氏録』大和国神別 大神朝臣条「大神朝臣。素佐能雄命六世孫、大国主之後也。」 ○『日本書紀』第八段一書第六「大国主神、亦名大物主神、亦号国作大己貴命。亦曰葦原醜男。亦曰八千戈神。亦曰大国玉神。亦曰顯国玉神。」 ○『日本書紀』第八段一書第一「此神五世孫、即大国主神。」 ○『新撰姓氏録』大和国神別 大神朝臣条「大神朝臣。素佐能雄命六世孫、大国主之後也。」 ○『古事記』上卷「其櫛名田比壳以、久美度邇起而、所生神名、謂八嶋士奴美神。(略) 兄八嶋士奴美神、娶大山津見神之女、名木花知流〈此二字以音。〉比壳生子、布波能母遲久奴須奴神。此神、娶淤迦美神之女、名日河比壳生子、深淵之水夜礼花神。(略) 此神、娶天之都度閑知泥神〈自都下五字以音。〉生子、淤美豆奴神。(略) 此神、娶布怒豆怒神〈此神名以音。〉之女、名布帝耳神〈布帝二字以音。〉生子、天之冬衣神。此神、娶刺国大神之女、名刺国若比壳生子、大国主神。」 ○『新撰姓氏録』大和国神別 大神朝臣条「大神朝臣。素佐能雄命六世孫、大国主之後也。」 ○『古事記』上卷「其櫛名田比壳以、久美度邇起而、所生神名、謂八嶋士奴美神。(略) 兄八嶋士奴美神、娶大山津見神之女、名木花知流〈此二字以音。〉比壳生子、布波能母遲久奴須奴神。此神、娶淤迦美神之女、名日河比壳生子、深淵之水夜礼花神。(略) 此神、娶天之都度閑知泥神〈自都下五字以音。〉生子、淤美豆奴神。(略) 此神、娶布怒豆怒神〈此神名以音。〉之女、名布帝耳神〈布帝二字以音。〉生子、天之冬衣神。此神、娶刺国大神之女、名刺国若比壳生子、大国主神。」 ○『新撰姓氏録』大和国神別 大神朝臣条「大神朝臣。素佐能雄命六世孫、大国主之後也。」
都美波八重事代主命 ○後襲父名曰、大物主神。〈一書。〉 △大国主命二男。 ○高市御県坐鴨事代主神社。〈神祇式。〉 ○雲梯坐。〈国造神賀。〉 ○母神屋楯比壳。或云高降比壳。宗像社祭官女。旧事紀。 ○天孫欲令降臨於葦原中津国之前、以天穗日命・武	○『日本書紀』第八段一書第六「大物主神」 ○『延喜式』神名上 大和高市郡条「高市御県坐鴨事代主神社」 ○『延喜式』祝詞「事代主命能御魂乎宇奈提尔坐」 ○『地祇本紀』「大己貴神。(略) 次娶坐辺都宮高津姬神、生一男一女。兄都味齒八重事代主神。」 ○『日本書紀』神代下第九段本文「遂欲立皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊、以為葦

夷鳥命之父子遣之。皆媚大己貴命留而不歸。因天稚彥命賜弓矢然懷私意。而有隱謀、為反矢亡命。重議、遣武甕槌神・經都主神二神。到於出雲国。与大己貴命問答。于時、為鳥遊在三穗崎釣之。父命遣使示之同可否。答曰宜獻於土地。避之路船樁、而避之。云々。見書紀并一書。 ○一書曰、是時婦順之酋渠者、大物主神及事代主神。云々。則是之。	原中国之主。(略)即以天穗日命往平之。然此神倭媚於大己貴神、比及三年、尚不報聞。(略)賜天稚彥天鹿兕弓及天羽羽矢以遣之。此神亦不忠誠也。来到即娶顯国玉之女子下照姬 (略)、因留住之曰、吾亦欲娶葦原中国、遂不復命。(略)其矢落下、則中天稚彥之胸上。于時、天稚彥、新嘗休臥之時也。中矢立死。此世人所謂、反矢可畏之緣也。(略)是後、高皇產靈尊、更會諸神選当遣於葦原中国者。僉曰、磐裂 (略) 根裂神之子磐筒男・磐筒女所生之子經津 (略) 主神、是将佳也。時有天石竊所住神、稜威雄走神之子甕速日神、甕速日神之子熯速日神、熯速日神之子武甕槌神。此神進曰、豈唯經津主神独為丈夫、而吾非丈夫者哉。其辞氣慷慨。故以即配經津主神、令平葦原中国。二神、於是、降到出雲国五十田狭之小汀、則拔十握劍、倒植於地、踞其鋒端、而問大己貴神曰、高皇產靈尊、欲降皇孫、君臨此地。故先遣我二神、駢除平定。汝意何如。当須避不。時大己貴神対曰、当問我子、然後將報。是時、其子事代主神、遊行在於出雲国三穗 (略) 之碕。以釣魚為樂。或曰、遊鳥為樂。故以熊野諸手船〈亦名天鵠船。〉載使者稻背脛遣之。而致高皇產靈尊勅於事代主神、且問將報之辞。時事代主神、謂使者曰、今天神有此借問之勅。我父宜当奉避。吾亦不可違。因於海中、造八重蒼棠(略)籬、踏船樁 (略) 而避之。使者既還報命。」 ○『日本書紀』神代下第九段一書第一「故天照大神、復遣武甕槌神及經津主神、先行駢除。時二神、降到出雲、便問大己貴神曰、汝將此国、奉天神耶以不。対曰、吾兒事代主、射鳥遊遊、在三津之碕。今当問以報之。乃遣使人訪焉。対曰、天神所求、何不奉歟。」 ○『日本書紀』神代下第九段一書第二「是時婦順之首渠者、大物主神及事代主神。」
天事代玉簍入彥命 ○冒父名事代主命。〈一書。〉 ○率川阿波神社。〈神祇式。〉 △母弥富津媛命。高皇產靈命女。実母玉櫛媛。三嶋溝杭耳命女。 ○書紀一書曰、婦順之酋渠者大物主神及事代主神。云々。則是之。 ○母称、弥富津媛者謂之嫡母也。父子朝参之時、高皇產靈命命之曰、以他神女為妻、猶有疎心而賜之。云々。〈書紀一書。〉 △実母称玉櫛媛。依母名称玉簍彦乎。 ○姓氏録曰、大国主命、娶三嶋溝杭耳女玉櫛媛。夜末曙去、不曾昼到。於是、玉櫛姫續苧係衣、至明随苧尋覓。經於茅渟縣陶邑、直指大和国御諸山。還視苧遣、唯有三縵。因之号姓大三縵。云々。 ○神功皇后紀曰、仲哀天皇九年三月壬辰、皇后選吉日入斎宮。云々。有神乎。答曰、幡荻穗出吾也、於尾田吾田節之淡郡所居之有也。問、亦有耶。答曰、於天事代於虛事代玉簍入彥嚴之事代神。云々。即是之。 △按、称母名為已名、国俗也。 ○淡郡者。神祇式曰、阿波国阿波郡事代主神社。云々。 ○又曰、大和国添上郡率川阿波神社。 ○神祇令曰、率川社者大神族類神。云々。以此文知之。 ○又云、鴨地名。摂津国嶋下郡。神祇式、嶋下郡三嶋鴨神社。又溝杭神社有之。可考合。	○『日本書紀』神代下第九段一書第二「事代主神」ほか ○『延喜式神名帳』大和国添上郡条「率川阿波神社」 ○『日本書紀』神代下第九段一書第二「是時婦順之首渠者。大物主神及事代主神。」 ○『日本書紀』神代下第九段一書第二「時高皇產靈尊、勅大物主神、汝若以国神為妻、吾猶謂汝有疏心。故今以吾女三穗津姫、配汝為妻。」 ○『新撰姓氏録』大和国神別 大神朝臣条「初大国主神、娶三島溝杭耳之女玉櫛姫。夜末曙去、未曾不昼到。於是、玉櫛姫續苧係衣、至明随苧尋覓。經於茅渟県陶邑、直指大和国真穗御諸山。還視苧遣、唯有三縵。因之号姓大三縵。」 ○『日本書紀』神功皇后摂政前紀 (仲哀天皇九年三月壬申条)「皇后選吉日、入斎宮。(略)有神乎。答曰、幡荻穗出吾也、於尾田吾田節之淡郡所居神之有也。問、亦有耶。答曰、天事代於虛事代玉簍入彥嚴之事代主神有之也。」 ○『延喜式神名帳』阿波国阿波郡条「事代主神社」 ○『延喜式神名帳』大和国添上郡条「率川阿波神社」 ○『令集解』神祇令 04 孟夏条「三枝祭。(略) 釈云、伊謝川社祭。大神氏宗定而祭。不定者不祭。即大神族類之神也。」 ○『延喜式神名帳』摂津国嶋下郡条「三嶋鴨神社」「溝咋神社」
天日方奇日方命 ①一名武日方命。〈宗形系。〉 ○櫛御方命。〈古事記。〉 ○阿田都久志尼命。〈旧事紀。〉 △母活玉依媛。陶津耳女。 ○神武天皇二年二月、拜食国政申太夫。〈旧事紀。〉 ○旧事地祇本紀曰、大己貴神乘天羽車大鷲而覓妻下到于茅渟県娶大陶祇女子活玉依媛。云々。 ○古事記曰、大物主大神、娶陶津耳命之女活玉依毗壳生子、櫛御方命。云々。並合。	○『古事記』崇神段「櫛御方命」 ○『地祇本紀』「天日方奇日方命。亦名、阿田都久志尼命。」 ○『地祇本紀』「天日方奇日方命。此命、檀原朝御世、勅為食国政申大夫供奉。」 ○『地祇本紀』「大己貴神、乘天羽車大鷲而覓妻妾称下下行於茅渟県、娶大陶祈女子活玉依姫、為妻。」 ○『古事記』崇神段「大物主大神、娶陶津耳命之女、活玉依毘壳生子、名櫛御方命」
媛踏鞬五十鈴媛命 ○一名、富登多々良伊須々伎比壳。〈古事記。〉 △神日本磐余彥〈諱神武。〉天皇后。 ○古事記曰、神御子。今神子之藪其名遺也。 △母同。 ○庚申年八月、欲為正妃、於高佐士野覽之。九月、	○『古事記』神武段「富登多多良伊須須岐比壳命」 ○『古事記』神武段「然更求為大后之美人時、大久米命曰、此間有媛女。是謂神御子。其所以謂神御子者、三嶋湟咋之女、名勢夜陀多良比壳、其容姿麗美。故美和之大物主神見感而、其美人為大便之時、化丹塗矢、自其為大便之溝流下、突其美人之富登。(略)爾其美人驚而、立走伊須須岐伎。(略)乃将来其矢、置於床辺、忽成麗壯夫。即娶其美人生子、名謂富登多多良伊須須岐比壳命。亦名謂比壳多多良伊須氣余理比壳。(略)故是以謂神御子也。」 ○『古事記』神武段「於是七媛女、遊行於高佐士野。」

納之。元年辛酉二月、立為皇后。〈書紀并古事記。〉 ○書紀神武天皇紀曰、事代主命大女也。 ○旧事地神本紀曰、事代主神化為八尋熊鰐通活玉依姫生一男二女。兄天日方奇日方命、妹踏鞬五十鈴媛命。此命橿原朝立皇后。云々。	○『日本書紀』神武即位前紀庚申年八月戊辰条「天皇当立正妃。改広求葦青。時有人奏之曰、事代主神、共三嶋溝楯耳神之女玉櫛媛所生兒、号曰媛踏鞬五十鈴媛命。是国色之秀者。天皇悦之。」 ○『日本書紀』神武即位前紀庚申年九月乙巳条「納媛踏鞬五十鈴媛命、以為正妃。」 ○『日本書紀』神武元年正月庚辰条「是歲為天皇元年。尊正妃為皇后。」 ○『日本書紀』綏靖即位前紀「媛踏鞬五十鈴媛命。事代主神之大女也。」 ○『地祇本紀』「孫都味齒八重事代主神。化八尋熊鰐通三島溝杭女活玉依姫、生一男一女。兄天日方奇日方命。(略)妹踏鞬五十鈴姫命。此命、橿原朝立為皇后。」
五十鈴依媛命 △神淳名川耳。〈諱綏靖。〉天皇后。 ○二年正月、以皇姨五十鈴依媛立為皇后。〈旧事紀。〉△母同。 ○地神本紀曰、次妹五十鈴依媛命。此命、葛城高丘朝立皇后。云々。 ○延喜神祇式神名曰、大和国添上郡率川坐大神御子神社三坐。云々。此昆弟三人祭之乎。 ○神祇令曰、三枝祭。義解謂、率川社祭也。以三枝花、飾酒樽祭。故曰三枝。釈曰、伊謝川社祭。大神氏宗定而祭。不宗者不祭。即大神族類之神也。以三枝花、嚴樽而祭。大神氏供。此云、鹿靈・和靈祭。 ○古事記、伊須氣余理比壳命之家、在狹井川之上本。註云、其河謂佐井河由者、於其河辺山由理艸多在。故取山由理中之名、号佐草川也。山由理中本名佐草也。以之可知。	○『地祇本紀』「次妹五十鈴依姫命。此命、葛城高丘朝立為皇后。」 ○『地祇本紀』「次妹五十鈴依姫命。此命、葛城高丘朝立為皇后。」 ○『延喜式神名帳』大和国添上郡条「率川坐大神神御子神社」 ○『令集解』神祇令 04 孟夏条「三枝祭。謂、率川社祭也。以三枝花、飾酒樽祭。故曰三枝也。祇云、伊謝川社祭。大神氏宗定而祭。不定者不祭。即大神族類之神也。以三枝花、嚴樽而祭。大神祭供。此云、鹿靈・和靈祭。古記无別。」 ○『古事記』神武段「於是、其伊須氣余理比壳命之家、在狹井河之上。(略)〈其河謂佐草河由者、於其河辺山由理草多在。故、取其山由理草之名、号佐草河也。山由理草之本名云佐草也。〉」
飯肩巢見命 ○一名、建飯勝命。〈旧事紀。〉 △母日向加年度美良媛。	○『地祇本紀』「健飯勝命」
淳名底仲媛命 △磯城津彦玉手看〈諱安寧。〉天皇后。母同。 ○安寧天皇三年正月、立為皇后。〈紀。〉 ○書紀懿德紀曰、事代主神孫、鴨王之女也。	○『日本書紀』安寧三年正月壬午条「立淳名底仲媛命〈亦曰淳名襲媛。〉為皇后。」 ○『日本書紀』懿德即位前紀「母曰淳名底仲媛命。事代主神孫、鴨王女也。」
建甕尻命 ○一名、建甕尾命。〈旧事紀。〉 ○建甕槌命。〈古事記。〉 △母沙麻奈姫出雲臣女	○『地祇本紀』「健甕之尾命」 ○『古事記』崇神段「建甕槌命」
豊御氣主命 ○一名、建甕依命。〈旧事紀。〉 △母賀久呂姫。伊勢旗主女。	○『地祇本紀』「健甕依命」
大御氣主命 △一名、建甕玉命。母名草姫。紀伊名中彦女。	
阿田賀田須命 ○一名、吾田片隅命。〈姓氏。〉 △母大倭民磯姫。宗像朝臣・和迹古・長公・吾孫等祖。 ○此後、和迹子真麻呂等十二人、承和元年、六月乙丑、賜大神朝臣姓。統後紀。	○『新撰姓氏録』右京神別地祇 宗形朝臣条「吾田片隅命」 ○『続日本後紀』承和元年七月乙丑条「右京人正七位上和邇子真麻呂等十二人、賜姓大神朝臣。」
建飯賀田須命 ○一名、建甕槌命。〈古事記。〉 △冒父祖名。母同。 ○古事記曰、飯肩巢見命子、建甕槌命子、僕意富多々泥古。云々。 △自天日方命至大田々根子四世也。今於本系者自天日方命七世也。	○『古事記』崇神段「建甕槌命」 ○『古事記』崇神段「大物主大神、娶陶津耳命之女、活玉依毘壳生子、名櫛御方命之子、飯肩巢見命之子、建甕槌命之子、僕意富多多泥古白。」
大田々根子命 ○一名、大直禰古命。〈旧事紀。〉 △母鴨部美良姫。美和若宮社是也。 ○書紀崇神天皇紀曰、七年二月、神明憑倭迹日百襲姫命有誨。又天皇夢有貴人、自称大物主神、以吾兒大田々根子令祭吾。云々。 ○布告天下求大田々根子、即於茅渟郡陶邑、得之貢之。 ○十一月壬申朔己卯、即以大田々根子、為祭大物主大神之主。 ○古事記曰、以意富多々泥古命為神主、而於御諸山、拜祭意富美和之太神。云々。 ○又崇神天皇八年十二月卯日、祭之始。〈書紀。〉	○『地祇本紀』「大直禰古命」 ○『日本書紀』崇神七年二月辛卯条「是時、神明憑倭迹日百襲姫命曰、天皇、何憂國之不治也。若能敬祭我者、必当自平矣。(略)是夜夢、有一貴人。對立殿戶、自称大物主神曰、天皇、勿復為愁。國之不治、是吾意也。若以吾兒大田田根子、令祭吾者、則立平矣。」 ○『日本書紀』崇神七年八月己酉条「布告天下、求大田田根子、即於茅渟縣陶邑得大田田根子而貢之。」 ○『日本書紀』崇神七年十一月己卯条「即以大田田根子、為祭大物主大神之主。」 ○『古事記』崇神段「即以意富多多泥古命、為神主而、於御諸山、拜祭意富美和之大神前。」 ○『日本書紀』崇神八年十二月乙卯条「天皇、以大田々根子、令祭大神。」
大御氣持命 ○母美氣姫。出雲臣鸕瀨淳之女。〈旧事紀。〉	○『地祇本紀』「九世孫大田々禰古命。亦名大直禰古命。此命、出雲神門臣

	女美氣姬為妻、生一男。(略) 十世孫大御氣持命。」
大鴨積命 ○一名、大賀茂足尼。〈姓氏錄。〉 △賀茂朝臣・鴨部祝・三歲祝・石辺公等祖。母出雲鞍山祇姬。 ○姓氏錄曰、大神朝臣同祖。大國主神之後也。大田々根子命孫大賀茂都美命、奉斎賀茂神社。 ○旧事地神本紀曰、磯城瑞籬朝崇神、賜賀茂君姓。 ○書紀天武天皇紀曰、十三年、賜朝臣姓。云々。	○『新撰姓氏錄』大和國神別 賀茂朝臣条「大賀茂足尼」 ○『新撰姓氏錄』大和國神別 賀茂朝臣条「大神朝臣同祖。大國主神之後也。大田々禰古命孫大賀茂都美命〈一名、大賀茂足尼。〉奉斎賀茂神社也。」 ○『地祇本紀』「十一世孫大鴨積命。此命、磯城瑞籬朝御世、賜賀茂君姓。」 ○『日本書紀』天武十三年十一月戊申条「鴨君。(略)凡五十二氏賜姓曰朝臣。」
大部主命 △一名、大友大人命。和訓同。母同。 ○旧事地神本紀曰、磯城瑞籬神崇朝、賜大神君姓。 ○垂仁天皇紀曰、三年三月、新羅王子日槍參來在播磨國穴栗邑。于時令此命与倭直祖長尾市間來狀。云々。	○『地祇本紀』「次大友主命。此命、同朝(磯城瑞籬朝)御世、賜大神君姓。」 ○『日本書紀』垂仁三年三月条「新羅王子天日槍來歸焉。(略)〈一云、初天日槍、乘艇泊于播磨國、在於完栗邑。時天皇遣三輪君祖大友主、与倭直祖長尾市於播磨上、而問天日槍曰、汝也誰人、且何國人也。(略)〉」
田々彦命 △大神部直・神部直・神人等祖。母同。 ○同紀曰、磯城瑞籬神崇朝、賜神部直大神部直姓。云々。 ②于此三流分流。大神朝臣正嫡流大部主命之孫、為祭大物主神之神主。云々。〈類史。〉 ○此子孫、斎衡元年十月壬子朔癸酉、賜大神朝臣姓。侍医外從五位下神直虎主、散位正七位下木並、大初位下己井等之見。文德實錄。	○『地祇本紀』「次田々彦命。此命、同朝御世、賜神部直・大神部直姓。」 ○『日本文德天皇實錄』斎衡元年十月癸酉条「侍医外從五位下神直虎主、散位正七位下神直木並、大初位下神直己井等、賜姓大神朝臣。」
大友主命 △仕成務・仲哀・神功三朝。冒父名。父子同名。 ○母大伴武日連女。〈大伴氏系圖。〉 ○自垂仁天皇三年、至仲哀天皇九年、經歲二百二十七年。父子同名可知。書紀解。 ○書紀神功皇后紀曰、仲哀天皇九年、天皇崩于橿日宮。皇后匿喪命五太夫其一也。云々。 ○又曰、大三輪社建於筑紫。九年秋九月、納矛劍等。云々。 ○是今、筑前國夜須郡一座於保奈牟智神社。見神祇式神名。是之。	○『大伴系圖』「健日命。〈初号武日命(略)〉」 ○『書紀集解』仲哀九年二月丁未条「大三輪大友主君。〈按、大友主見于垂仁天皇三年紀。一書之中、至此二百二十七年。蓋父子伝名而同者。〉」 ○『日本書紀』仲哀八年正月己亥条「到籬県、因以居橿日宮。」 ○『日本書紀』仲哀九年二月丁未条「天皇忽有痛身、而明日崩。時年五十二。即知、不用神言而早崩。(略)於是、皇后及大臣武内宿禰、匿天皇之喪、不令知天下。則皇后詔大臣及中臣烏賊津連・大三輪大友主君・物部膽咋連・大伴武以連曰、今天下未知天皇之崩。若百姓知之、有懈怠者乎。則命四大夫、領二百寮、令守宮中。」 ○『日本書紀』神功皇后摂政前紀(仲哀九年九月己卯条)「則立大三輪社、以奉刀矛矣。」 ○『延喜式神名帳』筑前國夜須郡条「於保奈牟智神社」
志多留命 △一名、垂。同訓也。 ③仕應神・仁德・履中三朝。〈類史。〉 △母中臣氏女。	
身狹 △一名、武藏。同訓牟佐志。母大倭忌寸女。仕反正・允恭・安康・雄略・清寧五朝。 ○安康天皇三年、為眉輪王被殺。雄略天皇未為皇子、疑諸皇子、殺之尤多矣。履中天皇々子御馬皇子、与身狹善欲往。于三輪路邀之戰之捉之處刑。云々。見書紀。	○『日本書紀』安康三年八月壬辰条「天皇為眉輪王見殺。」 ○『日本書紀』雄略即位前紀「穴穗天皇、為眉輪王見殺。天皇大驚、即猜兄等、被甲帶刀、卒兵自將。遍問八鈞白彥皇子。皇子見其欲害、默坐不語。天皇乃拔刀而斬。(略)御馬皇子、以会善三輪君身狹故、思欲遣慮而往。不意、道逢邀軍、於三輪磐井側逆戰。不久被捉。臨刑指井而詛曰、此水者百姓唯得飲焉。王者独不能飲矣。」
特牛 ○一名、宇志。或大人。同訓。〈類史。〉 △母物部榎井連盾女。仕顯宗・仁賢・武烈・繼體・安閑・宣化・欽明七朝。 ④欽明天皇元年四月辛卯、令_二大神祭_一。之四月祭始乎。〈字類抄。〉	○『類聚國史』卷二 神祇二 神代下「大人、此云于志。」
赤猪 △一名、阿迦井。同訓。大神引田朝臣祖。母同。初大神引田部君。引田者居地。 ○神祇式名神曰、城上郡乘田神社三座是之。 ○古事記曰、引田部赤猪子。云々。 ○此子白堤、孫橫山等。仕用明・崇峻・推古朝。同姓逆君居所、告物部守屋。見書紀。 ○裔難波麻呂、天武天皇八年五月、為高麗大使。 ○其子足人、称德天皇神護二年正月、賜大神引田朝臣姓。云々。見書紀及統紀。	○『延喜式神名帳』大和國城上郡条「曳田神社」 ○『古事記』雄略段「亦一時、天皇遊行。到於美和河之時、河辺有洗衣童女。其容姿甚麗。天皇問其童女、汝者誰子。答白、己名謂引田部赤猪子。(略)」 ○『日本書紀』用明元年五月条「逆之同姓白堤与横山、言逆君在処。」 ○『日本書紀』天武十三年五月戊寅条「三輪引田君難波麻呂為大使、桑原連人足為小使、遣高麗。」 ○『続日本紀』神護景雲二年二月壬午条「大和國人從七位下大神引田公足人、大神私部公猪養、大神波多公石持等廿人、賜姓大神朝臣。」
逆	

△一名、榮。同訓佐嘉夫。仕欽明・敏達・用明三朝。母賀茂君笠女。 ○敏達天皇十四年三月、与物部守屋大連共謀、佛法而不呆。 ○敏達天皇寵臣、委内事。天皇崩、侍皇后炊屋姫命之宮。用明（敏達カ）天皇崩時、皇弟穴穗部皇子謀反知之告之。皇子忌惡欲殺之不呆。崇峻（用明カ）天皇元年五月、穴穗部皇子欲姦炊屋媛命入宮。逆君侍宮。七呼不開門。皇子弥惡之。命物部守屋大連殺之。逆君逃隱三諸岳。同姓白堤・横山等、告其所在。守屋終斬之。蘇我馬子大臣曰、逆君者敏達天皇之寵臣也。斬之不可。云々。見書紀。	○『日本書紀』敏達十四年六月条「〈或本云、物部弓削守屋大連・大三輪逆君・中臣磐余連、俱謀滅仏法、欲焼寺塔、并棄仏像。〉（略）」 ○『日本書紀』用明元年五月条「穴穗部皇子、欲姦炊屋姫皇后、而自強入於殯宮。寵臣三輪君逆、乃喚兵衛、重環宮門、拒而勿入。穴穗部皇子問曰、何人在此。兵衛答曰、三輪君逆在焉。七呼開門、遂不聽入。於是、穴穗部皇子、謂大臣与大連曰、逆類無礼矣。〈（略）願欲斬之。〉。兩大臣曰、隨命。於是、穴穗部皇子、陰謀王天下之事、而口詐在於殺逆君。遂与物部守屋大連、率兵圍繞磐余池辺。逆君知之、隱於三諸之岳。是日夜半、潜自山出、隱於後宮。〈謂炊屋姫皇后之別業。是名海石榴市宮也。〉逆之同姓白堤与横山、言逆君在処。穴穗部皇子、即遣守屋大連〈或本云、穴穗部皇子与泊瀬部皇子、相計而遣守屋大連。〉曰、汝応往討逆君并其二子。大連率兵去。蘇我馬子宿禰、外聞斯計、詣皇子所、即逢門底。〈謂皇子家門也。〉将之大連所。時諫曰、王者不近刑人。不可自往。皇子不聽而行。馬子宿禰、即便随去到於磐余、〈行至於池辺。〉而切諫之。皇子乃從諫止。仍於此処、踞坐胡床、待大連焉。大連良久而至。率衆報命曰、斬逆等訖。〈或本云、穴穗部皇子、自行射殺。〉於是、馬子宿禰、惻然頽歎曰、天下之乱不久矣。大連聞而答曰、汝小臣所不識也。〈此三輪君逆者、詛語田天皇之所寵愛。悉委内外之事焉。〉（略）」
小鷦鷯 △仕舒明朝。母同。 ○舒明天皇八年三月、姦采女事発覚、仍鞠問、刺頸死。見書紀。	○『日本書紀』舒明八年三月条「悉劾姦采女者、皆罪之。是時、三輪君小鷦鷯、苦其推鞠刺頸而死。」
文屋 △一名、学室。同訓。仕舒明皇極朝。母。 ○与山背大兄王善、侍斑鳩宮。而蘇我入鹿臣殺上宮皇子達時、防戰。且又諫之、欲入於東国。山背大兄王不聽、而經死。見書紀。	○『日本書紀』皇極二年十一月丙子条「蘇我臣入鹿、遣小德巨勢德太臣・大仁土師婆婆連、掩山背大兄王等於斑鳩。〈（略）山背大兄、仍取馬骨、投置内寢。遂率其妃并子弟等、得間逃出、隱膽駒山。三輪文屋君・舍人田目連及其女・菟田諸石・伊勢阿部堅經從焉。〉（略）由是、山背大兄王等、四五日間、淹留於山、不得喫飯。三輪文屋君、進而勸曰、請、移向於深草屯倉、從茲乘馬、詣東国、以乳部為本、興師還戰。其勝必矣。〈（略）於是、山背大兄王等、自山還、入斑鳩寺。軍将等即以兵囲寺。於是、山背大兄王、使三輪文屋君謂軍将等曰、吾起兵伐入鹿者、其勝定之。然由一身之故、不欲残害百姓。是以、吾之一身、賜於入鹿、終与子弟妃妾一時自經俱死也。〉
色夫 △一名、醜夫。仕孝德・天智二朝。母同。 ○孝德天皇八年八月、為法頭掌僧尼事。 ○大化五年五月、討新羅將軍。 ○天智天皇三年二月、賜盾并弓矢為小錦下。〈書紀。〉	○『日本書紀』大化元年八月癸卯条「三輪色夫君・額田部連甥、為法頭。」 ○『日本書紀』大化五年五月癸卯条「遣小華下三輪君色夫・大山上掃部連角麻呂等於新羅。」 ○『日本書紀』天智三年二月丁亥条「天皇命大皇弟、宣增換冠倍位階名、及氏上・民部・家部等事。其冠有廿六階。大織・小織・大縫・小縫・大紫・小紫・大錦上・大錦中・大錦下・小錦上・小錦中・小錦下。〈（略）是為廿六階焉。改前花曰錦。〉（略）其大氏之氏上賜大刀。小氏之氏上賜小刀。其伴造等之氏上賜干楯・弓矢。」
利金 △仕孝德・天智朝。母。 ○統紀曰、大華上。云々。 ○高市麻呂父。〈補任。〉	○『統日本紀』慶雲三年二月庚辰条「左京大夫從四位上大神朝臣高市麻呂卒。以壬申年功、詔贈從三位。大花上利金之子也。」 ○『公卿補任』大宝元年条「高市朝臣麻呂。三月二十一日廢中納言。任左京大夫。文武紀慶雲三年二月庚辰、左京大夫從四位上大神朝臣高市麻呂卒。以壬申年功、詔贈從三位。大花上利金之子也。」
子首 △按、和訓古於卑登之。古加字倍者非之。一名、子人。仕天智天武兩朝。母。大神眞上田朝臣祖。 ○壬申乱属、皇太弟天武天皇元年七月、越伊勢大山向倭。属大伴連吹負、有戰功。于時伊勢介。 ○天武天皇五年八月、卒。贈内少紫位。諡諱大三輪眞上田迎君。見書紀。	○『日本書紀』天武元年六月甲申条「爰国司守三宅連石床・介三輪君子首、及湯沐令田中臣足麻呂・高田首新家等、參遇于鈴鹿郡。」 ○『日本書紀』天武元年七月辛卯条「天皇遣紀臣阿閉麻呂・多臣品治・三輪君子首・置始連菟、率数萬衆、自伊勢大山越之向倭。〈（略）〉 ○『日本書紀』天武五年八月是月条「大三輪眞上田子人君卒。天皇聞之大哀。以壬申年之功、贈内小紫位。仍諡曰大三輪神眞上田迎君。」
高市麻呂 △仕天武・持統・文武三朝。中納言。從四位上。左京太夫。贈從三位。氏上。母高市連安人女。当流正嫡也。 ○天武天皇時、壬申乱、三輪君高市麻呂以下豪傑、皆属皇太弟麾下、以大伴連吹負為將軍向倭。于時、近江別將廬井連鯨、率精兵來戰、箸陵下。高市麻呂、邀之破之有功。 ○天武天皇八年十月、改三輪君賜大三輪朝臣。	○『日本書紀』天武元年六月己丑条「因乃命吹負拜將軍。是時、三輪君高市麻呂・鴨君蝦夷等、及群豪傑者、如響悉会將軍麾下。乃規襲近江。撰衆中之英俊、為別將及軍監。」 ○『日本書紀』天武元年七月是日条「三輪君高市麻呂・置始連菟、当上道、戰于箸陵。大破近江軍、而乘勝、兼斷鯨軍之後。鯨軍悉解走、多殺士卒。〈（略）自此以後、近江軍遂不至。〉 ○『日本書紀』天武十三年十一月戊申条「大三輪君（略）凡五十二氏、賜姓

五十二氏其第一也。 ○同十年九月、為氏上。 ○朱鳥元年、直大肆。 ○持統天皇六年、直大二、中納言。此時、天皇欲幸於伊勢。高市麻呂脫冠上諫奏上。不聽。〈書紀。〉 ○大寶元年、改位号從四位上。 ○同二年正月、長門守。 ○同三年六月、左京大夫。 ○慶雲三年二月庚辰、卒。贈從三位。云々。〈統紀・補任。〉	曰朝臣。」 ○『日本書紀』天武十年九月甲辰条「詔曰、凡諸氏有氏上未定者、各定氏上、而申送于理官。」 ○『日本書紀』朱鳥元年九月乙丑条「直大肆大三輪朝臣高市麻呂、誅理官事。」 ○『日本書紀』持統六年二月乙卯条「是日、中納言直大貳三輪朝臣高市麻呂、上表敢直言、諫争天皇、欲幸伊勢、妨於農時。」 ○『日本書紀』持統六年三月戊辰条「於是、中納言三輪朝臣高市麻呂、脫其冠位、擎上於朝、重諫曰、農作之節、車駕未可以動。」 ○『統日本紀』大寶元年三月甲午条「始依新令。改制官名位号。」 ○『統日本紀』大寶二年正月乙酉条「從四位上大神朝臣高市麻呂為長門守。」 ○『統日本紀』大寶三年六月乙丑条「以從四位上大神朝臣高市麻呂為左京大夫。」 ○『統日本紀』慶雲三年二月庚辰条「左京大夫從四位上大神朝臣高市麻呂卒。以壬申年功、詔贈從三位。大花上利金之子也。」 ○『公卿補任』大寶元年条「高市朝臣麻呂。三月二十一日廢中納言。任左京大夫。文武紀慶雲三年二月庚辰、左京大夫從四位上大神朝臣高市麻呂卒。以壬申年功、詔贈從三位。大花上利金之子也。」
安麻呂 △仕文武・元明朝。從四位上。撰津太夫。兵部卿。氏上。母同。 ○慶雲四年九月、為氏上。于時正五位下。 ○和銅元年正月、正五位上。 ○同九月、任撰津大夫。 ○同二年、從四位下。 ○同七年正月、從四位上兵部卿。 ○同年同月丙戌、卒。〈統紀。〉	○『統日本紀』慶雲四年九月丁未条「正五位下大神朝臣安麻呂、為氏長。」 ○『統日本紀』和銅元年正月乙巳条「冠位上可賜人々治賜。」 ○『統日本紀』和銅元年九月壬戌条「正五位上大神朝臣安麻呂為撰津大夫。」 ○『統日本紀』和銅二年正月丙寅条「大神朝臣安麻呂（略）並從四位下。」 ○『統日本紀』和銅七年正月甲子条「從四位下大神朝臣安麻呂從四位上。」 ○『統日本紀』和銅七年正月丙戌条「兵部卿從四位上大神朝臣安麻呂卒。」
狛麻呂 △仕元明・元正二朝。正五位上。武藏守。母同。 ○和銅元年三月、丹波守。于時從五位上。 ○同三年正月、正五位下。 ○靈龜元年正月、正五位上。 ○五月、武藏守。〈統紀。〉	○『統紀』和銅元年三月丙午条「從五位上大神朝臣狛麻呂為丹波守。」 ○『統紀』和銅四年四月壬午条「從五位上（略）大神朝臣狛麻呂（略）並正五位下。」 ○『統紀』靈龜元年四月丙子条「正五位下（略）大神朝臣狛麻呂（略）並正五位上。」 ○『統紀』靈龜元年五月壬寅条「正五位上大神朝臣狛麻呂為武藏守。」
豐嶋亮 △命婦。仕元明・元正二朝。母同。 ○天平八年正月、女叙位。從四位上。元從四位下。先是、階級任叙不見。〈統紀。〉	○『統日本紀』天平九年二月戊午条「從四位下大神朝臣豐嶋從四位上。」
麻呂 △仕聖武朝。從五位下。子孫略之。母不見。 ○天平十八年四月、叙爵。〈元正六位上。〉統紀。	○『統日本紀』天平十八年四月癸卯「正六位上大神朝臣麻呂（略）並從五位下。」
妹子 △仕廢帝朝。母。 ○天平宝字四年正月、女叙位・叙爵。	○『統日本紀』天平宝字四年正月丙寅条「正七位上大神朝臣妹（略）並從五位下。」
通守 △仕元正・聖武二朝。從五位下。母。 ○養老元年正月、叙爵。元正六位上。統紀。 △此已後、叙任不見。若早世乎。	○『統日本紀』神龜元年二月壬子条「正六位上（略）大神朝臣通守（略）並從五位下。」
奧守 △仕光仁朝。從五位下。子孫略之。母。 ○宝龜八年正月、叙爵。元正六位下。〈統紀。〉	○『統日本紀』天平宝字八年正月乙巳条「正六位下大神朝臣奧守並從五位下。」
忍人 △仕元正・聖武二朝。從五位下。氏上。母大津連女。 ○和銅五年正月、叙爵。元從六位上。 ○靈龜元年二月、為氏上。于時、叔父狛麻呂、為位次之上臆然。而忍人以正嫡為氏上。大神主。〈紀統〉	○『統日本紀』和銅五年正月戊子「從六位上大神朝臣忍人（略）並從五位下。」 ○『統日本紀』靈龜元年二月丙寅条「從五位下大神朝臣忍人、為氏上。」
興志 △仕元正朝。從五位下。讃岐守。子孫略之。母同。 ○和銅六年正月、爵。元正七位下。 ○同七月、讃岐守。〈統紀。〉 △此裔代々為若宮神官。 ⑤類聚三代格曰、大神氏上代々補大神主事。弘仁十二年五月四日太政官符称、大神朝臣者、大田々根子命苗裔。高市麻呂正嫡流。自從四位下伊可保、連綿不絕而補神主。又、若宮者、高市麻呂二男興志以來補神官。云々。	○『統日本紀』和銅六年正月丁亥条「正七位下大神朝臣興志。(略)並從五位下。」 ○『統日本紀』和銅六年八月丁巳条「從五位下大神朝臣興志、為讃岐守。」
弟麻呂 △仕聖武・孝謙・廢帝三朝。從五位上。散位頭。子孫略之。母。	

○天平元年、爵。元正六位上。 ○同三年十月、散位頭。 ○同四年三月、叙従五位上。〈統紀。〉	○『統日本紀』天平元年三月甲午条「正六位上（略）大神朝臣乙麻呂（略）並外従五位下。」 ○『統日本紀』天平四年十月丁亥条「外従五位下大神朝臣乙麻呂、為散位頭。」 ○『統日本紀』天平五年三月辛亥条「外従五位下大神朝臣乙麻呂、並従五位上。」
伊可保 △仕聖武・孝謙・廃帝朝。従四位下。氏上。母。 ○天平十九年四月丁卯、叙爵。元正六位上。 ○天平宝字二年七月、神山生奇藤。虫食有文字。為瑞加位一階、従四位下。是大和守従四位下大伴宿禰稻公所奏也。 ⑥自伊可保代々補大神主、連綿不絶。見統紀三代格。	○『統日本紀』天平十九年四月丁卯条「大神神主従六位上大神朝臣伊可保（略）並授従五位下。」 ○『統日本紀』天平宝字二年二月己巳条「勅曰、得大和国守従四位下大伴宿禰稻公等奏称、部下城下郡大神山生奇藤。其根虫彫成文十六字、王大則并天下人此内任大平臣守昊命。（略）加以、地即大和神山。藤此当今宰輔。（略）当郡司者加位一級。（略）」
三支 △仕光仁・桓武・平城・嵯峨・淳和五朝。云々。従五位上。名字和訓佐韋帥。母同姓興志女。大神主。氏上。当流正統。 ○宝龜十年正月、爵。元正六位上。〈見統紀。〉 ⑦天長二年四月、従五位上。〈類史。〉 ⑧同四年正月、為氏上。〈同。〉	○『統日本紀』宝龜十年正月甲子条「正六位上（略）大神朝臣三支（略）並従五位下。」
野主 △仕仁明・文徳二朝。従五位下。氏上。母。 ○承和六年四月乙丑、爵。元正六位上。〈統後紀。〉	○『統日本後紀』承和六年四月乙丑条「授正六位上大神朝臣野主、従五位下。」
千成 △仕文徳・清和・陽成朝。従五位下。母。 ○斎衡元年正月壬辰、爵。元正六位上。〈文徳実録。〉	○『文徳実録』斎衡元年正月壬辰条「正六位上（略）大神朝臣千成等、並従五位下。」
高岑 △仕清和・陽成・光孝朝。疑別流乎。母。 ○貞観五年正月七日庚午、爵。元散位。云々。〈三代実録。〉	○『三代実録』貞観五年正月七日庚午条「散位大神朝臣高岑（略）並従五位下。」
成房 △仕光孝・宇多朝。従五位下。母。 ⑨寛平二年八月八日、爵。元正六位上。〈扶略。〉	
成主 △仕醍醐朝。従五位下。母。 ○延長四年正月七日、爵。元正六位上。 ⑩同八年二月朔、為神主。〈記略。〉 ○寛平法皇宮滝御幸時、増級正五位下。〈扶略。〉	○『日本紀略』延長四年正月六日癸亥条「叙位儀。」 ○『扶桑略記』昌泰元年十月二十二日条「直指宮瀧、上皇臨發。」 ○『扶桑略記』昌泰元年十月二十五日条「遂至宮瀧、愛賞徘徊。」

である。それに対して『本系牒略』大国主命の尻付には「延暦年中、撰_レ新撰姓氏録_ニ之時、家祖大神主従五位下大神朝臣三支、献_レ本系牒_ニ」とあり、延暦年間に『新撰姓氏録』編纂のために大神朝臣三支が本系帳を提出したと伝えている。もっともこの記述は『本系牒略』作成時に用いられた原資料から写されたものであるのか、あるいは編者が考証にもとづいて記したものであるのか不明であるが、『新撰姓氏録』大和国神別 大神朝臣条には「素佐能雄命六世孫、大国主之後也。初大国主神、娶_二三島溝杭耳之女玉櫛姫_一、夜未_レ曙去、来曾不_二昼到_一。於_レ是、玉櫛姫續_レ苧係_レ衣、至_レ明随_レ苧尋覓、經_二於茅渟県陶邑_一、直指_二大和国真穂御諸山_一。還視_二苧遣_一、唯有_二三縈_一。因_レ之号_二姓大三縈_一」とあり、実際に大神朝臣氏の系譜が『新撰姓氏録』に載録されていることからすれば、大神朝臣氏が延暦年間に本系帳を作成・提出していたことは史実と見て差し支えあるまい。

さらに『本系牒略』と本系帳との関連を示すものとして次の二点を指摘したい。第一に、前掲の『日本後紀』延暦十八年十二月戊戌条によれば、この時に提出を命じられた本系帳には始祖名・別祖名を掲載し、枝流および継嗣の歴名は記載しないという書式が定められていたが、これに対応するように『本系牒略』には阿田賀田須命の尻付に「宗像朝臣・和迹古・長公・吾孫等祖」、大鴨積命の尻付に「賀茂朝臣・鴨部祝・三歳祝・石辺公等祖」、田々彦命の尻付に「大神部直・神部直・神人等祖」、赤猪の尻付に「大神引田朝臣祖」、子首の尻付に「大神眞上田朝臣祖」などとあり、他氏にとっての「別祖」に該当する人物にはその旨が記されている。また、麻呂・奥守・興志・弟麻呂の尻付には「子孫略之」とあり、「枝流」に当たる世系はいずれも省略されている。このように『本系牒略』の書式には本系帳のそれと合致する点が見受けられる。

第二に、『本系牒略』第一系図は成主の代で途切れているが、その尻付には「仕醍醐朝」・「延長四年正月七日、爵。元正六位上。同八年二月朔、為神主。〈記略。〉寛平法皇宮滝御幸時、増級正五位下。〈扶略。〉」などとある。醍醐天皇の在位期間は寛平九年（897）～延長八年（930）であり、延長四年（926）・同五年（927）の年紀からしても、彼はおおよそ九世紀末から十世紀初め頃の人物ということになる。一方、『新撰姓氏録』の完成後も諸氏族は引き続き本系帳を作成していたことが知られる。たとえば、貞観三年（861）に味酒首文雄らが巨勢朝臣への改姓を願い出た際には、本系帳の確認を経て改姓が承認されている（『日本三代実録』貞観三年九月二十六日丁酉条）。また、貞観年間（859～877）には全国諸社の祝部氏が本系帳を毎年作成しており、元慶五年（881）にはそれが三年一進に改められている（『類聚三代格』元慶五年三月二十六日官符、『日本三代実録』元慶五年三月二十六日甲戌条）。さらに、大中臣朝臣氏は貞観五年（863）・延喜三年（903）に本系帳を作成（更新）し、延喜六年（906）に提出したことが確認できる（『中臣氏系図』所引「延喜本系解状」）。こうした事例からすれば、大神朝臣氏が成主の頃まで本系帳を作成（更新）していたとしても不自然ではない。

以上を踏まえるならば、平安時代前期に大神朝臣氏が作成した本系帳と『本系牒略』第一系図との間には何らかの関連が想定される。そこで参考になるのは、いま触れた『中臣氏系図』所引「延喜本系解状」に「摠造一巻、以写四通。一通准例送納省庫。三通分授三門」とあり、大中臣朝臣氏が本系帳を提出した際に、それを複数作成して氏族側にも保管していたことである。これと同様、大神朝臣氏も本系帳を提出した際にその写しを保管しており、その内容が別の文献に部分的に引用されるなどして後世にまで伝えられていたのではなかろうか。そして、そうした本系帳に由来する情報を基礎としつつ、前掲の引用史料により考証を加えながら、信房は『本系牒略』第一系図を作成したと推測されるのである。彼が本書を「系図」ではなくあえて「本系帳」の語を入れて『大神朝臣本系牒略』と命名したのも、こうした経緯によるためであろう。

Ⅳ．第一系図の引用史料

第一系図には前掲【表1】に示したように、作成時に用いたと思われる史料名が各所に注記されている。では、これらの史料はいかなる方針で『本系牒略』に引用されたのであろうか。紙幅の都合上、各記事を逐一検討することは別の機会に譲るとして、ここでは大まかな傾向を把握しておきたい。

大田々根子命の尻付を例に挙げるならば、『本系牒略』には「古事記曰、以意富多々泥古命為神主、而於御諸山、拜祭意富美和之太神。云々」とあるのに対して、『古事記』崇神段には「即以意富多多泥古命為神主、而於御諸山、拜祭意富美和之大神前」とある。同様に『本系牒略』に「一名、大直禰古命。〈旧事紀。〉」とある箇所は、『先代旧事本紀』卷四「地祇本紀」（以下『地祇本紀』）にも「大直禰古命」と見えている¹⁸⁾。このように『本系牒略』と引用史料の文章を比較するならば、わずかな文字の異同はあるが両者は基本的に一致している。これは【表1】に示したように、数件の例外を除いて¹⁹⁾ ほぼ全ての記載に当てはまる傾向である。

また、もとの文章を抜粋して引用する場合もある。たとえば『日本書紀』崇神七年二月辛卯条には「是時、神明憑倭迹迹日百襲姫命曰、天皇何憂国之不治也。若能敬祭我者、必当自平矣。天皇問曰、教如此者誰神也。答曰、我是倭国域内所居神、名為大物主神。時得神語、隨教祭祀。然猶於事無驗。天皇乃沐浴齋戒、潔淨殿内、而祈之曰、朕礼神尚未尽耶。何不享之甚也。冀亦夢裏教之、以畢神恩。是夜夢、有一貴人。对立殿戸、自称大物主神曰、天皇、勿復為愁。国之不治、是吾意也。若以吾兒大田々根子、全祭吾者、則立平矣」とあるのに対して、『本系牒略』には「書紀崇神天皇紀曰、七年二月、神明憑倭迹々日百襲姫命有誨。又天皇夢有貴人、自称大物主神、以吾兒大田々根子令祭吾。云々」とある。ここでは『日本書紀』崇神七年二月辛卯条の下線部のみを抜粋し、もとの文意を損なわないように文字を補っている。

したがって『本系牒略』第一系図の作成時には、引用・参照した史料名を文頭もしくは文末に注記することを原

則とし、典拠とした史料の文章を忠実に引用するという方針が採られている。抜粋した場合は文意を改変しないように配慮する姿勢をうかがうことができる。そもそも引用史料名を注記することは、その記載の信憑性に関して第三者による検証を可能にするものである。このことは編者が創作・潤色を行う意図をもって『本系牒略』を編纂したのではないことを明確に示していると言えよう。

そして、このことを踏まえて注目したいのは、全体数からすればごくわずかではあるが、引用史料との間に明確な対応関係が確認できない記事が存在することである。それは以下の箇所である。

- ① 天日方奇日方命の尻付に「一名、武日方命。〈宗形系。〉」とある。
- ② 田々彦命の尻付に「于_レ此、三流分流。大神朝臣正嫡流、大部主命之孫、為_下祭_二大物主神_一之神主_上。云々。〈類史。〉」とある。
- ③ 志多留命の尻付に「仕_二應神・仁徳・履中三朝_一。〈類史。〉」とある。
- ④ 特牛の尻付に「欽明天皇元年四月辛卯、令_二大神祭_一。之四月祭始乎。〈字類抄。〉」とある。
- ⑤ 興志の尻付に「類聚三代格曰、大神氏上代々補大神主事。弘仁十二年五月四日太政官符称、大神朝臣者、大田々根子命苗裔。高市麻呂正嫡流。自_二從四位下伊可保_一、連綿不_レ絶而補_二神主_一。又、若宮者、高市麻呂二男興志以来補_二神官_一。云々。」とある。
- ⑥ 伊可保の尻付に「自_二伊可保_一代々補大神主、連綿不_レ絶。見_二統紀三代格_一。」とある²⁰⁾。
- ⑦ 三支の尻付に「天長二年四月、從五位上。〈類史。〉」とある。
- ⑧ 三支の尻付に「同（天長一筆者注）四年正月、為_二氏上_一。〈同。〉」とある。
- ⑨ 成房の尻付に「寛平二年八月八日、爵。元正六位上。〈扶略。〉」とある。
- ⑩ 成主の尻付に「同（延長一筆者注）八年二月朔、為_二神主_一。〈^(ママ)記略。〉」とある。

このうち、①は「宗形系」は「宗形氏系図」を略記したものと思われる。宗像朝臣氏の系図には『宗像系図』・『宗像朝臣系図』・『宗像大宮司系図』などいくつかの種類があるが、管見の限り「武日方命」という神名を

記した系図は確認できていない。また、②・③・⑦・⑧は『類聚国史』、⑤・⑥は『類聚三代格』、⑨は『扶桑略記』、⑩は『日本紀略』を典拠としたようであるが、現存するこれらの史料には該当する記事が見当たらない。さらに、④の「字類抄」は『色葉字類抄』あるいは『伊呂波字類抄』を指すと思われるが、やはり関連する内容は検出できない。しかも「字類抄」の語を冠する史料は、上記のほかにも『平他字類抄』・『要略字類抄』・『八部字類抄』・『歌苑字類抄』・『年号字類抄』・『元号同字類抄』・『十三家字類抄』などがあり、『本系牒略』の言う「字類抄」がどれを指しているのかさえ判然としない。このように①～⑩についてはより詳しい調査が必要である。ここでは特に④・⑤・⑥についての簡単な見通しを述べるに留めておきたい。

まず④は、欽明元年（540）四月辛卯に特牛が三輪山の神（大物主神）を祭り、これが四月の大神祭（『延喜式』中宮職17大神祭条・春宮坊13大神祭条など）の始まりであると述べている。『本系牒略』をもとに作成された『高宮系図』では、この箇所は「金刺宮御宇元年四年辛卯、令_二祭_二大神_一。是四月祭之始也」となっており、『本系牒略』にあった「字類抄」の文字が削除されている。冒頭でも述べたように『本系牒略』の存在は近年まで広く知られていなかったため、先行研究ではこの『高宮系図』の記載を重要な根拠として、大神朝臣氏は欽明朝段階から三輪山での祭祀に関与するようになったと論じてきた²¹⁾。しかし『本系牒略』に引用史料名が明記されていることからすれば、大神祭に関する何らかの情報が「字類抄」に掲載されており²²⁾、当該箇所はそれを引用あるいは参照して記されたと考えられる。よって「字類抄」にいかなる内容が記されていたのかが分からない限り、『本系牒略』や『高宮系図』の当該記事を手がかりとして、古代における三輪山祭祀の実態を論じることはできない²³⁾。現在のところ確実に言えるのは、信房が「字類抄」を踏まえて欽明朝に大神祭が開まったと解釈したということである。

また『本系牒略』および『高宮系図』の当該記事で説かれているのは、大神朝臣氏にとっての氏神祭祀たる大神祭の起源である。一方、三輪山で執り行われていたのは、大王家が大神朝臣氏を介して三輪山の神を奉祭する「委託型」の祭祀である。それは律令制下では国家が

奉幣使を派遣して直接祭るのではなく、在地氏族を介して間接的に奉幣する鎮花祭（神祇令 03 季春条）に継承される性質のものである²⁴⁾。したがって、当該記事の内容が史実であったとしても、それは欽明朝から大神朝臣氏が三輪山祭祀（のちの鎮花祭につながる）に関与するようになったことを示す根拠にはならないのであり、むしろ同朝における大神朝臣氏の氏神祭祀（のちの大神祭につながる）の整備・開始を伝えるものとして理解すべきであろう。

最後に⑤・⑥については、現存する『類聚三代格』だけでなく『弘仁格抄』や『格逸』・『格逸々』などにも該当する内容が見えない。ただし、⑤の文頭には「類聚三代格曰」とあり、文末には「云々」とある。これを前述した『本系牒略』の引用方針に照らすならば、この箇所は編者の考証にもとづいて記されたのではなく、（途中に省略を含む場合もあるが）もとの史料の文章を忠実に引用していると考えられる。また、後半が省略されているため詳らかでないが、文章をそのまま読むならば『類聚三代格』に「大神氏上代々補大神主事」との事書を持つ格が所載され、その中には弘仁十二年（821）五月四日付の太政官符が引かれており、大神朝臣氏が太田々根子命の苗裔であること、伊可保が高市麻呂の正嫡流であること、その系統が大神神社の神主（大神神主・大神主ともいう）に代々任命されてきたこと、若宮社²⁵⁾は高市麻呂の次男である興志の系統が神官に任命されてきたことなど、大神神社の神主（および若宮社の神官）の任用に関する内容が述べられていたという。

それに対して、現存の『類聚三代格』では「神社事」・「神宮司神主禰宜事」などの項目は完存しているが、二十巻本の巻九・十七（十二巻本では巻六・十）の一部が欠落しており²⁶⁾、福井俊彦氏はこの部分にも神祇関係の格が含まれていたと推測している²⁷⁾。もちろん『本系牒略』に引用されている文章はきわめて限られているため、前述の⑤・⑥が『類聚三代格』の逸文であるとは現段階で判断できないが、その可能性を残すものとして注目しておきたい。

V. 結 語

本稿では大神朝臣氏の系図である『本系牒略』を取り

上げ、その成立背景を確認した上で、特に古代の人物について記載した第一系図を対象としてその原資料と引用史料に関する考察を行った。その結果を整理するならば次のようになる。

- ・『本系牒略』は高宮信房の手によって1790年代の後半頃に編纂された。編纂目的は未詳であるが、信房の代に玄賓庵へ神牌を納めるに当たり、当時の高宮家に伝来していた『中興系図』以前に遡る系図の必要が生じたためと推測される。
- ・その作成には高宮家旧蔵文書の写し、墓石、神牌、『中興系図』などのほかに、『古事記』・『日本書紀』など多くの史料が引用・参照された。他史料に見えない部分は、大神朝臣氏が作成した本系帳の内容が何らかの形で反映していると考えられる。
- ・『本系牒略』第一系図は、他史料を引用・参照した際にはその史料名を注し、典拠とした史料の文章を忠実に引用する方針で作成されている。抜粋して引用する場合も文意を変更しないように配慮している。この傾向はほぼ全ての記載に当てはまる。
- ・ただし、前述した①～⑩の箇所に関しては引用史料との間に明確な対応が見られない。特に興志と伊可保の尻付に引用された⑤・⑥は『類聚三代格』の逸文の可能性がある。

三輪山と大神神社における祭祀・信仰のあり方を復原し、その祭祀を担当した大神朝臣氏の足跡を辿ることは、大和王権の発祥地といわれる纏向地域の歴史を考える上で不可欠である。そのための手がかりを与えてくれる史料として『本系牒略』の存在は貴重である。ただし、本稿では引用史料との比較に紙幅を費やしたため、内容に踏み込んだ検討を行うことができなかった。それについては今後の課題として、ひとまず擱筆したい。

【註記】

- 1) 原本は高宮澄子氏所蔵。拙著『日本古代氏族系譜の基礎的研究』（東京堂出版、2012年）、同『大神氏の研究』（雄山閣、2014年）所収。
- 2) ウジナは「神」「三輪」から「大三輪」「大神」へ、カバネは「君」から「朝臣」へ変化する。本稿では「大神朝臣氏」で統一する。
- 3) 『百家系図稿』は鈴木真年（1831～1894）、『諸系譜』は中

- 田憲信（1835～1910）が編纂した系図集である。
- 4) 拙著『日本古代氏族系譜の基礎的研究』（前掲）、同『大神氏の研究』（前掲）。
 - 5) 大神神社社務所編『三輪叢書』（大神神社社務所、1928年）、大神神社史料編修委員会編『大神神社史料』1（吉川弘文館、1968年）、上田正昭・佐伯秀夫校注『神道大系』神社編12（神道大系編纂会、1989年）、拙著『日本古代氏族系譜の基礎的研究』（前掲）などに所収。
 - 6) 田中卓「豊前国薦神社の創祀」（『田中卓著作集』11－1、国書刊行会、1994年、初出1993年）、溝口睦子『日本古代氏族系譜の成立』（学習院、1982年）、佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証編6（吉川弘文館、1983年）、和田萃「ヤマトと桜井」（『桜井市史』1979年）、同「三輪山祭祀の再検討」（『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』塙書房、1995年、初出1985年）、中野幡能「三輪高宮系図と大神比義」（『八幡信仰と修験道』吉川弘文館、1998年、初出1989年）。
 - 7) 天地約23.5cm、幅8.6cm。益房・基房・宗房・輪房・範房の五人と、名前の明らかなでない三名が列挙され、第十丁ウラと第十一丁オモテの間に挿入されている。
 - 8) このほかに、第十三丁オモテには和房と某の二代が記されている。また『諸系譜』と『百家系図稿』の末尾には信房から義房まで三代の系図が記され、さらに『百家系図稿』には武房と為房の二代が記されている。
 - 9) 以下、高宮氏の人物の生没年は『高宮系図』による。
 - 10) 人名が系図に書き足される契機としては、生誕時、元服時、神主就任時、死没時などが想定されるが、『本系牒略』の場合は元服前に夭逝した人物も記載されていることから、おそらく生誕時に書き足されたと思われる。
 - 11) 阿部秋生開題『書紀集解』1（臨川書店、1969年）。
 - 12) 尾崎雅嘉（？～1827）著。
 - 13) 前著では（3）について言及しなかったが、本稿で付け加えておきたい。
 - 14) 大神家次著。文永二年（1265）成立。康安元年（1361）に紀宗基、享保五年（1720）に越昌綱によって書写。『大神神社史料』1（前掲）所収。
 - 15) かつては大神神社の境内にあったが、明治元年（1868）に現在の地に移った。『磯城郡誌』（1915年）、『桜井市史』（前掲）など参照。
 - 16) 若干の異同はあるが、たとえば『中興系図』の範房の尻付に「母ハ当国_ノ何某娘姓不_レ知」とあるのに対して、『本系牒略』の範房の尻付には「母当国何某女姓氏不_レ知」とある。ほかの人物もほぼ同じである。
 - 17) 本系帳と氏族系譜の関係については、前著のほか、拙稿「『海部氏系図』の基礎的研究」（京丹後市編『丹後・東海地方の文化方言等調査事業報告書』2015年6月刊行予定）など参照。

- 18) 引用史料の記載方法には、「古事記曰、以_二意富多々泥古命_一為_二神主_一、而於_二御諸山_一、拜_二祭意富美和之太神_一。云々」のように史料名を文頭に置くパターンと、「一名、大直禰古命。〈旧事紀。〉」のように文末に置くパターンがある。これらがいかなる基準で使い分けられているのかは判然としないが、短い語句を引用する場合や、文章を抜粋して引用する場合は、後者のパターンが多い。なお、二つのパターンは入り組んで用いられていることから、時間差（一方は『本系牒略』の原資料段階で記されており、もう一方は『本系牒略』作成時に信房が記したなど）を示すものではないと考えられる。
- 19) たとえば、高市麻呂の尻付には「同（天武）十年九月、為_二氏上_一（略）〈書紀。〉」とあるが、これに対応する『日本書紀』天武十年（681）九月甲辰条には「詔曰、凡諸氏有_二氏上_一未定者_一、各定_二氏上_一、而申_二送于理官_一」とあるのみであり、高市麻呂が氏上となったことは見えない。こうした事例は引用史料を文末に記すパターンに散見する。
- 20) 引用史料として『続日本紀』と『類聚三代格』が記されているが、前者についてはこの文章の前に「天平十九年四月丁卯、叙爵。元從六位上。天平宝字二年七月、神山生_二奇藤_一。虫食有_二文字_一。為_二瑞加_一位一階_一、從四位下。是大和守從四位下大伴宿禰稻公所_レ奏也」とあり、この箇所は『続日本紀』天平十九年四月丁卯条・天平宝字二年二月己巳条と対応している（【表1】参照）。よって、引用史料との間に対応関係が確認できないのは、『類聚三代格』にもとづくと思われる「自_二伊可保_一代々補大神主、連綿不_レ絶」の部分のみである。
- 21) 和田萃「ヤマトと桜井」（前掲）、同「三輪山祭祀の再検討」（前掲）など。
- 22) 『伊呂波字類抄』於・諸社項には「大神大物主神社。〈同。城上郡三十五坐内。名神大。月次・神嘗・新嘗。〉」、「大神。〈紙同前。使諸大夫付靈驗所。〉」などとあるが、特牛が欽明朝に祭祀を行ったことは見えない。しかし、たとえば大原野神社については「宣命紙黄。使氏五位。本朝文集云、文徳天皇嘉祥四、二月乙卯、別制_二大原野祭儀_一。一准_二梅宮祭_一。貞観元、十一月十三日甲子、大原野祭如_レ常。云々。」などのように、比較的詳しい注記が付されることもある。未見の写本では、大神祭に関してもこうした内容が付されていた可能性がある。
- 23) 三輪山祭祀の展開過程については、前著『大神氏の研究』（前掲）で詳しく論じている。
- 24) 三橋正「古墳祭祀から律令祭祀へ」（『日本古代神祇制度の形成と展開』法蔵館、2010年、初出2007年）、藤森馨「神祇令祭祀と大神祭祀」（『神道宗教』210、2008年）、同「鎮花祭と三枝祭の祭祀構造」（『神道宗教』211、2008年）など。
- 25) 大直禰子神社（奈良県桜井市三輪）。古代には大神神社の神宮寺として大神寺・大御輪寺とも称し、明治以降は大直

欄子神社として大神神社の摂社となっている。

- 26) 瀧川政次郎「九条家本弘仁格抄の研究」(『律令格式の研究』角川書店、1967年、初出1926年)、飯田瑞穂「『類聚三代格』の欠佚卷」(『飯田瑞穂著作集』3、吉川弘文館、2000年、初出1970年)、吉田孝「類聚三代格」(坂本太郎・黒板昌夫編『国史大系書目解題』上、1971年)、関見監修・熊田亮介校注解説『狩野文庫本 類聚三代格』(吉川弘文館、1989年)

など。

- 27) 福井俊彦「弘仁神祇格」(『国書逸文研究』4、1980年)。

【付記】

本稿は、科学研究費補助金基盤研究C(課題番号26370773)による研究成果の一部である。

倭国成立過程における「原倭国」の形成

—近江の果たした役割とヤマトへの収斂—

森 岡 秀 人

目 次

I. はじめに	39
II. 「倭国」と「原倭国」 －実態としての発達過程の容認－	40
III. 原初的倭国のとらえ方の代表例 －寺沢薫「イト倭国」説の吟味から－	43
IV. 倭国領域論にみる諸説の相違や問題点について	44
V. 科学年代の援用からの庄内式成立問題 －纏向遺跡出現年代の衝撃的上昇説－	46
VI. 近江南部を中核とする原倭国の形成と倭国への移行	47
VII. 結語	51

論文要旨

日本考古学が東アジア的な視野に立って深化する過程で、長い時間軸の中に次々と中国史書に顔を示す倭国の形成過程に関する研究も増加している。当然のことながら、持続する邪馬台国論争とも無縁ではなく、敢えて立ち入らない研究者が多いことも了知できる。しかし、本格的な調査の始まりから既に44年が経つ纏向遺跡の評価をめぐっては、回避できない問題を多数包括するので、現在幾多の研究者が自らの立場や取り組みを表明することは、日本古代国家形成のプロセスを描写することと深く絡むため、肝要なことと思え、無謀を承知の上で講演録形態の生硬な考え方を提示した。それは図らずも寺沢薫所長の今世紀に入って進化を遂げてきた政治的な追求と対比される結論となり、また同調できる部分も視角に大きく入る。

要としたことは、近畿中枢部の大和・河内の外縁地域での倭国揺籃活動を地域間の連携として評価し、その中心に北近畿・近江を据え、従来倭国と説明されることの多い東海地域も紀元2世紀段階には同軌である主張を行い、その動きを「原倭国」の形成と意義付けた。守山市伊勢遺跡などの様相と重ならない時期・構造を有する纏向遺跡の出現は、こうした緩やかな原倭国体制とは次元を異にする社会進化の表われであり、その倭国形成とは一線を大きく画す存在といえよう。『後漢書』にみえる帥升の活動を淀川水系・近江・伊勢・北近畿・東海西部の領域で掌握し、倭国隆盛地とも隔離、古墳築造と倭国の一元化を目指した運動の基盤は奈良盆地東南部に移っていたとの見解を示した。その経過に銅鐸生産地推移の見通しや摂津・河内・大和と近江・東海の生産期間のずれや専門工人集団の類型化なども重ねての整合性、原料調達問題との触れ合いにも注意を及ぼした。「イト倭国」提唱の寺沢論とは対峙的に見えるが、纏向遺跡の始まりなどの年代観は20～30年以内に止まる。

一方において、該期の実年代観は昨今変動が著しい。纏向遺跡の登場を2世紀前半の経過の中で理解し、ヤマト国の重心や盛期に言及した岸本直文説や気候変動を年単位のピンポイントで捉える赤塚次郎説はその代表格であり、自然科学からの年代測定値や校正年代に軸足を移しての歴史叙述がかなり進んできた。畿内第Ⅴ様式の実年代はいったいどこに行くのかといった思いも強く関与して、一文を草することにもなったが、今後議論が活性化する火種になれば、幸いこの上ない。

森岡 秀人（もりおか ひでと）

桜井市纏向学研究センター共同研究員
奈良県立橿原考古学研究所共同研究員

倭国成立過程における「原倭国」の形成

—近江の果たした役割とヤマトへの収斂—

森 岡 秀 人

I. はじめに

皆さんこんにちは。今日は、最近考え方が固まってきつつある私の倭国論について、わかりやすくお話しします。国家形成に向けての私なりのストーリーです。こんなことを考える契機は、やはり纏向遺跡にあります。奈良盆地東南部における纏向遺跡の出現は、非常に大きな画期です。その原動力はいったいどこにあるのでしょうか。旧くて新しい課題であり、今なお未解決の問題に属しています。纏向遺跡との出会いから、既に44年の歳月が経ってしまいました。石野博信さんと関川尚功君とが掘っていました。続々出土する古式土師器にワクワクいたしました。当時は、庄内式土器が出る遺跡の数も限られていました。知られていなかったのです。当初は奈良盆地内部の弥生時代集落の消長関係がこの遺跡の出現に重要なヒントを与えているように思われました。当然、唐古・鍵遺跡を筆頭とする大形の弥生文化の集落遺跡との関係性が注目され、弥生時代から古墳時代への移行期における盆地内部のミクロ変動に目を向けました。果たして、唐古から移住したのか。纏向遺跡は、地理学で言うところの計画的設定村落というもので、突如出現することに大きな意味があると考えましたが、グローバルな世界との結び付きには、頭が及びませんでした。

しかし、この問題が列島における倭国の成立過程抜きには考えられないこともまた自明のことでした。ラフ・スケッチながら最近考えている私見の一部を明らかにし、その姿勢、方向性のようなものを示しておくことも無意味ではないという思いに駆られるわけです。

こうした試みの別の動機は、纏向学研究センターの所長である寺沢薫さんの近年のご研究にあります（寺沢2000・2010・2011・2014）。非常に体系的な国家論、王権論であり、政治史的な分析に立った弥生時代像、古墳

時代開始像を描くものであり、既往の研究視角からでは太刀打ちできないものとして、私自身敬意を払ってきました。倭国の動きを考古学の立場から鮮やかに浮き彫りにし、纏向遺跡の出現も長い研究に裏打ちされ、その論理には一貫性した姿勢があります。したがって近年、私はずっと意識してきました。どこか違う。もう一つ仮説を考えることはできないか。時間的に十分考え、これまで観察してきたことを生かし、さらに第六感のようなものも働かせ、私なりに真相に近づきたい。そういう思いがありました。幸い、こうして纏向学講座での講演の機会を与えていただき、また、その切っ掛けを作られた寺沢所長と私の話を土台に対論する機会にも恵まれました。考え方や取り組み方の違いがより一層分かりやすくなると思ひまして、今から楽しみにしている次第です。「それは成り立たないでしょう。」といった生の批判を拝聴する絶好の機会でもあります。アウトラインをとりあえず聞いていただき、本音の討議ができればと思っています。

昨今、「庄内式期」の前後もめまぐるしく年代観は動いており、研究者間で歯車が噛み合わないことがらが増えつつ増大しています。その整序を図る前に、大きな史観的枠組みを提示し、多様な考え方を採る余地がいまなお存在することをこの際強調しておきたいと思います。日本考古学は、旧石器時代・縄文時代・弥生時代・古墳時代……といった時代区分を長年用いて研究上の共通理解を深化させてきました。この区分については学問を超え、今や馴染み深いものとして歴史の分野で国民全般に広く受け入れられているのではないかと思います。

しかし、一方において文献史学の研究者を中心に倭国の形成の諸段階からみた古代歴史像を描写する方々も増加しています。考古学者も積極的に発言する方が確かに増えました。私もその一人ですが、考古学からは自ずと限界も横たわり、実証主義的な研究からは敬遠される向

きもあるでしょう。考古学上の時代区分と倭国発達史……二つのとらえ方は言わば車の両輪のようなものだと思います。本来は整合的に叙述されるべきなのですが、方法論としては異なった土俵上の論議とも言え、多くの発言者の見解や歴史観が一致しているわけではありません。否、むしろ暦年代観や歴史的叙述はますます多様化して、近年は混迷の域に入り、收拾がつかなくなっているのが現状とみています。

最近、とくに自己の研究に則った歴史像の枠組みの完成が目指されているようで、その中に紀元前の百余国や紀元後の奴国・伊都国、さらに邪馬台国、狗奴国、倭国の問題、ヤマト国、ヤマト政権、ヤマト王権、大和政権、大和王権、倭政権、倭王権、近畿政権、初期国家、原生国家、邪馬台国連合、狗奴国連合などの多面的な術語や概念が奔放に飛び交っています。加えて外来的な社会構成史上の用語も社会進化の段階的評価やモデル構築とともに頻繁に登場し、所論は勢い賑わいをみせています。弥生時代や古墳時代に与えられたイメージや社会構造の特色は、時期や地域によってかなり異なるものと解釈されており、国家段階・初期国家段階・首長制社会（単純・複雑）段階・部族制社会段階、部族制・首長制移行段階、首長連合段階、専制国家段階、共和制段階などの階梯理解、概念が日々共存するのが今日の学界の偽らざる現状と言えます。たえず誰が何をどう呼び習わしているかを考えないと、それぞれの論が理解できなくなっているわけです。

この講演では、日本列島における国家形成史とも深く関わる「倭国」形成の問題と絡ませつつ、纏向遺跡出現の前段階を主導した地域がいったいどこで、なにゆえ、そのような経緯を辿るに至ったかについて、半ば妄想にも近い仮説を提示し、ご批判を仰ぎたいと思います。具体的には、特殊構造の伊勢遺跡や近江南部地域に注目しますが、邪馬台国や狗奴国とどう関わるのかについて、私の立場を明らかにしたいと考えます。キーワードは、一つだけ挙げるとするなら、「原倭国」です。

Ⅱ. 「倭国」と「原倭国」

－実態としての発達過程の容認－

「倭国」は、そもそも形成の古さを自認してきた史的

術語です。中国側からみれば、『宋書』以降に「倭国伝」が初出することによって（仁藤 2013）、初めて「倭人」「倭人伝」「東夷伝」の世界からの脱却が客観視されます。したがって、東アジアにおける認識が確立した後の「倭国」と中国正史の叙述にみえる「倭国」「倭国王」との決定的な違いを無視することはできないのですが、私はあくまで用字・用語上の「倭国」の推移に拘ります。その場合、「倭国伝」段階の「倭国」は、用語登場段階の先にみた「倭国」の発達過程の延長上に存在するわけで、揺籃期の「倭国」は、その占める領域・内部構造・性格の各々を刻々と変化させる動態としての観察により接続を図ることが不可欠となります。倭国の実在するイメージは年代の縦軸に広く分散しています。2世紀史・3世紀史・4世紀史・5世紀史・6世紀史・7世紀史……に絶えず伴い、史書には「倭国王帥升」「倭国乱」「倭女王」「倭五王」などが数多く登場します。同じ表現を採る「倭国」の背負う歴史的背景は、かなり異なると言ってよいでしょう。また、列島の空間構造としても「倭国」は流動的です。

ここに新たに提示した「原倭国」なる造語も、このような動きを受け、あくまで不可視な倭国の成長を前提とした仮称でありまして、倭国前史という意味ではなく、倭国史の一ステージとみるわけです。文献史料にはみえない概念をあえて定立して、その原初形態を考古学的に捉える必要性を訴えたいのです。その領域は、当然九州島内にとどまるものではありません。少なくとも近江以西の地域、確信的に言えば、太平洋岸では天竜川より西の地域に広がるものと考えており、もとより現行の弥生時代後期の地域差などを基盤に置かない空間的枠組みが考案されたと理解していただきたい。その構想を粗削りな状態でいったん提出する目論見が本日の私の話の発端にあり、今ならこそ私自体には定立が欲せられたものなのです。沈黙の考古学資料からも「原倭国」「倭国」の範囲や内容は読み解かれるべき存在であり、言うまでもありませんが、卑近な邪馬台国所在地論争ともそれらの領域論は深く絡むことになるでしょう。また、昨今の実年代論も大きな関与をみせるはずで、余談になりますが、東アジア世界における「原倭国」から「倭国」、さらに国号「日本」の登場は、大宝二年（702）の第8次遣唐使段階に至って、中国による「日本」承認に基づきようやく対外的なものとなり、大きく帰結するのです。その

過程の最初期に列島における政治的統合の中国認識の推移の中に登場しない「原倭国」を規定し、考古学上では、時期も重なる「伊勢遺跡の時代」を概念付け、象徴的にとらまえようと思うのです。

倭国のスタートについては、議論の余地が多々存在することでしょう。よく知られる後漢安帝の永初元年(107)「倭国王帥升等」の後漢朝貢の記載をどのように考えるかに先ず遭遇します(『後漢書』東夷伝)。「倭国王」が王の名前とともに登場しますから、史料にみえる「倭国」は尊重しなければなりません。『後漢書』東夷伝には、半世紀前にいま一つ有名な一節があります。建武中元二年(57)の記事で、「倭奴国奉貢朝賀」とみえ、使人は自ら「大夫」を称しています。遣使した高官、実務者がきちりいて、おそらく中国側からその地位を保障されるような役職をもって正式外交が整ってきたものと思います。この部分がよく知られるのは、今から230年前の天明四年(1784)に、福岡県の志賀島において金印が出土しているからです。金印には、ご存じのように「漢委奴國王」の文字が読み取られるので、中国認識で初めてひとつの国の国王が登場します。しかも、絵に描いたように史料と符号する物品であり、史実としての裏付けが得られていると多くの人は考えるわけです。金の成分が95%、銀が4.5%という分析結果を本田光子さんが出されています。これは、後漢の班固が著した『漢書』地理志燕地条に出てくる「夫れ楽浪海中に倭人あり、分かれて百余国を為す。歳時を以て来たり献見すと云う」に垣間見える「百余国」と比較して、大きな飛躍が認められるものです。

『漢書』地理志のこの記載は、前漢武帝の版図拡大の過程で朝鮮半島に設置された出先機関である四郡の一つ、楽浪郡なるものが位置基準として書かれており、さらに海を隔てての倭人という種族の存在を明らかにしています。定期的な倭人からの朝献があったようですが、その具体的な国、朝貢の主体はわかりません。百を超えるほどのたくさんの国々が存在したようですが、代表的なものはみえず、どのようなレベルでの交渉かもわかりません。曖昧と言えば、曖昧なのですが、倭人の登場という観点から言えば、実に貴重な記述です。この記事は、後漢直前の前漢後半期、つまり紀元前1世紀頃のおよその時期を示唆し、倭人列島のようなすが短文ながら登場することが重要で、さらに社会の統合が進んでいない実情を

伝えていることにも注意が促されます。漢武帝による楽浪郡ほか四郡の設置は、紀元前108年のことです。常識的にみて、この記事の内容が紀元前2世紀以前に遡ることはあり得ません。井戸枠や建物の木柱などの年輪年代が分かっているものを尊重すれば、滋賀県二ノ畦横枕遺跡や大阪府池上曽根遺跡などの最盛期と重なります。最近、30年振りの報告書刊行に向けた編集作業に余念がないと聞き及んでいる大阪市加美遺跡のY1号墳丘墓には、100個体に近い弥生土器が伴っていますが、その時期は概ね河内Ⅳ-3様式と判断されています(田中ほか編2015)。『漢書』の「百余国」の時代と触れ合うものであり、この段階の遺物には漢人の往来さえ想像できるようなものが既に存在して、注目されます。奈良県唐古・鍵遺跡の楼閣絵文壺も近い時期の弥生土器で、あのような構造・表現の建築物は同時期の倭人のみの発想では、絶対に描けないものです。また、最近度量衡の存在として話題となった計量に用いたと推定される石製の分銅の10点セットが森本晋さんによって紹介されましたが、八尾市亀井遺跡の土坑SK3165出土資料であり、自生的に誕生した製品とは到底考え難いものです。これは年代がもっと古く弥生時代前期と考えられています。2の累乗倍の重さに揃えられた点が驚くべきことでして、計量手段に天秤の使用を彷彿とさせる資料です(森本2012)。時期的には下るものが多いものの、竿秤に用いられる土製や石製、青銅製の権もよく注意されています(武末2013、辻川2015など)。正式交渉の記録は具体的でないかもしれませんが、中国文明の片鱗が大阪湾沿岸あたりまではちらちらと入ってきているのではないのでしょうか。

話を戻しますが、弥生時代中期後半こそが「百余国」の時代とみなして問題ないでしょう。この片言情報は伝聞情報として漢人そのものが関わっていることも考えておく必要があるでしょう。いずれにせよ、倭人世界の国邑には等質性が強く備わっており、私は既に近畿の弥生集落、環濠集落のようなものが点在するイメージが中国に伝わっていたと考えています。成層化があまりみえない社会、核となる集団が数多く散在しているような姿を想定しての歴史情報、前漢代の認識です。北部九州弥生社会に限定して考えるべきとおっしゃる方もおられるでしょうが、私はかなり広い地域の情報・見聞と捉えている次第です。前漢武帝は元封2年頃、紀元前109年に西南夷

遠征を雲南方面にも進めています、昆明湖畔の昆明族・滇族を討つなど版図拡大に努めています。後に述べます金印下賜に先立って、「滇王之印」蛇鈕金印（雲南省晋寧県石寨山6号墓）を滇族の首長が賜与されたのもちょうどこの頃の出来事であり、紀元前1世紀にベトナムの領域に及んでいたと考えられています（高倉1995）。

対して『後漢書』東夷伝の記載は、「建武中元二年」も「安帝永初元年」も統合の過程がかなり明確化しており、倭人の成す社会の質が大きく変わってきたことを示しています。紀元後に入ると、倭人社会に何か堅調な足取りが窺われるようになるのです。あの金印の「漢委奴」の表現は、大袈裟な読み解きをするなら、漢-倭-奴という三層構造の冊封という後漢皇帝側の意思が反映しているようにもみえますが、倭国の実在は定かでなく、「百余国」から変容を遂げてきた小国群の最有力なものが奴国ということなのでしょう。しかし、小国とは言え、奴国には金印が齎されています。100年ほどの期間に小国のかなりの統廃合が加速されたのでしょう。北部九州の充実した墓制資料は、その過程を明確に物語っています。目立って頭角を現してきたのが奴国なのです。後漢の金印の下賜は、中国が親書外交を目論んだもので、人民と土地を委ねる臣としての奴国を非常に重視している態度が表明されています。有望格の奴国を最も尊重することによって、楽浪海中の倭人諸国を束ねたいという願望の表れかもしれません。列島の中をなにがしか括る「倭国」というフレームはまだなかったとみるのが自然と考えます。学界では、こうした奴国をリーダーとするような対中国外交路線を「奴国連合」と呼ぶ人も結構おられます。奴国連合体が倭国とはことなる政治的フレームであることを強調する一方、奴国一国の独断交渉でないことを仄めかしているわけです。また、別のネーミングとしては、「金印国家群」といった呼び方にも出会います（高倉1995）。大変グローバルな見方です。いずれにせよ、結果としては奴国連合体を九州島内、とくに北部九州周辺での動きとする見方に落ち着きます。それにしても、四夷の王としては最高位の称号を得ているわけです。紀元1世紀の中頃ですから、私は弥生時代後期初頭頃に、寺沢薫さんの実年代観にしたがえば、弥生時代中期末頃になるでしょうか。いずれにせよ、統合化の第一段階のシグナルは後漢王朝にかなり正確に伝わっているのです。無論、その

淵源は紀元前に遡るわけですし、須玖岡本遺跡D地点甕棺墓などは際立った存在であり、奴国王の系譜が紀元前1世紀から連なることを多分に示しています。

ところで、奴国の説明として「倭国の極南界なり」という文言があるので、倭国の成立がここまで遡るとみる人もいます。しかし、この「倭国」は信頼できません。追記の一文と解釈しています。何故かと言いますと、『後漢書』は後漢滅亡後200年も経過してから范曄が撰した正史であり、それ以前の史書を叙述の参考史料として活用できたからです。彼は398年～445年を生きた人物であり、元嘉9年（432）に『後漢書』を著したのです。例えば、三国志の『魏書』東夷伝倭人条には、奴国が二つ登場しています。私たちは、金印と深く関係する奴国は、地理的には博多平野一帯に展開する奴国に違いないと考えていますが、『後漢書』の編纂者は、明らかにもう一つの奴国を想定しています。「倭国の極南界」は『魏書』東夷伝に「その余の旁国」の記述が次々とみえ、「次に奴国有り、此れ女王の境界の尽くる所」と記されていることをモデルにしたと解釈できる部分で、『後漢書』の独自記事に加えて既成の参照史書情報が形を変えて書かれたところなのです。二つの史書の記載の深い因果関係については、古くに三宅米吉が合理的に説明を加えています（三宅1892）。同名の小国が存在したことも本来は判断が難しいわけですが、ここは単なる同語の重出とはみなさず、近国の奴国よりも遠国の奴国こそが叙述上必要だったと考える方が歴史的には整合すると思います。遠い国の奴国をあえて強調する表現が採られたわけです。

それはなぜか。ここで考えておくべきことは、中華帝国の国家認識と冊封の原理です。このことをわかりやすく説明したものがいくつかありますが、次のように考えるのが合理的であり、改めてそう思う必要があるのです。川口勝康さんの解釈を一例として紹介します。川口さんは中国の当時の東夷世界観を基盤に、後漢による遠国奴国の重視を有意なものとして捉え、冊封の実績とも言うべき漢帝国への遣使の評価に目を向けています。正史に次々と記されている遣使で最も評価されるのはいったい何か。それは遠国からの遣使です。遠い国から遙々やってくることで、それが本質的に一番大事なことなのです。『魏書』東夷伝倭人条の場合、「汝の在る所、はるかに遠き」であり、倭の五王の時代に下っても、遣使で絶賛、賞賛さ

れるのは「汝の遠誠」（『宋書』倭国伝）であったと説いています（川口2014）。

南宋に至るまでの一貫した東夷観念の存在に、朝貢対象の遠距離論理を読み取り、主張することは正鵠を射るものと言えます。史料は後世に残るものであり、どのように伝えるかを考えて書かれているわけですね。実距離はあまり問題ではなく、相対的な意味合いでの尽き果てる地に冊封域の価値観がたいそう込められていたということです。グローバルには別に東夷に限らず、方万里を超える四海、夷狄を備えた世界観の採用とみてよいでしょう（仁藤2013）。帯方郡から邪馬台国までの「一万二千里」も、四海の最も端が強く意識された魏王朝の天子の徳に基づく夷狄の冊封戦略の有力目的地の一つとみなされたのでしょうか。不弥国までの距離は帯方郡から一万七百里を数えますが、それ以降は里程記載がなくなり、「水行」「陸行」の曖昧な行動日程表現を採るのは、邪馬台国までの距離観が実態とは程遠く、観念の里程観が前提として成立していたからとみるのはおそらく正しい見方でしょう。この部分こそ辻褄さえ合えばよいところで、随分と作為が入っていると思います。

したがって、邪馬台国は魏王朝にとって東夷の絶域であって、「倭」や「倭国」の中心である必要はありません。漸くにして辿り着ける場所と観念されることが重要であったと理解しなければなりません。対外情報が正確にキャッチできる最も端、東夷の端末の意義づけで問題はなく、倭国を代表する一元的な朝貢がより遠隔の土地から恒常的に途切れなくあることこそ、重大な意味を有していたと言えるでしょう。距離などはまったく架空でよく、観念としての一万二千里の地である遠絶性が第一義的なものです。この点は西暦57年段階の倭の奴国に始まる親書外交の芽生えも遠絶観を十二分に与える後付けの工夫が絶対に必要なこととしてなされたともみべきでしょう。その継承は2世紀に入ってからも行われたと考えています。なお、余談になりますが、貝塚茂樹さんがおっしゃる倭奴（やまと）説は少し気になります。亀井南冥さんもそう言っていました。金印の授受の適確地として、近畿を射程に入れる人がいるようですが、出土地との不整合が決定的に残ります。

そこで、次に『後漢書』東夷伝の「安帝の永初元年（107）、倭国王帥升等、生口百六十人を献じ、願いて見えんと

を請う。」の記事に目を向けたいと思います。

帥升が倭国王という立場で後に議論するわけですが、御存知のように、太宰府天満宮『翰苑』所引「倭面上国王帥升」や北宋版『通典』の「倭面土王帥升」などがみえ、倭国王と単純に捉えない向きが知られています。「倭面土国王」とみなして、「ヤマト国」を近畿に定立する内藤虎次郎、「倭のイト国」と解釈する白鳥庫吉の説は、邪馬台国畿内説・九州説の下地をもなす点で看過できない考え方ですが、東洋史の西嶋定生による「倭国」遡上容認（西嶋1999）は文字としての「倭国」上限時期の定点ともなり、その様態をいかに説明するかが既往の諸説でも方向性の分岐点となります。私の立場は、あくまで「倭国」の成熟途上の階梯とみなし、大和盆地基盤前を想定するので、あえて「原倭国」段階を設定するわけです。

Ⅲ. 原初的倭国のとらえ方の代表例

－寺沢薫「イト倭国」説の吟味から－

私の唱えている原倭国・倭国論の展開過程と対峙的位置にある寺沢倭国論の枢要について、少し検討と整理を加えねばなりません。寺沢薫さんの倭国論は、年代フレームの確かな構築を前提としつつ、「王国」の誕生、厳密には3世紀における王権誕生を考え、部族的国家（連合）の王との違いを明確化する立場で出された高論です。その前段である1～2世紀の捉え方は、委奴国＝伊都国と考えることから、北部九州勢力の下での一貫した発展を考え、弥生後期前葉の倭国王の存在を墓制における井原縄溝遺跡の展開と睨み、イト国を頂点とする倭国の一本化外交の遂行の下、より東の世界での流通の停滞に見合う動きと整合させています。この段階の倭国の中枢は「イト国連合体」と認識され、この時期の倭国の想定範囲を北部九州全域＋対馬＋四国西南部と限り、青銅器の中心祭器は巨大化した広形銅矛が担うものと考えられています。通称「イト倭国」は、このような枠組み、規定があって、けっして近畿や中部瀬戸内を巻き込まない点に大きな意味があると思います。後漢帝国に対しての外的国家の位置付けや「北部九州を中心とした政治的世界」と表現されるものの実態は、イト国－イト国連合－イト倭国といった三重の国家構造であり（寺沢2000）、中国・近畿以東の弥生社会の国づくりや統合を概して低く見積もっ

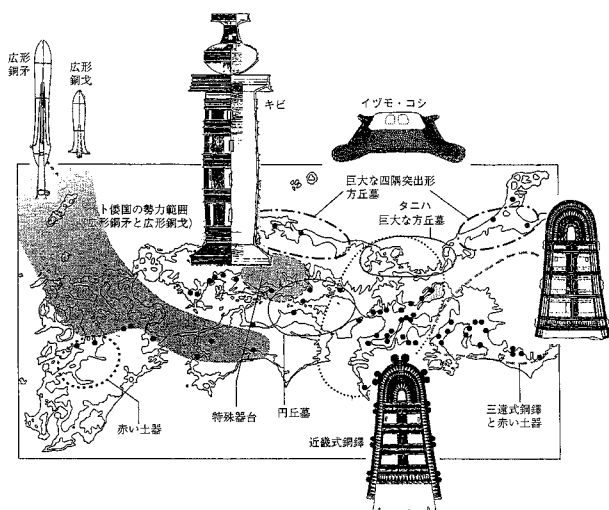


図1 「倭国乱」の頃の地域勢力のシンボルと第2次高地性集落（寺沢2011）

ているようです。当然のことながら、倭国王帥升の活動域は、松木武彦説（吉備）や森岡説（近畿北部）とは合致せず、西日本的な展開が目指されたものではありません。そして、倭国乱の混迷期を経ることにより 外的国家の喪失へと向かい、日本列島には新しい倭国のフレームが求められたというものです。

それは瀬戸内以東の国々、就中、キビ国の主導で進捗し、ヤマト王権の最初の王都＝纏向遺跡の出現により、倭国の新しい政体の誕生が位置付けられます。それを寺沢薫さんは「新生倭国」と称して、イト倭国との違いを強調しています。実態はまさにヤマト王権そのものの成立であり、狭義の「ヤマト」地域がその中枢地として重視されます。「巨大な幻想的運命共同体」とも表現され（寺沢2000）、領域の広範性があるにせよ、近畿大和盆地東南部に核を想定したものであります。また、3世紀初頭のこの階梯を日本国家形成の第二段階とみなし、この間の倭国王の階級的位置の上昇を注目しています。新生倭国の範囲網のトップダウンが実現した点を「大倭王」の表現（5世紀の『後漢書』東夷伝に記載）にその上昇の証左を読み取ろうとされます。以上のように、イト倭国との格差がみえ、倭国の形成を段階的に捉えるわけですが、イト倭国と新生倭国との間に大きな飛躍を読み解くのであります。両者は時間的接近の中で、重心を移すように描かれています。新しい倭国にはそれを支える卓抜な支配原理が新たに加わるようです。いずれにせよ、その交替劇が「倭国乱」の終結を抛り所としたものでないことは、鉄器出土量の推移を考慮しても明らかなこととされ

ています（寺沢2011）。つまり、寺沢説の本質は、北部九州政権と近畿政権、もしくは近畿・吉備政権との二極対立構図とは別の次元で論じられているわけですし、その移行期についての論の掌握はとくに注意を要します。

IV. 倭国領域論にみる諸説の相違や問題点について

先ほど来、考古学資料に基づき真相への接近を図り、北部九州と近畿の弥生社会の発展段階を射程に入れて論の組み立てが行われた寺沢薫さんのご高説を取り上げ、以後の議論への足掛かりとしたわけですが、関連する倭国論の二、三にもこの際目を転じ、立論の仕方や展開過程の違いを大雑把にみておきたいと思います。

一つは、岡村秀典さんの銅鏡分布を下地とした倭国領域論があり（岡村1996・2002）、白石太一郎さんによる反論らしきものが目に留まりましたので、ごく簡単に触れます。岡村さんがその領域と関連させて重視するのは、銅鏡の分布であり、その前提として中国鏡の製作年代に対する体系的な編年が完成しています。そして、その漢鏡5期段階の後漢鏡分布は、東海・北陸に及ぶ範囲に広がっており、中国における銅鏡の製作と列島出土地への流入に時間差を見積もらない岡村秀典さんの考え方では、中国からの舶載鏡の受容主体のかなりの広がりを2世紀前半段階で容認しており、倭国の基礎領域を示唆する物的資料と考えているようです。白石太一郎さんは、北部九州の小国連合体としての「倭国王」は認める立場ですが、それがそのまま「倭国」の成立を意味するわけではないとしています（白石2013）。私の解釈では、倭国のプロトタイプは広範な地域で形成されたとみていますので、この範囲に広がる漢鏡5期の分布状況は大変気になるのですが、その形成過程と重ねて考えることが可能とする点に賛同しても、やはり個別具体的には流入してくる時期や入手時期は異なるとみなす方がよく、むしろ原倭国の形成時期後半に広く跨って順次入ってきたと考える方が自然で、中国鏡の完鏡受容の主体はまだ形成されていませんが、この領域に広く鏡片は流入し、浸透の一つのピークはこの時期とも重なるとみてよいと思います。

最近興味深く思うことの一つは、倭国王帥升の活動の地が結構柔軟に考えられ始めたことです。松木武彦さんや岸本直文さんの意向をみますと、北部九州への拘りは

全くなく、自説との関係でさまざまになってきています。日本列島に原倭国というフレームを考える私も、実際九州を重視する必要がないので、倭国王の帥升墓を北近畿～近江の範囲で考えており、丹後も候補地、推定地の一つです。例えば、倭国王帥升の死亡年は全く解りません。しかし、はっきり言えることは活動の一点が紀元107年であることを前提にすれば、彼の墓を2世紀末や3世紀初頭では考えにくいこと、2世紀後半でもしんどいかもしれない。一方、紀元2世紀前半や中頃については、築造年代を考える際、射程に入ると言ってよいでしょう。したがって、中部瀬戸内地域の楯築墓などを帥升墓の希望的観測例として想定することも、築造時期が上がれば問題ないわけで、さらに実年代観とも深く連動することになります。私などは、楯築墳丘墓の年代を180年前後に置いていますので、かなり抵抗感のある年代上昇となります。紀元2世紀初頭における原初的「倭国」の実在を前提とした上で、帥升活動の地をキビ（松木武彦説）やヤマト国（岸本直文説）や近江南部を核とする近畿北部（森岡説）など、九州島内ではなく、より以東の諸地域での理解に傾いてきていること、これは近年稀にみる情勢変化かもしれません。北部九州を中核地域とみなす寺沢説（イト倭国）と大きく異なる点であり、すべて初期の倭国領域の広狭の見積もり方に関わって想定されているように思われます。

倭国領域論のような話に変わってきましたが、このような問題に適正解はありません。川西宏幸さんが精力的に論じている圏域論なるものは、倭国領域論とも触れ合う部分、有効性があるように思いますので、少し取り上

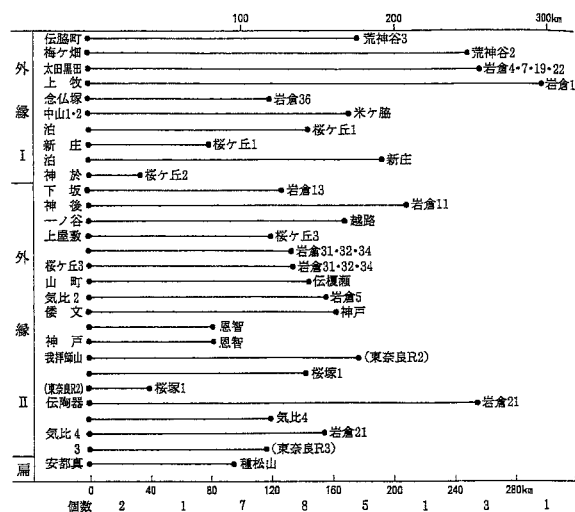


図2 同範銅鐸間の距離（川西2008）

げます。倭国領域との関係で青銅器分布を比較すると、到達地と意味ある間断分布などが指摘されているからです（川西2008）。一例ですが、同範古式銅鐸の埋納地間直線距離についてみれば、最長297kmを測り、29例中23例が80～210kmに集中しています。しかし、分布域自体は東西440kmにわたって広がります。これは遠隔地向けの同範鐸授受の関係に一種の限界が存在するとみられているわけです。この届くエリアの意味は何かということです。島根県加茂岩倉遺跡を中心に据えた時の同範銅鐸分布の距離は、120～255kmに集中し、伝岐阜県鐸－加茂岩倉16号鐸間360km、伝福井県鐸－加茂岩倉21号鐸間310kmあるといいます。伝出土地の資料が遠くなる傾向が読み取れ、安定した範囲は200km代圏が想定されます。新段階近畿式鐸の分布エリアはどうでしょう。400km域に収まるようです。そして、200km域に濃密圏がみえるという指摘があります。三遠式鐸の主たる分布域は、東西150kmに収まる。狭くなります。私は両銅鐸圏の分布の排他性を認めつつも、原倭国東域部での銅鐸共有圏として、より緩やかにとらえる意図があります。つまり、二つ分布圏を併せて考えてみるということです。圏端の一例として、私は銅鐸遠隔埋納論が距離と集中域の両面で有効と考えています。

他方、三角縁神獣鏡の同範関係直線距離はどうでしょうか。川西さんは、京都府椿井大塚山古墳の場合と奈良県黒塚古墳の場合を巧みに比較した表を作っています。先ず200km前後における分布の中断が注目されます。300km付近からの復活分布はまた驚くべき意味ある出土情報と言えます。514kmが最長距離となります。1ランク上の流通域、200km域内の波形分布は意味ありげですね。地理的自然勾配を示さないところが興味深い点です。

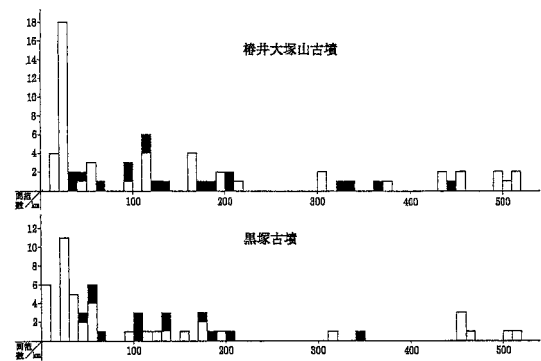


図3 同範鏡間の距離一覧（川西2008）

白：畿内および西方 黒：畿内より東方

一口で言いますと、結果的には、銅鐸分布圏は「原倭国」圏より小さいのですが、三角縁神獣鏡の同範鏡分有の場合は、およそ「倭国」圏の広がりに対応します。私の理解に則せば、原倭国は銅鐸圏ではなく、弥生大形青銅器分布圏と対応するという言い方、見方ができる。この点、弥生青銅器の器物ごとのまとまり（地域ブロック）と大形青銅器群のコンプレックス状況の二面性がある、原料問題になると、後期で最も遠隔地まで原倭国圏に共通原材が調達されています。その時には、小型品にも多様に広がっており、器物の大小も関係なく、流通域が広がっています。このあたりの社会の仕組みはどうなっているのか。なかなか叙述できないところですが、私は原倭国と呼ぶエリアと不可分な考古現象とみています。

ところで、岸本直文さんは近畿にヤマト国を考え、弥生後期（1世紀中心）に想定しています。庄内式の成立は2世紀前半と考えられており、寺沢イト倭国論・新生倭国論と放置し得ない懸隔がみられます。最近、俄かに過激な考証が出てきたわけです（岸本 2014a・2014b）。初期倭国中枢の位置と時期の大幅な乖離現象が厳然とあるわけです。私の提唱する「伊勢遺跡の時代」「原倭国」段階（1世紀末～2世紀後半）の中でこうした問題が必然的に絡んでくるわけです。

しかし、岸本説では、寺沢説のイト倭国の消長に大きな誤解があるようです。なにゆえならば、後期前葉の倭国王帥升の覇権以降も、寺沢さんはイト国が倭国内の盟主としての立場を厳然と保持していたことを強調されているからです。卑弥呼共立以前の倭国＝イト倭国と考えてもよいかと思います。それは王都と解されている三雲・井原遺跡群の継続性、活動状況にも裏打ちされるようです。イト国王墓の詮索では、後期中頃以降、後半にかけては不在のように思われますが、イト倭国は健在といえ、福岡県飯氏遺跡の甕棺墓などの寺沢評価は高く、「イト国内の各クニのオウ墓」である地位を与えているわけです。内蔵された大量の水銀朱や複数の内行花文鏡、ガラス製釧などの遺物相などもそれを傍証すると考察されているのです（寺沢 2013）。このように、イト倭国の消長理解をめぐる、岸本直文さんの対比表記と実際の寺沢説での継続期間は大きく食い違うわけで、この場合、岸本さんは寺沢さんの本来の位置付けに立ち戻って考える必要があると思います。高唱されるヤマト国の動向を重

ねる場合、肝心なところと考えるわけです。あくまでご本人の主張部分が無視しない方がよいと思います。そのことは、東田大塚はじめ、纏向古墳群の個々の墳墓の築造時期の判断にもみられるわけです。箸墓古墳の築造を定点とした場合、纏向石塚・矢塚・ホケノ山・東田大塚など、纏向古墳群内でのそれぞれの築造年代の相対的位置づけも寺沢説とはかなり異なっているように思います。

また、私の考えとの違いに目を向けるなら、2世紀の末頃について、原倭国の一定の清算段階ですが、寺沢さんはこのような緩やかな西日本の成長とは別に、巨大墳丘の鼎立三国として、イヅモ・タニハ・コシなどの動き、近畿・伊勢湾沿岸・北陸などの勢力が公孫氏との政治的提携を作り出しつつあったことを重視しています（寺沢 2013）。

V. 科学年代の援用からの庄内式成立問題 －纏向遺跡出現年代の衝撃的上昇説－

さて、纏向遺跡の成立はいったいいつなのか。いよいよ核心の問題です。冒頭で述べたように、その始まりは重要なのですが、その実年代には、かなり揺さ振りがかかってきています。土器では、まさに庄内式の開始年代ということになり、寺沢さんも私も古墳時代とみている点は一致しています。10年ほど前、私と西村歩さんとで編んだ『古式土師器の年代学』でも、庄内式以降を古墳時代とみる研究者が増大したように見受けられました（森岡・西村編 2006）。近年台頭してきた酸素同位体比に基づく年代決定法の普及に依存した気候変動論も大変関心が強まっています。地球研の中塚武さんらのグループは樹木セルロースを用いた年代法を確立し、自然界イベントによる実年代考定で議論が沸いているところです。廻間1式開始年代の軸点（紀元127年説）など、廻間様式の発現年代の上昇（赤塚次郎説）は、昨年あたりから注目されています。実際は、赤塚さん自体10年ほど前から、八王子古宮式の土器などを紀元前後に上げており、基本は名古屋大学研究グループのAMS法炭素年代較正值に乗っての年代観ですから、既に廻間様式の年代も上昇しておりました。私はよく紀元120年あたりに庄内式土器の始まりを持って行っているようなものだと説明していました。結果的には、よく似た年代なのですね。東海地

方では後期の環濠が次々と埋まってくる。厚い洪水堆積物で埋積作用が進む。そういうイベントがピンポイントで127年に起こっているということです。それが廻間様式の始まりの定点と見なして活かされているわけです。

纏向遺跡の2世紀前半代登場を想定した岸本直文説は、最近台頭してきたものです（岸本 2014a・2014b）。やはり AMS 法炭素年代などの科学年代の活用から導き出しています。ただ、私も少しこのあたりの年代で悩んだことがありました。それは1990年代に光谷拓実さんが次々と発表される年輪年代の中に、第Ⅴ様式や庄内式土器の年代測定値が随分古いところに出てくるのが不思議でした。約100年古すぎる。何度もそう思いました。例えば、京都市大藪遺跡の掘立柱建物の残存木柱の年代値、石川県大友西遺跡の月影式土器を伴う木製遺物の年代値などをあげることができます。かなり古く出る傾向があるのかなと思いました。しかし、今は科学年代が束ねて同じ資料を古くする年代値を示すこと、合致する年代測定値が出るケースも多くなっており、このことは少し驚異でもあり、最近私は「科学年代群」と束ね、その一致傾向と呼ぶ慣わしです。考古年代も根拠をしっかりと出さないと、科学年代群が優勢に思えるものも出てきた。こうした点に留意しつつ、纏向遺跡の盛行する真の年代を割り出していかなばならないと思うわけです。

年代観が変わるということは、互いに描き出される歴史像が異なってくるということです。広域分布を示す遺物のまとまりの意味も大いに異なってきます。寺沢薫さんは、該期の年代観として、「倭国乱の収拾と卑弥呼共立が三世のごく初めの出来事」と規定づけ、明言していますから（寺沢 2013）、下手すると、二者、三者の間で100年前後食い違ってきます。公孫氏との外交関係の成立などもこの画期と重ねて理解されています。また、イト国の外交権威の失墜も重なり、イト倭国と新生倭国との間に時間的空隙はほとんどないということがよく理解できます。つまり、イト倭国と新生倭国は両者の消長自体に意味をなすものですから、この二つに大きなヒヤタスを考えること自体が大きな誤謬ということになってきます。

ここで、歴史的なフレームとして「邪馬台国の時代」というもののとらまえ方について、一言しておきたいと思います。「邪馬台国の時代」という表現は、最近著し

く唱えられるようになりました。安易に使われる方、慎重に用いられる方がおられるようです。しかし、その揺籃をいったいどこに持っていかは、その限りをどの段階とするかと同様、研究者によって捉え方が異なるように思われます。邪馬台国はいつ誕生したのか。このことをもってこの時期を象徴的に捉えることはできないでしょう。邪馬台国の存在を私たちは問題としていないからです。

Ⅵ. 近江南部を中核とする原倭国の形成と倭国への移行

ここで土器の問題を取り上げることにしましょう。原倭国の性格を考える根幹と思われるからです。普段どのように考えているかであります。弥生時代後期の近畿地方には、タタキ圏と受口圏が一見対立的な様相で姿を見せます。かつてはその共存、グレーゾーンのありようを漸移的にみようとする研究などが進められました（都出 1979）。淀川水系の乙訓・山科・京都盆地などでの様相理解です。前者はタタキ技法と呼ばれる弥生土器製作技

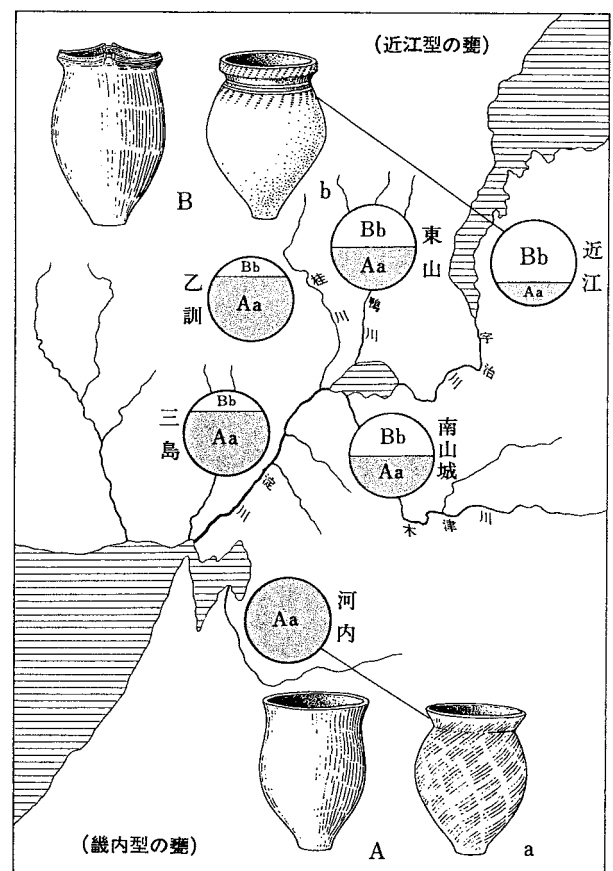
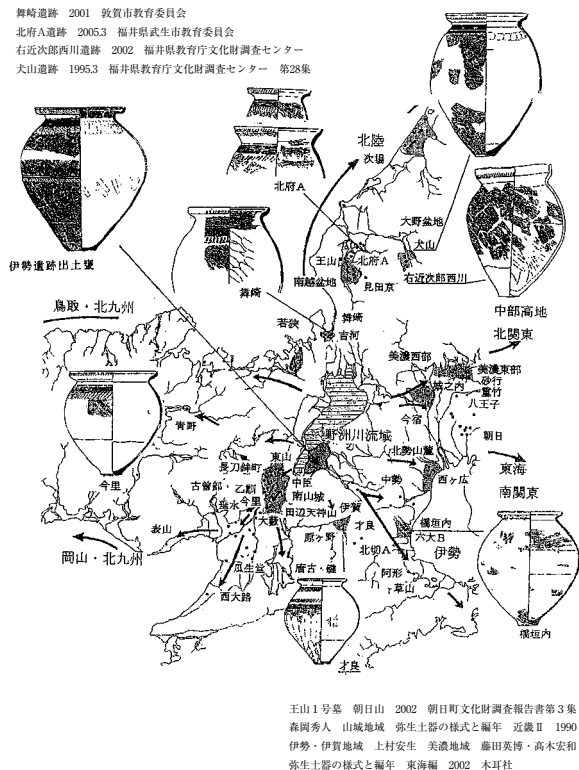


図4 畿内型の甕と近江型の甕（都出1979）

一つの遺跡における畿内型、近江型の甕の共存の割合を、ねずみ色と白の比率で模式的に示す。近江と接触域を有する南山城や東山では近江型の比率が高いのに対し、淀川流域の下流ほど、低くなる。ただし、近江からの搬入品と在地産との識別は十分ではない。

見田京道跡発掘調査報告書 1988.3 福井県今立町教育委員会
舞崎道跡 2001 敦賀市教育委員会
北府A道跡 2005.3 福井県武生市教育委員会
右近次郎西川道跡 2002 福井県教育庁文化財調査センター
大山道跡 1995.3 福井県教育庁文化財調査センター 第28集



で確実な資料が及び、東へは尾張北西部、例えば愛知県一宮市の八王子遺跡などで顕著な数確認できます。受口状口縁甕は口頸部内面に粗い横方向のハケを施し、口縁部の立ち上がりはやや内傾し、口端にも特徴があります。他器種を含めた近江様式の土器群は東海・山中式の成立にも影響を与えます。私が言っている受口の在地化というのは、この時期とは異なり、後期中頃以降に広い地域で起こります。淀川水系の三島・乙訓・山科・京都盆地北東部、丹波亀岡盆地、伊賀、越前、美濃東部、伊勢北部・中部などが代表的なものです。

- 48 -

して数多くはないことが、通有の器種と比べての大きな違いです。B類分布地域には、「伊勢型」の大型掘立柱建物（森岡2006）が祭儀用建物として発達します。その最たるものが標識とした伊勢遺跡には存在し、しかもサークル状に順次建造されるなど、特徴的な配列が目指されます。その他、中央には方形施設に機能の異なる建物を取り揃えた祭儀空間を設営し、別に楼阁的な建物を建設しています。生活臭が感じられない遺構・遺物が広く分布し、土器そのものは最も強い湖南色を発現しています。

青銅器生産はどうでしょうか。やはり軸足を近江に置いた動きが認められるようです。近畿南部の銅鐸製作集団は、新段階に近江南部に集約、定着し、閉鎖的に特定工房で近畿式銅鐸を生産したと想像しています。一部銅鐸生産工人集団は、後期前半に尾張北部へ移動し、三遠式銅鐸の生産活動に入ったと考えられますが、その動きに先んじて湖南からの土器の移動現象があります。一宮市八王子遺跡などへの移動背景には、銅鐸生産者などが技術を携えて動いたことも考慮すべきだと思います。難波洋三さんの詳細な銅鐸研究にしたがえば、D大福型（主）+ M 迷路派流水文銅鐸 A 類に O 横帯分割型が関与して近畿式銅鐸が生まれ、T 東海派に O 横帯分割型突線が合して三遠式が成立するという流れは、その出発も終焉時の統合もきわめて連鎖的でありまして、邪馬台国と狗奴国の表示器物とみなすような対立的要素は少ないと思います。近畿式・三遠式ともに工場系列の行き先

が看取されます。邪馬台国と狗奴国が同じ青銅器物を作り、工人の交流や統合関係もある。ちょっとそういう社会関係では、両者の対立など描けそうにありません。したがって、現在の私は狗奴国の領域では、大形青銅器などは作っていない。そのように考えているわけです。

しかし、その前段として考えていることも付言しておきましょう。近畿地方の青銅器生産体制の変遷モデルについての私見です（森岡 2014）。少しそれを述べ、その延長線上において、近江における青銅器生産体制の特質が見えてくるわけです。私は弥生時代の推移について、新石器弥生社会から金属器弥生社会へのフレームとしての移行現象を考えているわけですが、この点は近年の弥生長期編年学派の方々の想定とほぼ一致します。したがって、近畿ですと、前期における青銅器の生産活動は積極的には考えません。中期前半を中心とする A 型生産体制、これは銅鐸・銅剣・銅戈などの大形青銅器の単独生産が始まった段階とみています。神戸市楠・荒田遺跡、雲井遺跡、尼崎市田能遺跡、京都府向日市鶏冠井遺跡などを例示することができます。時期的に遊離する和歌山県御坊市堅田遺跡のヤリガンナ鋳型については、この A 型には含めず、爾後への不連続性を重視して、今のところ先 A 型と規定しておきたいと思います。中期後半になると、複合生産を大規模集落で展開する B 型生産体制が整ってきます。大阪府茨木市東奈良遺跡、鬼虎川遺跡、奈良県唐古・鍵遺跡などが典型的な例と言えます。とこ

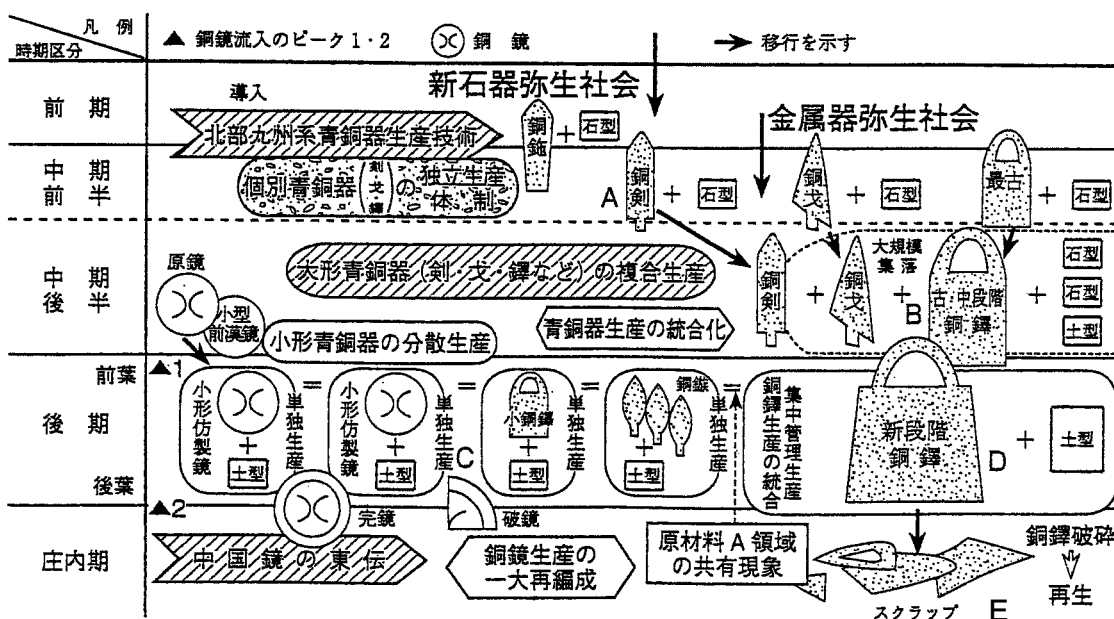


図6 近畿地方における弥生時代青銅器生産体制の変遷モデルと諸画期（森岡2014加筆修正）

ろが、原倭国の定立とも関わってくる後期になりますと、構造的には大局的で離反するC型生産体制とD型生産体制が共存しますが、B型生産体制は瓦解します。これは環濠集落の中期末での解体現象などとも関連し、青銅器生産工人も同時に解体、再編されるわけです。再編だけでなく、地域的にも大きな移動を伴います。端的に言いますと、大阪・奈良から滋賀の方へ生産集団の比重が動く。そのような主たる動きが社会変革とともに生じたようです。と同時に、小型青銅器の生産が新興的な集落内で始まって、生産集団が分散的に成立してきます。このような生産集落は短期間に廃絶するものも多いわけですが、規模も大きくない傾向を採ります。これを私は、C型生産体制と呼んでいます。代表的な遺跡は、大阪府寝屋川市楠遺跡、高槻市芝生遺跡、後期段階の玉津田中遺跡なども挙げておきたいです。今後、旧国単位で見れば、このようなタイプの生産場所が二つ三つの割合でみつかる。そのように考えます。作っているものは、銅鏃・小形仿製鏡や小銅鐸など、土型で小型の品々を製作しており、大形青銅器類とは一線を画するものばかりです。技術レベルでも全然異なるものです。

他方、大型品はかなり限定された場所で突線鈕Ⅱ式以降の銅鐸を集約的に製造しているものと思います。近畿式銅鐸の生産で、秘密裡に他の生産と隔離された特定の場所で高度な青銅器工人が集中的に生産を行っている。このようなありかたを想定して、D型生産体制のモデルを描いています。その終り頃には、後期末から庄内式期にかけて新たに出現するE型生産体制が登場します。奈良県桜井市大福遺跡や脇本遺跡などが新しい動きを示しています。庄内式期あたりで再編的に出現するE型生産体制では、銅鐸片などの青銅器のスクラップを盛んに再利用している形跡が認められます。生産体制の再編成が起こっているとみるべきでしょう。鉄器生産もこの段階から同化した可能性が見受けられます。今整理しました生産体制A～E型は、まだ非常に便宜的なものなのですが、社会の仕組みの変化の中に青銅器生産体制の変遷を植え込み、製作工人の動向をよりイベント的な目で考えようとする試みです。ちなみに、最近確認され、話題を呼んだ滋賀県高島市上御殿遺跡の東北アジア系双環柄頭短剣鋳型は、石材・部分文様構成からみて、先のA・B型青銅器生産体制の関与も推測されます。

青銅器生産体制のD型を近江南部・東部に考えることによって、北近畿、とくに近江の中心性が大和と一定距離を置いてみえてきます。銅鐸生産のベテランたちは、摂津東部の東奈良遺跡のような拠点集団でさえ、弥生時代中期後半が最も栄えた時期であり、C型が林立する後期初頭には、完全に衰退するようです（濱野1995）。唐古・鍵遺跡より少し早く生産体制をとく、工人は淀川水系→湖南→美濃西部・尾張北部→尾張南部→三河→遠江といった東への移動を行ったと考えられます。難波洋三さんの銅鐸研究では、大和の流派と摂津の流派は系統を異にするもので、東奈良遺跡の銅鐸工人は、外縁付鈕Ⅱ式鐸を中核とする縦型流水文銅鐸を生産しています。それに近しき関係がみられる三対耳四区袈裟襷文鐸があり、その系列は東海派銅鐸と接続し、三遠式銅鐸群へと生産体制が連なります（難波1991・2002）。具体的には、東海派銅鐸は、扁平鈕式新段階（A1類・A2類）と突線鈕式段階に入るB・C・D類に分かれ変遷を遂げます。A1類近畿以西、A2類飛騨、B類尾張、C類三河、D類三河、三遠式古段階遠江といった出土地遷移が拠点的に動くようすを推察させますが、工人集団の東方への移動が読み取れます（難波2002、清水2015）。さらに関連して興味深いことは、最近の清水邦彦さんの脚台付環形複数体ガラス勾玉鋳型の比較検討により、東奈良遺跡の4点と類似する形態の福岡県北九州市長野尾登遺跡例や静岡県沼津市植出北Ⅱ遺跡例が紹介され、東へは、中期後半の東奈良遺跡から後期以降には東海東部への生産工人の伝導の動きが示唆されている点です（清水2015）。ガラス玉生産者と青銅器生産者との緊密なる関係性については、これまでも北部九州の赤井手遺跡やヒルハタ遺跡、須玖岡本遺跡（坂本地区）などで推測されてきましたが、摂津の複合生産体制が東海方面に強い影響力を持っている事実を少数資料ながら明らかにした点は非常に重要です。

さて、青銅器の活発な動き以降では、近江系統の土器の拡散が美濃で積極的に認められます。また、伊勢から遠江西部にかけての臨海部の諸集落では後期末にきわめて特徴的に環濠が営まれ、廻間Ⅰ式に入っすぐ埋没する傾向が窺われます。廻間様式の成立を象徴するように急速で埋まります。ちょうど関西で庄内式が揺籃する頃の大きなイベントです。緊張のありようには、様々な解釈を生んでいますが、海路としての伊勢→渥美半島→

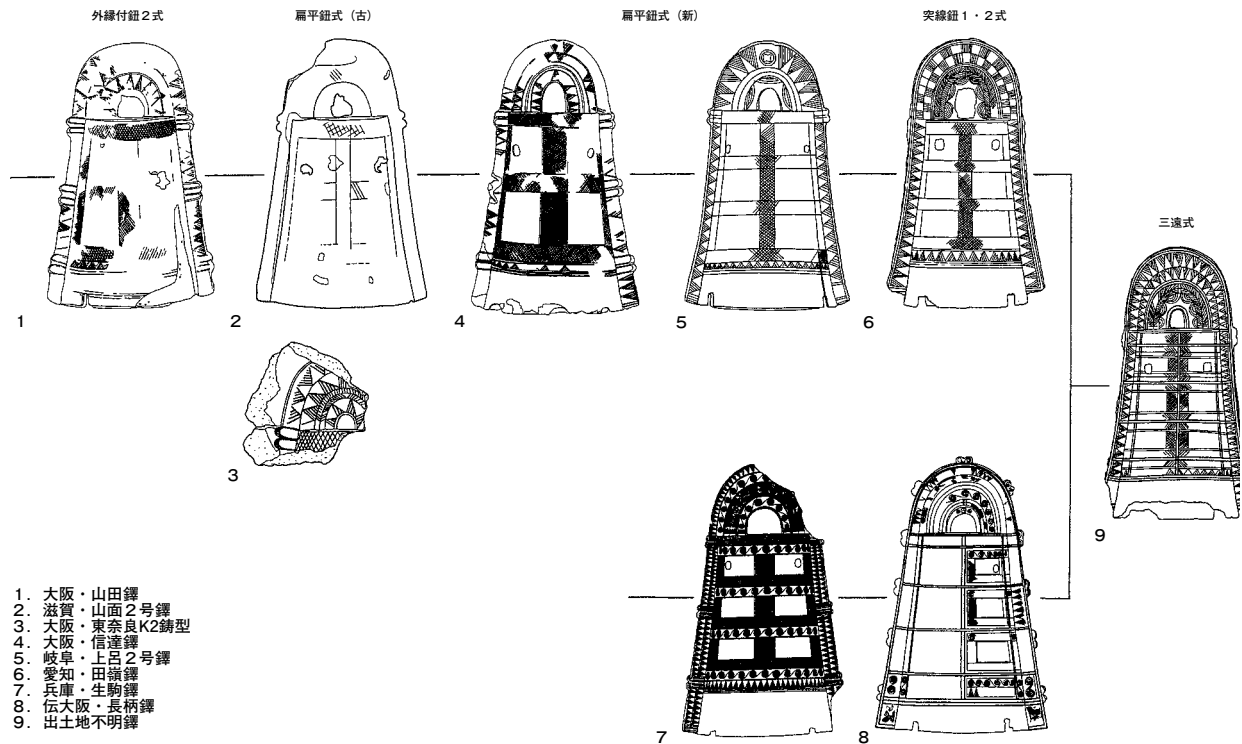


図7 東海派銅鐸と三遠式銅鐸の成立（難波2001）

東日本といった主幹航路の維持にかけた集団の動きと伊勢湾内部の尾張中継ルート確立に向けたルートの争奪、軋轢は一つの抗争を生んだとみられています（村木2008）。これは尾張が物流の要所を掌握することに繋がりますが、原倭国圏が尾張を要衝とするのに落ち着いた様相を示しています。廻間様式の段階、尾張は外来系土器が極端に減少しますが、近江系土器だけは土着化を進めている点は、注意されてよいでしょう。近江と東海の関係、さらに近江とタタキ圏との関係に、何ゆえか大和の地域関与は減退しています。三者の関係の基底部分には原倭国の緩やかな形成があり、金属器文化の動きも大和を超越したもの、大和を抜きにした動きになっているのです。

原倭国の統合の場合こそ近江南部、伊勢遺跡であり、クニグニの卑弥呼共立の儀礼の場とみています。あくまで、共立とは関係しますが、近江・伊勢遺跡はそれをもって役割を終えたと思います。実際最も重ならない特徴的な遺跡が纏向遺跡となります。両者には色々な点において、差違と年代的前後関係がみられます。したがって、卑弥呼が都とした邪馬台国の中には近江の地域は含まれません。伊勢遺跡の存在は、あくまで邪馬台国前史であり、原倭国の主導地、牽引地と睨んでいます。滋賀県守山市

伊勢遺跡は、西日本の弥生時代遺跡の全体と比較しても大変特異な遺跡と思われます。各地に存在する大形農耕集落跡とは異なる特徴がいろいろと認められるからです。この点については、これまでも何度も触れてきたので、割愛しますが、おそらく日本列島における倭国の形成過程での大きな変化の一端を示しているとみて大過ないと思います。卑弥呼は、近江、北近畿の原倭国主導勢力圏を出ていくことにより、邪馬台国勢力圏下での倭国建設活動を始動させたと考えます。

VII. 結語

この数年、考古学研究の王道とはかなり距離を置いた倭国史と言ったものと真面目に向き合おうと心掛けてきました。副産物として、邪馬台国の問題にも少し触れざるを得なくなりましたが、最近、委員や研究員として関わっています守山市伊勢遺跡や桜井市纏向遺跡の性格付けについて、目下考えている途中経過をこうしてお話し、今後実証的に詰めていく助走になればという思いで、アウトラインを述べた次第です。これまでにみられた特徴的な倭国形成論の展開の二、三を検討しつつ、近畿北部の評価を含め、私自体は今どう考えているのかについて、少

し整理を企てました。本日の主張めいたものを簡潔にまとめると、以下のようにまとめることができます。

○考古学的時代区分とは別に、倭国の形成過程を論ずることは、邪馬台国問題や狗奴国論を展開する前提として避けることができません。東アジアの歴史の中に纏向遺跡を正しく位置付けるためには、紀元1～3世紀の倭国の成長過程に注目する必要があります。

○中国史書にみえる「倭国」は超時間的に登場しており、領域や機構、対外交渉の上昇力など、その内容に関しては、経年的な変化を把握し、最も適切な考古資料との整合を図る必要があります。纏向遺跡の出現がマクロな世界とどのように関わるかも今問われているのです。

○伊勢遺跡が活発な活動を示す弥生時代後期中頃～後半は、倭国のプロトタイプが近畿・東海を覆う段階であり、「原倭国」と呼ぶことにより、直接倭王権、ヤマト王権を形成、確立した「倭国」とはあえて峻別すべきと思います。文献史料に現れない「原倭国」なる無機質な用語、概念をあえて用いることにより、ヤマトや纏向遺跡をある程度客観視できると思います。

○その中心部は近江を要とする北近畿であり、新段階の近畿式銅鐸を集中的に生産した場所が近江湖南～湖東地域と推定されることから、時期的に同調する特殊形態の伊勢遺跡が出現する意味は大きいと考えます。2世紀初頭の時期を含むとなれば、男王帥升の居場所も近畿北部とみてよく、大陸との日本海交流を実現できる丹後などにその王墓が存在する蓋然性は低くはないと思います。伊勢遺跡の終焉前後は、卑弥呼擁立場所の有力候補とみっていますが、年代的にみて邪馬台国が近江にあったわけではありません。なお、卑弥呼は実名ではなく、共立官制下の官職名との理解に立っております。これまでみられる尊称説ともやや異なり、倭や倭人とともに、卑称の一つと考えています。

○近江を盛んに強調しましたが、私の目論みは近江を核とした地域結合の強化が近江←→丹後、近江←→山城・摂津、近江←→伊賀・伊勢、近江←→美濃・尾張、近江←→越前などで起こっていることが重大だと考えています。要するに、大和や河内などの後の畿内の中枢部を除く連携様相に気づくべきだと訴えているのです。時は2世紀頃の話ですが、原倭国と呼んだ西日本の緩やかな繋がりが近江の動きにより近畿に比重を置いて先鋭化していっ

たと考えるわけです。三十国の統合、厳密には二十一国とされた広範なクニグニの連鎖の根幹に近江南部地域があって、倭国形成を牽引していった、そう考えているわけです。東端で重なるようにこれより東の地域では土器の動きに変則性が大きく加わってきます。伊勢・三河西部・駿河などが挙げられますが、タタキ圏の影響が極端にみられたり、また北陸系の土器が湖北→湖東→伊勢湾西部→三河安城周辺といった尾張を外すような影響関係がみられます。重要なことは尾張へのベクトルは近江受口土器が最も馴染んでいる様相がみられることであり、尾張の領域は近江地域との親縁性をみせています。

○帥升等の後漢貢献は、大型銅鐸の原料インゴットの大量入手の契機をなしたことも考えられ、生口160人は横断するクニグニの総力結集による見返り的な貢物であり、等価的な交換が行われた可能性もあります。難波洋三さんの最近の中国金文の研究からもそれは一つの想定として是認されるでしょう。華北産の画一的な青銅器原料（スモールa領域）が北部九州・中国・四国・近畿・東海西部・北陸南西部に一気に広がり、原倭国の領域内では部族的シンボルを異にする青銅器の生産活動をブロックごとに進めています。諒解関係に立つ調達原料の広範な流通が認められる点が見逃せません。鉄器や鉄素材の流入はこうした原倭国の基盤を揺るがすもので、次代の倭国への移行の最大の契機をなしたと思います。生口の存在と数の多さは、激戦とその範囲の広がり、規模を示唆するものであり、抗争は中国正史の「倭国乱」以前にも各地で存在しました。2世紀に入ってから交易主体の台頭をも示唆する倭国王帥升などの所在は、九州島内に限る必要は全くないと考えます。

○卑弥呼をマツリゴトの中心に据えることに奏功した原倭国の首脳部集団は、大和盆地東南部へ移動し、本格的な倭国建設へと向かいます。卑弥呼は倭女王から倭国王位につき、近江を離れ、邪馬台国の王都で政治的な活動を行い始めます。青銅器の生産集団は次々と銅鐸を壊し、回帰した工人は大和において生産体制の再編を押し進めます。青銅器の生産体制は、弥生時代を通して変化しており、奈良盆地における様相はその一端を示しています。ご批判の中には、大和盆地東南部における該当期の近江産、近江系土器の入り方の鈍さを指摘する人があるかもしれません。近江勢力の大移動、邪馬台国の東遷のよう

表1 漢代および弥生時代後期を代表する鉛同位体比の中心組成（新井2007）

漢代および弥生後期を代表する 青銅器	$\frac{^{206}\text{Pb}}{^{204}\text{Pb}}$	$\frac{^{207}\text{Pb}}{^{206}\text{Pb}}$	$\frac{^{208}\text{Pb}}{^{206}\text{Pb}}$	$\frac{^{207}\text{Pb}}{^{204}\text{Pb}}$
神戸博物館・馬の博物館所蔵の漢代青銅器	17.728	0.8768	2.1658	15.543
朝鮮半島楽浪土城の銅鏃・銅器類	17.699	0.8785	2.1688	15.548
舶載漢鏡(岡村分類 2期～5期)	17.770	0.8752	2.1626	15.553
出雲荒神谷の中細形銅剣	17.576	0.8778	2.1669	15.429
弥生後期平形銅剣	17.715	0.8778	2.1671	15.546
弥生後期広形銅矛	17.738	0.8762	2.1646	15.542
弥生後期中広形銅戈	17.739	0.8770	2.1668	15.556
弥生後期突線鈕式銅鐸	17.730	0.8763	2.1649	15.536
弥生後期扁平鈕式銅鐸	17.694	0.8776	2.1657	15.528
弥生時代の銅鏃	17.746	0.8762	2.1651	15.548

な動きの説明を要請してくるかもしれません。私は、近江の主導力や牽引を主張しているのでありまして、人間や暮らし向きの大きな移動、移住を考えているわけではありません。新しい動きが集団の制圧、服属を伴ったと言っているわけではないのです。原倭国から倭国への発展のスイッチを近江南部の集団が統合を担い、積極的に進めたと言っているのです。

○狗奴国はもとより天竜川以東の地域、東海東部・南関東を要とする地域に広がり、器面に縄文を施す地域を母胎とするのではないかと想定しています。弥生系小形青銅器類の浸透圏であり、小銅鐸なども最も遅くまで残すとともに、墓にも入れる風習が認められます。原倭国はその境界領域に新段階銅鐸の埋納を集中的に行ったと考えられます。文献史学の山尾幸久さんも狗奴国は静岡県域に比定され、地名や氏族なども示唆されるものが存在します。こうしたより東の地域に狗奴国の領域を考える方はけっして多くはないのですが、石野博信さんや丸山竜平さん、荻谷俊介さんなど管見に入る人がおられ、それぞれ根拠を持っておられます。

○邪馬台国・狗奴国争乱後の天竜川以東の地域には、抗争拠点、戦後措置とも言うべき前方後方墳・前方後円墳の要所築造が認められますが、その段階でも近江南部地域の果たした役割は少なくなかったことが知られます。

○対後漢外交を遂行した原倭国段階と対魏外交を担った倭国段階に峻別されますが、3世紀初頭に楽浪郡を南北二分割して南側に帯方郡を設置した公孫康の時代は、卑弥呼治世が大和で始まっていたと思われます。

○思い起こせば、私が高校生の頃、田辺昭三さんの著書『謎の女王卑弥呼』を読んで、近江と言う地域が狗奴国のイメージで書かれていることに大変興味を持ちました（田

辺 1968）。当時は近畿中心部である中・南河内・大和がやがて「大和政権」成立を導く地域として大変注目されていきました。佐原真さんの土器研究、地域色研究などが最先端の研究として注目されていきました（佐原・田辺 1966）。その後、寺沢薫さんのようなグローバルかつ精緻な研究が登場し、倭国発達の変化が躍動的に論じられました。同時に、狗奴国論が赤塚次郎さんの手によって押し進められ、およそ東海の地域に比定され、落ち着くようになりました（赤塚 2009）。白石太一郎さんも近似した考え方に立っています。狗奴国はより東の地域に動いたわけであり、私は東海でも東部からさらに南関東へと積極的に動かし、新たに近江の土器の広範な地域での在地化を歴史的に評価し、東海も含めた原倭国の倭国創生活動を積極的に叙述して、真の倭国中枢形成の地を継向遺跡周辺に求めました。倭国成立、寺沢さんの呼ばれる新生倭国の成立に大きく関与した地域から吉備を除き、キビはむしろ倭国形成以後の段階で大きな影響力を持つてくると考えたわけです。イト倭国の評価は結果的に低くなりましたが、西日本の東西になお重心があり、東の重心こそが近江を基軸に大きく東海までとの連携を果たしたといういま一つの仮説の輪郭だけをようやく描けた段階で、この講座、発表の幕を閉じたいと思います。

以上、長々と私の構想、パラダイムの転換の背景をお聞き下さり、ありがとうございます。倭国形成へのテーマをいくつか崩してしまうところも多々あったかと思いますが、取り残した課題とともに、きっちりとした文章化を図りたいと考えます。また、恣意的にならざるを得なかった多くの部分については、向後の研鑽と努力により補正や補強を期したいと思います。ご清聴に対し深く感謝します。

＜付 記＞

本稿は、桜井市縄向学研究センターが主催する第3回縄向学セミナー（2014年7月26日）で講演した「原倭国の形成と縄向遺跡」と、平成26年度定例研究集会（2015年2月22日）で口頭発表した「倭国成立過程をめぐるもう一つの仮説－『原倭国』の領域拡大と近江の果たした役割について－」の合成した内容に加筆・修正を加えたものであり、記録集的な暫定稿である。スケールだけは大きな話となり、正直言って収拾がつかない。今後、さらに本格的研究を踏まえ、論文の形態にまとめ直したいと考えている。ご拝聴下さり、「原倭国」というこねない造語や捉え方に関心を示され、このような形で発表や披歴する場を与えて頂いた当研究センターの寺沢薫所長、口語体による成文形態の工夫に関し、容認して頂いた橋本輝彦係長に感謝の意を表する次第である。

【引用・参考文献】

- 赤塚次郎 2006「東海系土器と東日本の墳丘墓」『古式土師器の年代学』財団法人大阪府文化財センター
- 赤塚次郎 2009『幻の王国・狗奴国を旅する 卑弥呼に抗った謎の国へ』風媒社
- 新井宏 2007「鉛同位体比から見た三角縁神獣鏡」『シンポジウム 東アジアの鏡文化』池上曾根学習館
- 石野博信 2012「二・三世紀の東海と近畿－共通する銅鐸祭祀と異質な墳墓－」『邪馬台国時代の東海と近畿』学生社
- 大塚初重・石野博信・石川日出志・武末純一・森岡秀人 1988『シンポジウム日本の考古学』3 弥生時代の考古学 学生社
- 大橋信弥 2014「解説とまとめ」『倭国の形成と伊勢遺跡Ⅲ』近江と東海～狗奴国をめぐる 守山市教育委員会
- 岡村秀典 1996「中国鏡からみた弥生・古墳時代の年代」『考古学と実年代』埋蔵文化財研究会
- 岡村秀典 2002「考古学からみた漢と倭」『倭国誕生』日本の時代史1 吉川弘文館
- 川口勝康 2014「中国史にみる1世紀から5世紀の『倭人』『倭国』の記録」『ここまでわかった！「古代」謎の四世紀』新人物文庫
- 川西宏幸 1999『古墳時代の比較考古学』同成社
- 川西宏幸 2008『倭の比較考古学』同成社
- 岸本直文 2014a「倭における国家形成と古墳時代開始のプロセス」『国立歴史民俗博物館研究報告』第185集 国立歴史民俗博物館
- 岸本直文 2014b「ヤマト国から倭国へ：縄向石塚から箸墓へ」『縄向と箸墓 講演資料集 平成25年度弥生フェスティバル

- 連続講演会』大阪府立弥生文化博物館
- 佐原真 1970「大和川と淀川」『古代の日本』5近畿 角川書店
- 佐原真・田辺昭三 1966「弥生文化の発展と地域性 近畿」『日本の考古学』Ⅲ 弥生時代 河出書房
- 清水邦彦 2015「ガラス勾玉生産と銅鐸生産の関係－東京良遺跡の事例とその系譜から－」『森浩一先生に学ぶ－森浩一先生追悼論集－』同志社大学考古学シリーズⅪ
- 白石太一郎 1985「年代決定論（二）－弥生時代以降の年代決定－」『岩波講座 日本考古学』1 岩波書店
- 白石太一郎 2013『古墳からみた倭国の形成と展開』日本歴史私の最新講義07 敬文舎
- 高倉洋彰 1995『金印国家群の時代 東アジア世界と弥生社会』青木書店
- 高橋一夫 1998『手焙形土器の研究』六一書房
- 武末純一 2013「弥生時代の権－青谷上寺地遺跡例を中心に－」『福岡大学考古学論集』2 考古学研究室開設25周年記念福岡大学考古学研究室
- 田中清美ほか編 2015『加美遺跡発掘調査報告Ⅴ』公益財団法人大阪市博物館協会 大阪文化財研究所
- 田辺昭三 1968『謎の女王卑弥呼』徳間書店
- 辻川哲朗 2015「丹後・古殿遺跡出土『鐸型土製品』の再検討－土製権である可能性について－」『森浩一先生に学ぶ』前掲
- 都出比呂志 1979「ムラとムラの交流 ⑤・集落と地域圏」『図説 日本文化の歴史 1 先史・原史』小学館
- 都出比呂志編 1998『古代国家はこうして生まれた』角川書店
- 寺沢薫 1979「大和弥生社会の展開とその特質」『橿原考古学研究所論集』第四 吉川弘文館
- 寺沢薫 1984「縄向遺跡と初期ヤマト政権」『橿原考古学研究所論集』第六 吉川弘文館
- 寺沢薫 2000『王権誕生』日本の歴史02 講談社
- 寺沢薫 2010『弥生時代政治史研究 青銅器のマツリと政治社会』吉川弘文館
- 寺沢薫 2011『弥生時代政治史研究 王権と都市の形成史論』吉川弘文館
- 寺沢薫 2014『弥生時代政治史研究 弥生時代の年代と交流』吉川弘文館
- 寺沢薫編 2004『考古資料大観』10 弥生・古墳時代遺跡・遺構 小学館
- 内藤虎次郎 1911「倭面土国」『芸文』2－6
- 難波洋三 1991「同範銅鐸2例」『辰馬考古資料館考古学研究成果』2 辰馬考古資料館
- 難波洋三 2001「八王寺銅鐸の位置づけ」『市政80周年記念シンポジウム 銅鐸から描く弥生社会』一宮市博物館
- 難波洋三 2002「八王子銅鐸の位置づけ」『銅鐸から描く弥生時代』学生社

- 西嶋定生 1999『倭国の出現』東京大学出版会
- 仁藤敦史 2013「卑弥呼の外交戦略」『NHKさかのぼり日本史』外交篇 こうして“クニ”が生まれた NHK出版
- 橋本輝彦 2007『ヤマト王権はいかにして始まったか－王権成立の地 纏向』桜井市立埋蔵文化財センター
- 濱野俊一 1995「東奈良遺跡における銅鐸生産の終焉」『古代文化』47 古代学協会
- 春成秀爾・今村峯雄編 2005『弥生時代の実年代』国立歴史民俗博物館編 学生社
- 伴野幸一 2006「近江地域－野洲川流域を中心に－」『古式土師器の年代学』財団法人大阪府文化財センター
- 伴野幸一編 2012『倭国の形成と伊勢遺跡－資料篇－』守山市教育委員会
- 馬淵久夫 1989「青銅器の原料」『季刊考古学』27 雄山閣
- 馬淵久夫 2007「鉛同位体比による青銅器研究の30年」『考古学と自然科学』55 日本文化財科学会
- 馬淵久夫・平尾良光 1982「鉛同位体比からみた銅鐸の原料」『考古学雑誌』68-1 日本考古学会
- 丸山竜平 2004『巨大古墳と古代国家』吉川弘文館
- 三宅米吉 1892「漢委奴国王印考」『史学雑誌』第三編十七号 史学会
- 村木誠 2008「伊勢湾地方の地域的特質－弥生時代後期における東西日本間の関係を中心に－」『日本考古学』第26号 日本考古学協会
- 森岡秀人 1985「弥生時代暦年代論をめぐる近畿第Ⅴ様式の時間幅」『信濃』第37巻第4号 信濃史学会
- 森岡秀人 2006「大型建物と方形区画の動きからみた近畿の様相」『弥生の大型建物とその展開』サンライズ出版
- 森岡秀人 2009「弥生時代の畿内社会と金属器生産の展開」『近畿地方の鉄と銅の歴史を探る』2009年度秋季講演大会シンポジウム論文集（京都大学吉田キャンパス）社団法人日本鉄鋼協会社会鉄鋼工学部会
- 森岡秀人 2014「弥生小形仿製鏡はどのようにして生まれたか」『季刊考古学』127 雄山閣
- 森岡秀人・西村歩編 2006『古式土師器の年代学』財団法人大阪府文化財センター
- 森本晋 2012「弥生時代の分銅」『考古学研究』第59巻第3号 考古学研究会
- 山尾幸久 1986『新版 魏志倭人伝』講談社
- 和氣清章 2012「三世紀東海地方の土器交流－邪馬台国時代の大和・東海・伊勢－」『邪馬台国時代の東海と近畿』学生社

纏向遺跡における開発と植生

金 原 正 明

金 原 正 子

目 次

I. はじめに	59
II. 纏向石塚古墳および箸墓古墳の二次遷移	59
III. 東田大塚古墳区域の植生と環境の変遷	59
IV. 矢塚古墳周辺の植生と環境	64
V. 辻地区および巻野内地区の植生と環境	65
VI. 植生からみた纏向遺跡の環境の位置	65
VII. 纏向遺跡第 61 次調査李田地区溝 (1-A) の花粉群集と メボウキ属 (バジル類) 花粉について	67
VIII. まとめ	69

論文要旨

本稿では纏向遺跡の景観と開発について過去のデータの再検討も含め考察した。纏向石塚古墳および東田大塚古墳の墳丘下部、李田地区の溝、辻地区土坑の花粉分析から、それらの地点・地区は、布留 0 式期古相かそれ以前の古式土師器の時期からイネ科の草本が卓越し、樹木のほとんど分布しない開けた景観であったことが認められた。

また、地点によっては二次移動花粉も多く、大規模な開発が行われたことを示している。纏向石塚古墳、東田大塚古墳、矢塚古墳、箸墓古墳は周濠堆積物の花粉分析結果から、築造後古墳時代前期の比較的早い時期に周辺が二次林化していったことがわかった。一方、東の山際に立地する巻野内地区から尾崎花地区は布留 0 式期に草本が増加し、開発されていった様子がうかがえた。

纏向遺跡第 61 次調査李田地区溝 (1-A) から検出されていたメボウキ属 (バジル類) の花粉は検討の結果、現在のバジルとは異なる種類のメボウキ属 (バジル類) と判明した。東南アジアに産するメボウキ属 (バジル類) の種類が、中国との交易を介して薬用などを目的に乾燥状態でもたらされた可能性が考えられた。

金原 正明 (かねはら まさあき)

奈良教育大学教授
桜井市纏向学研究センター共同研究員

金原 正子 (かねはら まさこ)

文化財科学研究センター

纏向遺跡における開発と植生

金原正明・金原正子

I. はじめに

纏向遺跡では、花粉分析、珪藻分析、寄生虫卵分析、種実同定、樹種同定の多くの植物遺体分析を行ってきた。花粉群集は風媒花植物が中心となり、やや広い範囲の植生を反映し、比較的安定して検出され遺跡全体の植生や環境の変化を復原できる。珪藻分析、寄生虫卵分析は微小遺体であるが、空中飛散はされず水域移動が中心である。種実同定、樹種同定の大型遺体も移動性は低い。前稿では各地点の花粉群集の特徴と変遷および珪藻に寄生虫卵分析結果を加え、纏向遺跡の植生と環境の変遷をまとめ、種実遺体から利用された栽培植物を明らかにしていった。

本稿では特に花粉群集の変遷の性格から人為活動の状況を明らかにし、纏向遺跡の開発の状況を検討する。加えて、メボウキ属についても検討する。

II. 纏向石塚古墳および箸墓古墳の二次遷移

纏向石塚古墳第4次（纏向55次）調査は、北側のくびれ部にあたり、周濠の最下部より木質泥炭が堆積し、ミズキ属やエノキ属－ムクノキの花粉、クマノミズキやエノキの種実などが検出され、エノキ、クマノミズキの樹木が生育し二次林化した様相が示されている。

箸墓古墳（金原、2002）においても、当初はガマ属を主とする水生草本が濠に生育するが直ちにエノキ、クリ、アラカシ、スギの二次林が形成される。纏向石塚古墳と箸墓古墳は築造されて100年も経らずに4世紀には二次林化していたとみなされた。

纏向石塚古墳第8次（纏向87次）調査は築造前の堆積から墳丘盛土にかけての堆積試料である。草本が多くイネ科を主にヨモギ属、アカザ科－ヒユ科、アブラナ科、タンポポ亜科の乾燥を好む草本も分布し、陸生珪藻が生

育する湿った環境も混在する。かなり開けた景観が示唆される。樹木の占める割合はやや低いが、コナラ属アカガシ亜属の照葉樹は極めて低率でスギやイチイ科－イヌガヤ科－ヒノキ科が樹木花粉の主要を成す。このことから、コナラ属アカガシ亜属を主とする照葉樹は周辺にはほとんど分布しておらず、花粉の飛散性から比較的遠方要素の山間部のスギやイチイ科－イヌガヤ科－ヒノキ科の針葉樹がより大きく反映されたと考えられる。

周辺は樹木が極めて少なく、纏向遺跡が開発されていた時期と推定される。草本ではイネ科が多いが、ヨモギ属、アカザ科－ヒユ科、タンポポ亜科、アブラナ科の乾燥した人為環境を好む、いわゆる人里植物や畑作雑草と呼ばれる草本が生育し、遺跡は草本を主に生育する極めて開けた景観であったと考えられる。

しかし纏向石塚古墳の築造後は前述したように一転し二次林化する。周濠の堆積の閉鎖性から、近接した植生が反映されていると考えられ、周囲が大きく二次林化したのではなく、古墳の周辺のみが二次林化していたと推定される。箸墓古墳も同様であり、これは古墳自体が築造されてから手を加えられることがなく、植生は自然の遷移にゆだねられたとみられる。

III. 東田大塚古墳区域の植生と環境の変遷

東田大塚古墳第2次（106次）調査の周濠最下部からは、コナラ属アカガシ亜属を主にヤナギ属、スギ、イチイ科－イヌガヤ科－ヒノキ科、ニワトコ属－ガマズミ属、エノキ－ムクノキ属などの樹木花粉が優勢で、草本ではガマ属－ミクリ属とイネ科等の花粉が出現する。周濠周辺にはガマ属－ミクリ属やイネ科の水生草本、ヤナギ属の樹木が生育し、コナラ属アカガシ亜属も二次林種のアラカシ、ニワトコ属－ガマズミ属、エノキ－ムクノキ属

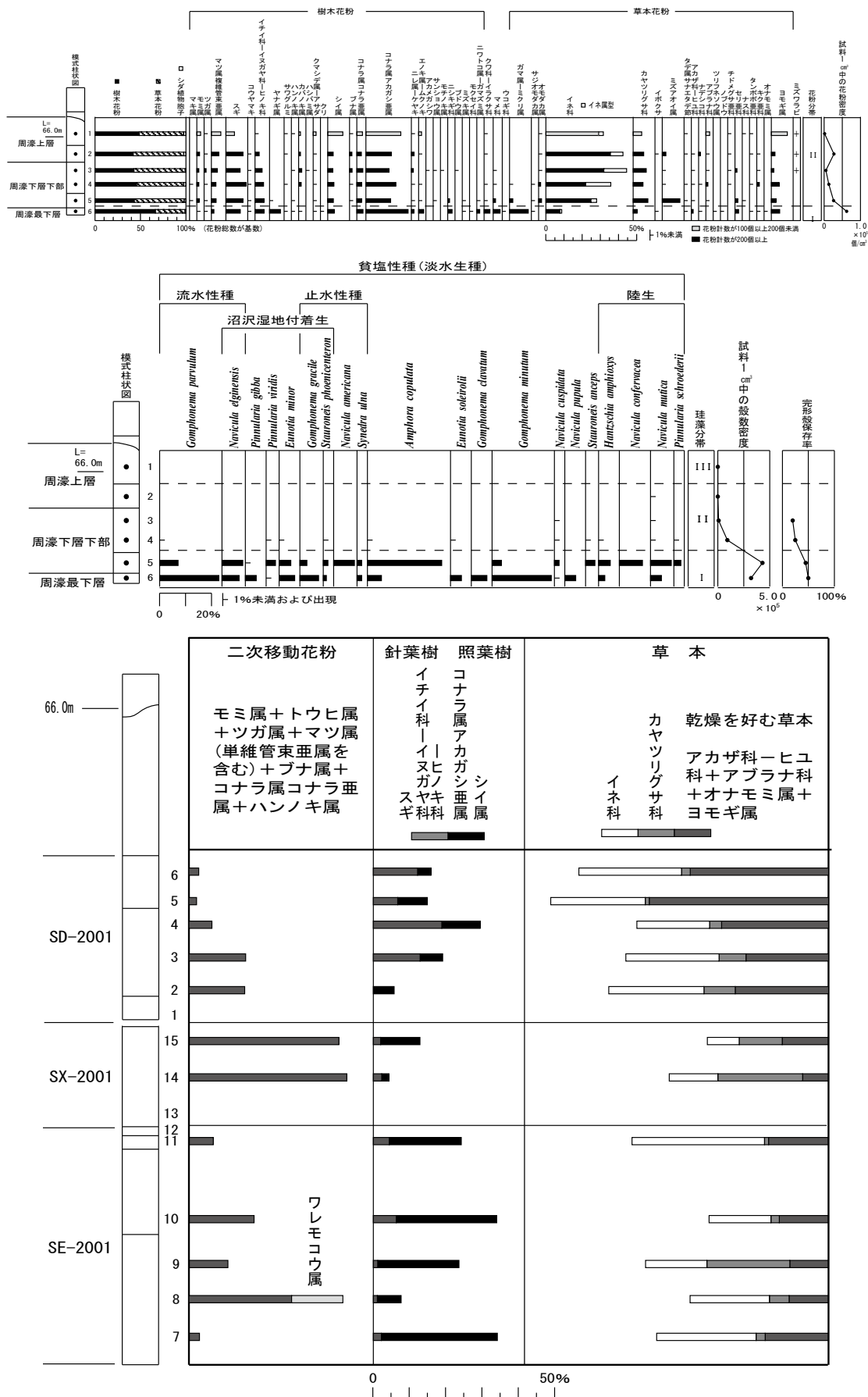


図2 東田大塚古墳第2次(纏向106次)調査第1トレンチ南壁、花粉組成図(上)・珪藻組成図(中)図、東田大塚古墳第3次(纏向113次)調査第2トレンチ、墳丘下層の主要花粉組成(下)

が増加したと復原される。

この植生からかなり二次林化した状況が示唆され、花粉を生産して影響を及ぼす二次林化が始まってから少なくとも数年から10年前後の年月は経ていると考えられる。ミズアオイ属やオモダカ属の抽水植物がほとんど生育せず、周濠は珪藻分析結果に示されるように流水性の1 m以上の深さの水域を呈していた。周濠下層下部の最下部の層準では、ガマ属－ミクリ属は減少し、イネ科とミズアオイ属、オモダカ属の抽水植物が生育し、浅い1 m以内のやや不安定な水域となり、その上部では湿地化し乾燥化が進んでいく。

東田大塚古墳第3次（纏向113次）調査では、いずれも築造前の遺構でその切り合いから前後関係が把握される。下部のSE-2001の最下部ではコナラ属アカガシ亜属の樹木花粉がやや多く、イネ科の草本も多く、周囲には照葉樹林と草本の多い植生が分布していた。それより上位はSX-2001からSD-2001にかけてマツ属とハンノキ属が増加するが、トウヒ属やマツ属単維管束亜属の花粉が出現し、モミ属、ツガ属、ブナ属、コナラ属コナラ亜属も増減を呼応させ、低位段丘相当層からの再堆積した二次誘導花粉と考えられる。

このことから、東田大塚古墳が築造されるより以前の古墳時代前期の早い時期に、低位段丘相当層を掘削する大規模な土木工事が周囲で行われたとみなされ、SX-2001の時期にそのピークを迎える。これらを除くと、中下部のSE-2001からSX-2001にかけて、コナラ属アカガシ亜属を主とする照葉樹が周辺にある程度分布しているが、上部のSD-2001の時期になると減少し、やや遠方要素のスギやイチイ科－イヌガヤ科－ヒノキ科の針葉樹のほうが高率になるため、周辺は裸地的景観になったとみられる。草本は上部に向かって増加し、特にアカザ科－ヒユ科、アブラナ科、ヨモギ属の乾燥した人為地を好む人里植物ないし畑作雑草が増加する。

この照葉樹が少なくなる開発された裸地的景観は、纏向石塚古墳第8次（纏向57次）調査の古墳築造前の堆積から墳丘盛土の時期と植生としては一致し、ほぼ同時期である可能性が高い。

東田大塚古墳第4次（纏向147次）調査では、4トレンチ布留式古層（4-a）の層準で、イネ科とカヤツリグサ科の草本が優占し、樹木ではトウヒ属、単維管束亜属

を含むマツ属、ハンノキ属の寒冷種の樹木が出現する。第2次（106次）調査の墳丘下層と同様に低位段丘層からの二次誘導花粉が含まれる。

1トレンチ崩落土（8-a）では、イネ科、アカザ科－ヒユ科、アブラナ科、ヨモギ属の草本が増加し、乾燥した人為地を好む人里植物ないし畑作雑草が増加する。この状況は第3次（纏向113次）調査の上部のSD-2001の時期と植生が一致し、古墳築造直前か直後の植生とみなされる。その上部の布留式古相（4-a）の層準では樹木花粉が多くなり、コナラ属アカガシ亜属、ヤナギ属、エノキ－ムクノギが分布し、ミズキ属も特徴的に生育し、いずれも二次林化とみられる。コナラ属アカガシ亜属は集塊が検出され、近接した生育が考えられる。

周濠はガマ属－ミクリ属、流水不定性種の珪藻が優占して出現し、ガマなどの生育するやや不安定な水域を呈していた。また、この状況は第2次（106次）調査の周濠最下部とよく一致し、コナラ属アカガシ亜属は二次林種のアラカシが増加したと考えられ、周濠の際には水際に生育するヤナギ属が分布していた。5トレンチ古墳中期（4-a）および3トレンチ古墳後期（2-a）はほぼ同じ花粉群集を示し、イネ科が優占し、コナラ属アカガシ亜属とシイ属の照葉樹花粉、スギとイチイ科－イヌガヤ科－ヒノキ科の針葉樹花粉が出現する。周辺はイネ科の草本が分布し、山地部にかけてはコナラ属アカガシ亜属を主にシイ属の照葉樹、スギとイチイ科－イヌガヤ科－ヒノキ科の針葉樹が分布していた。樹木と草本の比率とコナラ属アカガシ亜属の出現傾向から、古墳時代中後期より、東田大塚古墳築造以前の時期のほうが、樹木がほとんど分布せず、裸地的景観を呈し大きく開発されていたとみなされる。

なお、5トレンチ古墳中期（4-a）の時期は流れながら淀む水草が生育する浅い水域を呈する。

東田大塚古墳第5次（纏向153次）調査の下部腐植層は、コナラ属アカガシ亜属が優占し照葉樹林の分布が示唆され、沼沢湿地付着生種群の流水性の珪藻が優占し、水草の生育する浅い河川性の堆積とみなされる。

土坑1（布留0式期）、土坑3（古式土師器が出土）では、土坑3のほうが比較的樹木が多い状況が示唆される。土坑1では上位に向かってクワ科－イラクサ科が多くなった後減少し、イネ科、アカザ科－ヒユ科やヨモギ属の草

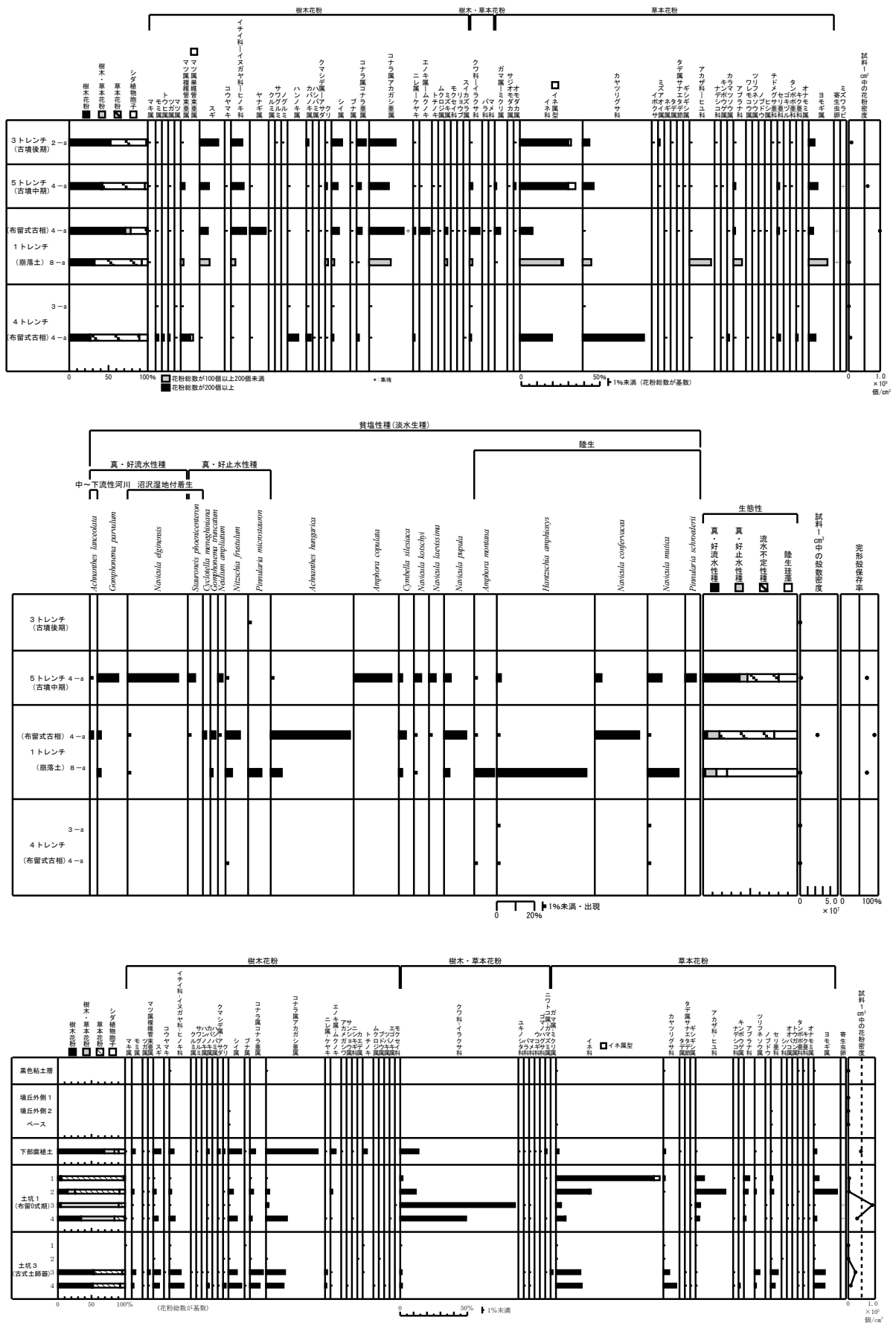


図3 東田大塚古墳第4次(纏向147次)調査の花粉組成図(上)、珪藻組成図(中)、東田大塚古墳第5次(纏向153次)調査の花粉組成図(下)

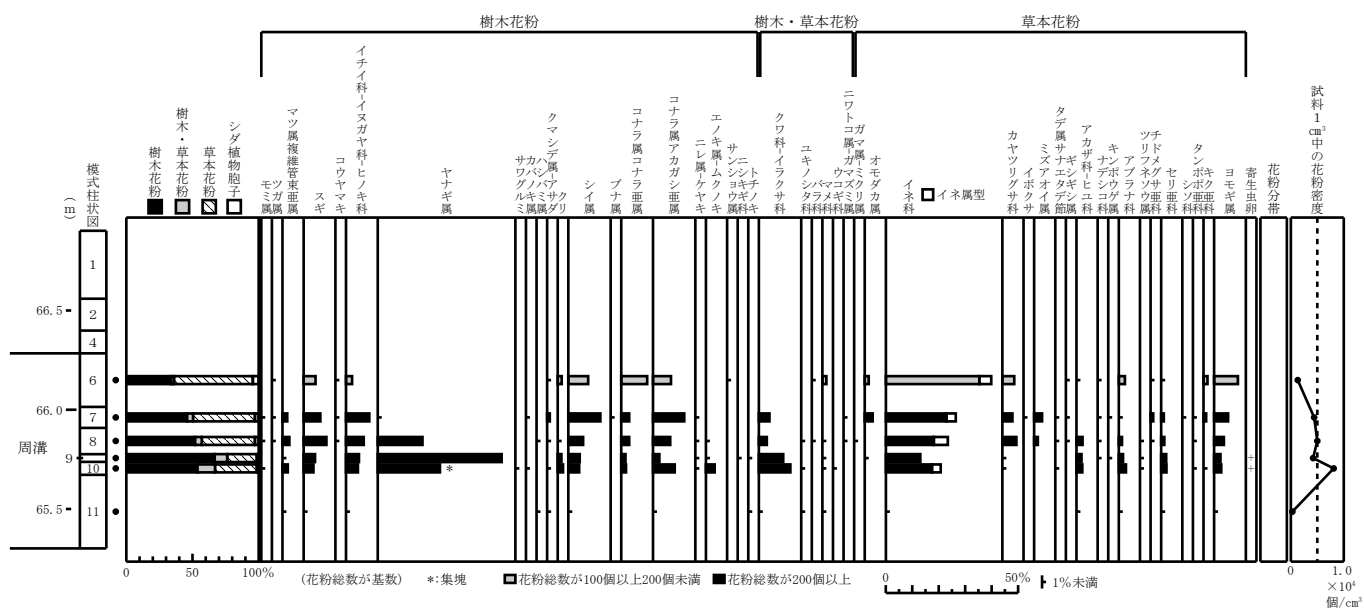
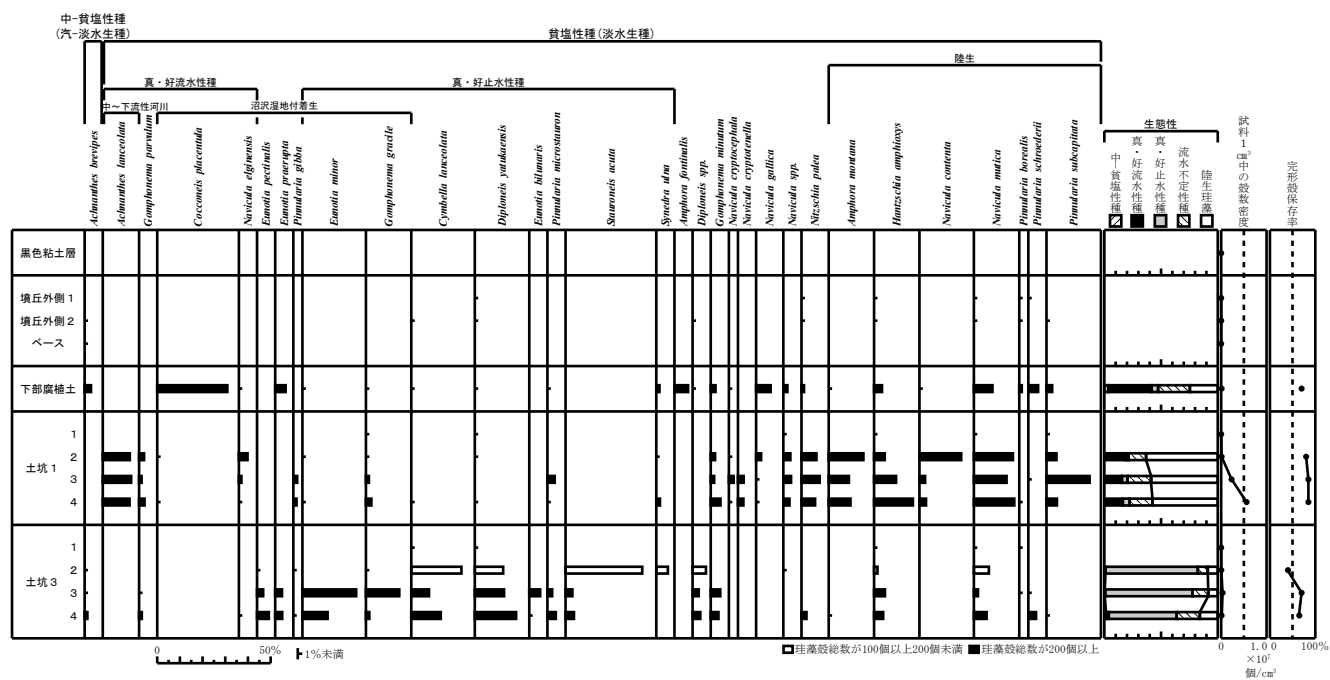


図4 東田大塚古墳第5次(纏向153次)調査の珪藻組成図(上)、矢塚古墳第4次(纏向160次)調査の花粉組成図花粉(下)

本が増加する。周辺は樹木がほとんど開けた状態であった。東田大塚古墳の周辺は古墳築造以前から樹木が少なく開けた状態で、人為改変地が分布していた。また、クワ科-イラクサ科の増加は、カナムグラなどの繁茂が考えられ、土坑が開削されたか、ないしは多少放棄地化した可能性がある。

なお、土坑3には池状に水が溜まるが、土坑1は湿った程度の環境であった。

IV. 矢塚古墳周辺の植生と環境

矢塚古墳の調査では、詳細な時期はやや不明であるが、第2次(148次)調査の前方部南側周溝、第4次(160次)調査2トレンチ下部湿地堆積物、4トレンチ周溝下部は、いずれも水草が生育し湿地から浅く滞水する状態が示唆された。5トレンチの周溝では、大きな植生の変遷が示唆される。最下部は比較的厚い花粉の密度の低い堆積物であり、古墳築造後に早期に堆積した堆積物と考えられる。

中部ではヤナギ属とクワ科－イラクサ科が増加し、水際に生育するヤナギ属が二次遷移として生育し、放棄地を好むカナムグラなどのクワ科－イラクサ科が入り込んでいる。

これらは上部に向かい減少し、イネ科やヨモギ属が増加する。矢塚古墳においても、東田大塚古墳、纏向石塚古墳、箸墓古墳と同様に植生の二次遷移が示され、いずれも二次林化する。これらは厳密に同時期であったかどうかはわからないが、矢塚古墳ではヤナギ属が多くなり、東田大塚古墳ではコナラ属アカガシ亜属（二次林性のアラカシ）、ヤナギ属、エノキ属－ムクノキが多くなり、纏向石塚古墳ではエノキ属－ムクノキ、ミズキ属（種実からクマノミズキ）、クマシデ属－アサダが増加し、コナラ属アカガシ亜属やスギも増加する。箸墓古墳ではエノキ属－ムクノキ、クリ、ニワトコ属－ガマズミ属が増加し、コナラ属アカガシ亜属とスギも増加し、古墳によって少し異なった様相を示す。これらは現代の二次林とは異なる林相を示す。

矢塚古墳第3次（154次）調査4トレンチは大溝1（北地点）、大溝2（南地点）であるが、いずれの層準もイネ科を主とする草本が優勢で、樹木花粉はやや低率でコナラ属アカガシ亜属は優占しない特徴をもつ。イネ科草本の卓越する開けた景観であり、纏向石塚古墳および東田大塚古墳の墳丘下部の環境と一致する。

V. 辻地区および巻野内地区の植生と環境

纏向遺跡第140次調査の庄内0式期の土坑からは、樹木花粉が少なく、イネ科、クワ科－イラクサ科、アカザ科－ヒユ科、ヨモギ属の多く、草本花粉が卓越する。周辺は樹木の少ない開けた景観で広く開発された状況である。

なお、土坑はクワ科－イラクサ科が多くカナムグラなどの繁茂が考えられ、堆積時には放棄地の状態であった。鳥居前地区である纏向遺跡第168次調査のSK3001の土坑からは、イネ科、アカザ科－ヒユ科、ヨモギ属およびクワ科－イラクサ科が多いが、コナラ属アカガシ亜属を主とする樹木花粉も少なくはなく、この地点が比較的森林に近いことが示唆される。

巻野内地区、纏向遺跡第50・90次調査は金原（2013）に分析結果の詳細を掲載してある。布留0式期古相期は

コナラ属アカガシ亜属の森林の多い状態であるが、その最下部ではコナラ属コナラ亜属が多く二次林化しており、この周辺で比較的大きな開発が行われたことを示している。コナラ属コナラ亜属からコナラ属アカガシ亜属へと遷移し、照葉二次林化する。布留0式期新相期になると、イネ科を中心に雑草類が増加し、開けた景観が広がるようになる。導水施設の時期である布留1式期にかけても同様の環境である。また、尾崎花地区においても、草本が多い。

纏向遺跡の東部地区にあたる辻地区から巻野内地区・尾崎花地区にかけては、辻地区は庄内0式期の時期から広く開発された状況であり鳥居前地区周辺がその東限に近く、巻野内地区は布留0式期古相期に開発され、新相期から布留1式期にかけて利用が盛行する地区になると考えられる。

VI. 植生からみた纏向遺跡の環境の位置

纏向遺跡では草本花粉の占める割合が高く、花粉全体の50%以上に達し、特に微量のイネを含むイネ科の比率が極めて高い。前期前半の大溝（纏向154次）や李田地区の溝では、安定してイネ科が40%前後の高率を示し、草本の多い集落域が広く分布していることが示唆される。一方、樹木で最も多いコナラ属アカガシ亜属は15%前後であり、樹木は極めて乏しい。これらの時期は、纏向遺跡の立地する段丘や扇状地上は従来分布していた照葉樹林が広域に開発されていた。纏向古墳群の分布するエリアから辻地区にかけてが中心域になるとみられる。また、纏向古墳群が形成される頃から以降は、辻地区から新たに開発された東部の山麓部に近い巻野内地区や尾崎花地区が中心域となる。

纏向遺跡の北部の布留川流域の扇状地と段丘上に位置する古墳時代前期から後期の布留遺跡（金原、1995）では、コナラ属アカガシ亜属の照葉樹の花粉の占める割合が高く、纏向遺跡とはかなり異なる様相を示す。布留遺跡では、針葉樹のスギ花粉がやや低率に安定して出現し、モミ（モミ属、モミ以外は亜寒帯種である）が中期頃にやや増加する。草本花粉ではイネ科が多いが、低率で不安定で特に中期頃には極めて低くなる。布留遺跡では特に中後期は段丘上に掘立柱建物群と居館が検出されており、

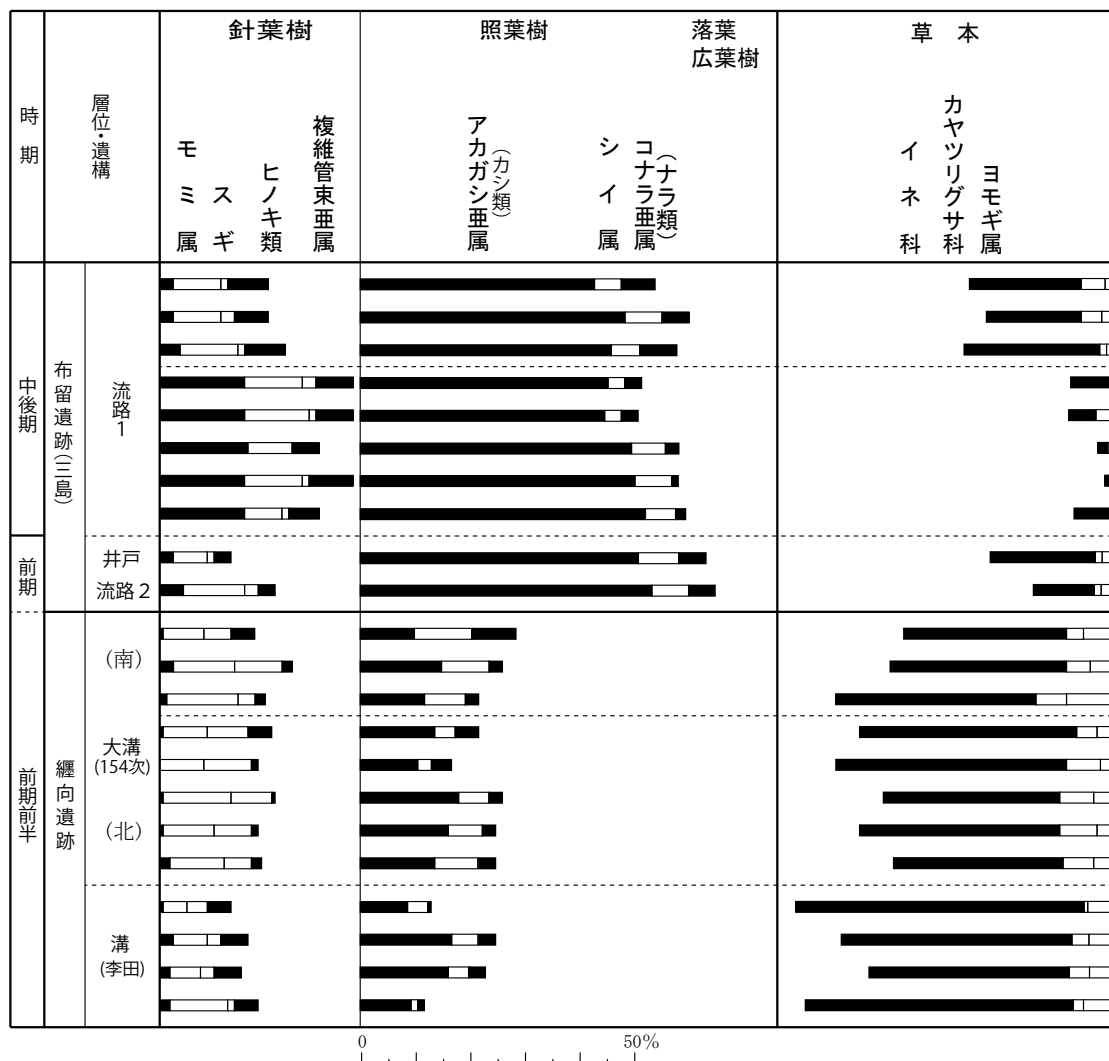


図5 纏向遺跡と布留遺跡の主要花粉組成図（上）、唐古・鍵遺跡（85次調査）、環濠 SD101の主要花粉組成（下）

照葉樹林の中に居館や倉庫群が営まれるが、集落域や農耕地が大きく伴って広がる様相ではない。また、奈良盆地の南縁の金剛山・葛城山の山裾に立地する5世紀の居館群が構築される南郷大東遺跡では下部ではコナラ属アカガシ亜属の照葉樹が多いが上部では草本がやや多くなる。

奈良盆地の古墳時代を代表する布留遺跡や南郷遺跡群と比較しても、纏向遺跡では森林が乏しく、草本が卓越し、広く開発された特徴を示す。中後期を中心とする布留遺跡ではカシ林を主とする照葉樹林が分布している。また遺跡の構成にも異なりがあり、布留遺跡や南郷遺跡群は豪族の居所、倉庫群、祭祀状、工房などで構成される居館であり、纏向遺跡は居館、集落、古墳が一体となった大集落である。纏向遺跡は扇状地の扇央から段丘上に、居館や集落、古墳が分布し広く開発され、隣接する扇端から低地に広く水田が分布していたと推定される。弥生時代においては、唐古・鍵遺跡の環濠 SD101 (第85次調査) で、下部の弥生時代中期にはイネ科やヨモギ属、カヤツリグサ科の草本の比較的多い環境であるが、二次林化しエノキ・ムクノキ、コナラ属コナラ亜属、ニレ属・ケヤキが増加する。樹木花粉が約90%となり、この環濠の箇所では鬱蒼とした二次林が形成される。上部ではこれら落葉広葉樹の二次林はやや減少する。上部の弥生時代後期になると、濠が掘りなおされ、それとともに落葉広葉樹の二次林は消滅し、イネ科を中心とした草本の多い開けた環境となる。唐古・鍵遺跡の弥生時代後期の景観と纏向遺跡の景観は共通性がある。

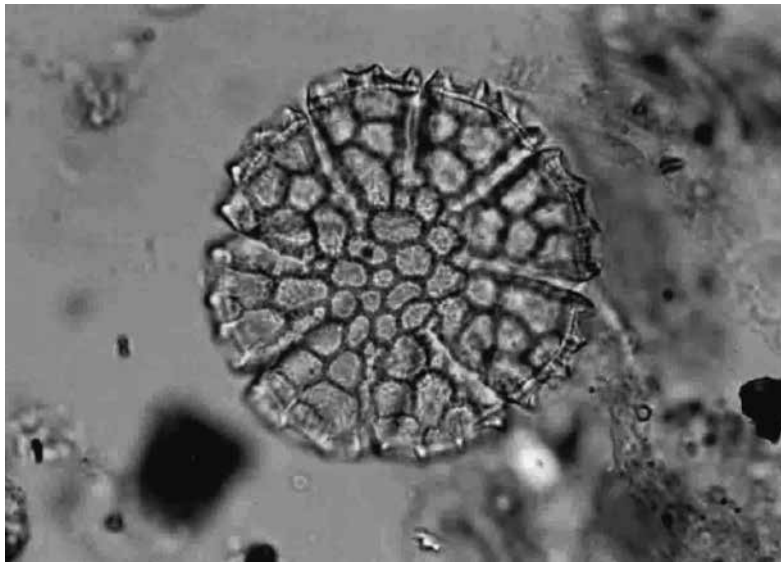
VII. 纏向遺跡第61次調査李田地区溝 (1-A) の花粉群集とメボウキ属 (バジル類) 花粉について

纏向遺跡では各地点において草本のイネ科、樹木のアカガシ亜属 (カシ) やスギの花粉が多く、これらはいずれも風媒花植物である。遺跡全体にイネ科植物が繁茂する開けた景観をもち、山手にはカシを主とする照葉樹とスギなどの森林が分布していたことを物語る。李田地区の3世紀中頃の溝 (1-A) でも同様にイネ科の草本とアカガシ亜属 (カシ) やスギの樹木の花粉が多いが、注目すべき虫媒花植物が検出された。それは金原 (2013) でも示したが、1%前後の出現率のベニバナ花粉が検出されたのである。

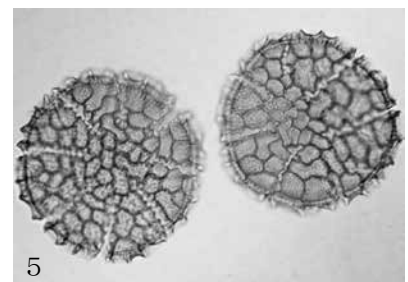
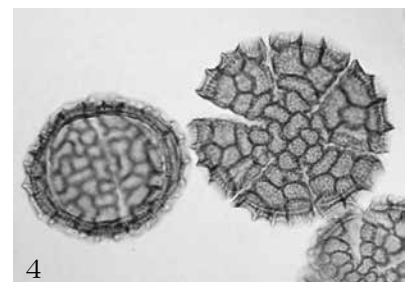
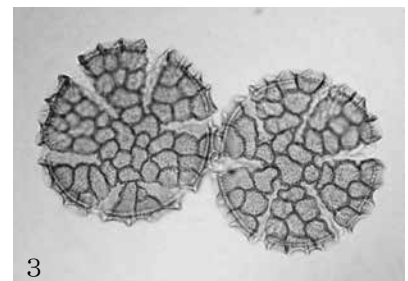
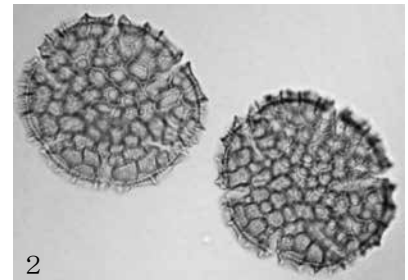
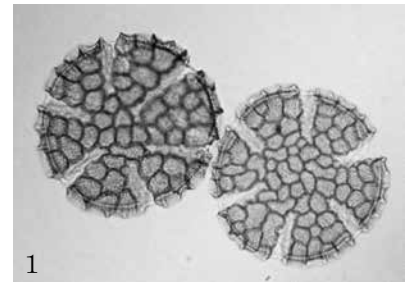
ベニバナはキク科のアザミに類似する栽培植物であり、すでに原産地が失われているが中東やエジプトであったとみなされている。ベニバナは染色や薬用に用いられ、古くにヨーロッパへ伝わり、中国には漢代に伝わった。日本では6世紀末に花粉が検出され、奈良盆地の藤ノ木古墳や上之宮遺跡が最も古い検出であったが、纏向遺跡のベニバナ花粉はそれを350年も遡らせた。虫媒花植物の花粉生産量が風媒花植物の一万から十万分の一であることから、1%前後の検出は周囲や溝の上流部にベニバナ畑の広範囲な分布を想定しなければならない。そのためベニバナが染色や薬用に用いられたために多産したと考えるのが妥当とみなした。この溝は寄生虫卵が検出されており、汚穢も流れる下水の役割をもつ溝であり、自然状態ではなく利用されたものが堆積したとみなされた。

さて、分析当初より同溝からは不明な花粉が検出されていた。その花粉は大型で約70 μ mあり、8裂で深い大きなやや不整形な網目をもつ特徴的なものであった。それまで全く検出されたことがない形態であり、その後いつも気になっていて折りにふれ調べていた。そしてここ数年で長崎の出島遺跡など外来の香辛料の花粉を検討する必要があった金原正子が主となり現生標本を作り整理し、その花粉がバジルの花粉に酷似することが判明した。なお、香辛料の花粉は長崎の出島遺跡だけではなく、大奥墓所である徳川裏方墓所の遺体からもフトモモ科の花粉が多量に検出され、丁字を薬用として服用していたことが判明している。バジルの和名はメボウキであるが、わかりやすいのでここでは英名のバジルを用いる。検討した結果、現生のバジルの花粉は6裂ばかりで、完全に同一とは認められなかった。そのため、金原 (2013) では「他に第61次調査ではメボウキ属 (バジル) とみなされる花粉もあり、継続課題は残る」とした。現在のバジルは、インドからヨーロッパに渡った1種が主にイタリアで香辛料として用いられ、そこから世界に広がりバジルまたはスイートバジルやイタリアンバジルと呼ばれ、学名 *Ocimum basilicum* である。これは日本には江戸時代には伝来している。

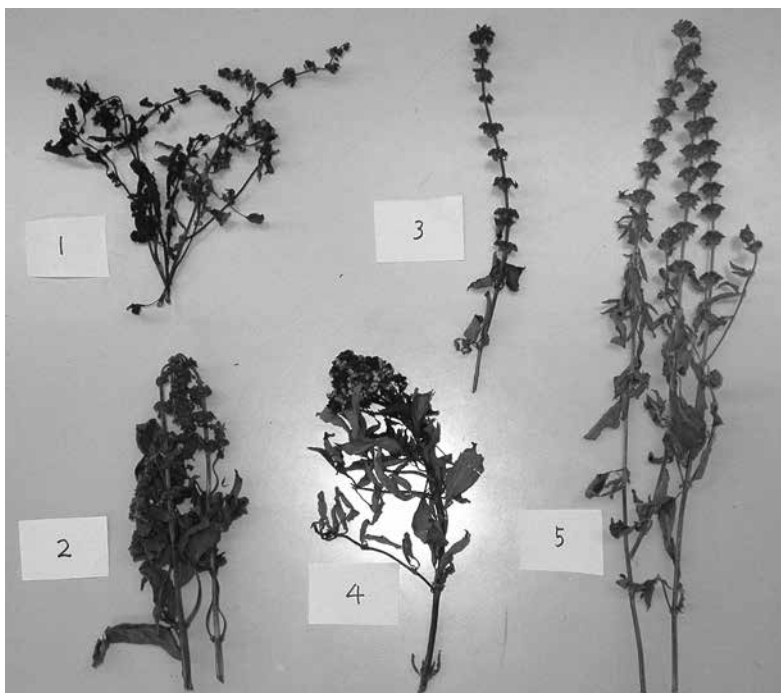
しかし、インドから東南アジアにかけてメボウキ属は40種以上が存在している。昨年 (2014年)、メボウキ属を集め10種類余りを奈良教育大学実習園で栽培し花粉の標本を採取した。気候や環境が合わないのか花が咲き結



縄向遺跡第61次調査李田地区溝(1-A)検出メボウキ属花粉



— 20 μm



現生メボウキ属標本各種

写真1 メボウキ属写真

実したのは5種類であった。これらは縄向遺跡検出の花
粉とともに写真に示した。ほとんどは6裂の形態の花
粉であったが、1種類は8裂のものもあった。現生のメ
ボウキ属は40種以上、園芸種では100種類以上あり、す
べてを検討することはできなかったが、縄向遺跡のものは

現在のバジル (*Ocimum basilicum*) とは異なるそれ以
外のメボウキ属であるといえる。今までにもベニバナで
述べているように、縄向遺跡の他地点から検出されず、
時期も含め極めて希少な検出であることから、栽培とし
てもたらされたのではなく、ベニバナとともに乾燥した

花の付いた植物体が大陸との交流の中で薬用や染色としてもたらされたとみるのが妥当と考えられる。なお、この8裂のバジル花粉は中国が比較的容易に手に入ることできた東南アジアのメボウキ属の1種と推定される。また、現在検討している平城京跡の土坑からもメボウキ属の花粉が検出されているが、6裂ばかりであり、纏向遺跡とは種が異なるとみられる。

VIII. まとめ

本稿では纏向遺跡の景観と開発についてデータの再検討も含め考察し、またメボウキ属（バジル類）の検討も加え行った。検討結果を以下にまとめる。

- (1) 纏向石塚古墳および東田大塚古墳の墳丘下部、李田地区の溝、辻地区土坑の布留0式期古相かそれ以前の古式土師器の時期には、纏向遺跡はイネ科の草本が卓越し、樹木のほとんど分布しない開発された開けた景観であった。
- (2) 纏向石塚古墳、東田大塚古墳、矢塚古墳、箸墓古墳はその濠の分析から、古墳時代前期の中で比較的早期に二次林化する。二次林化は各々の古墳によってやや異なった林相を示す。
- (3) 巻野内地区では、布留0式古相期に開発され、二次林化がみられ、布留0式期新相期から1式期にかけて、草本が多くなりこの地区の土地利用の最盛期がある。
- (4) 纏向遺跡の前半の景観は、平野部に立地する弥生時代後期の唐古・鍵遺跡と類似性があり、いずれも極めて開けた景観を呈する。これら花粉分析から推定される開発状況からみて、纏向遺跡の後半は辻地区から巻野内地区に向かって山際が中心域となったと推定され、古墳時代中後期の布留遺跡や南郷遺跡群の居館と立地が類似する。ともなう、それぞれ土地利用も類似していたと考えられる。
- (5) 纏向遺跡第61次調査李田地区溝（I-A）から検出

されていたメボウキ属（バジル類）の花粉を検討した結果、現在のバジルとは異なる種類のメボウキ属（バジル類）と判明した。東南アジアに産するメボウキ属（バジル類）の種類が中国を介し交流によって薬用などの用途で乾燥させた植物としてもたらされたとみるのが最も妥当である。

【参考文献】

- 金原正明「纏向遺跡の植物遺体の産状と植生、環境、生業の変遷と画期」『纏向学研究センター研究紀要 纏向学研究』第1号 桜井市纏向学研究センター、2013年
- 桜井市教育委員会「奈良県桜井市 史跡 纏向古墳群 纏向石塚古墳 発掘調査報告書」『桜井市立埋蔵文化財発掘調査報告書』第38集、2012年
- 桜井市教育委員会「桜井市平成16年度国庫補助による発掘調査報告書」『桜井市立埋蔵文化財センター発掘調査報告書』26集、2005年
- (財) 桜井市文化財協会「奈良県桜井市 東田大塚古墳」『桜井市内埋蔵文化財1998年度発掘調査報告書』1、2006年
- 桜井市教育委員会「桜井市平成18年度国庫補助による発掘調査報告書」『桜井市立埋蔵文化財センター発掘調査報告書』30集、2008年
- 桜井市教育委員会「桜井市平成19年度国庫補助による発掘調査報告書」『桜井市立埋蔵文化財センター発掘調査報告書』31集、2009年
- 桜井市教育委員会「桜井市平成20年度国庫補助による発掘調査報告書」『桜井市立埋蔵文化財センター発掘調査報告書』33集、2010年
- 金原正明「箸墓古墳（第7次）調査の植生と環境の検討」『箸墓古墳周辺の調査、奈良県文化財調査報告書』第89集、2002年
- 金原正明「布留遺跡周辺の地形分類、古環境と農耕の復元、出土木材の樹種同定」『奈良県天理市布留遺跡三島(里中)地区発掘調査報告書』天理大学付属天理参考館編、埋蔵文化財天理教調査団刊、1995年
- 奈良県立橿原考古学研究所「南郷遺跡群Ⅲ」『奈良県立橿原考古学研究所調査報告書』第74冊、2003年
- 金原正明「古墳時代の植生環境」『古墳時代の考古学』同成社、2012年
- 金原正明「花粉分析からみた弥生後期の気候冷涼化の実態」『弥生時代の考古学 古墳時代への胎動』同成社、2011年

桜井市 等彌神社所蔵の考古遺物の調査

木 場 佳 子
橋 本 輝 彦

//// 目 次 ////

I. はじめに.....	73
II. 等彌神社について.....	74
III. 遺物の観察.....	74
IV. まとめ.....	82

木場 佳子（こば よしこ）

桜井市纏向学研究センター嘱託研究員

橋本 輝彦（はしもと てるひこ）

桜井市纏向学研究センター主任研究員

桜井市 等彌神社所蔵の考古遺物の調査

木場佳子・橋本輝彦

I. はじめに

筆者のうち橋本が等彌神社に考古資料が所蔵されていることを知ったのは20年近く前のことで、『古墳－桜井市古墳総覧－』の巻頭に末永雅雄氏が昭和の初年に等彌神社所蔵の神獸鏡片の写真を撮影した時の思い出を寄稿されているのを読んだことによる¹⁾。

当時、人づてに鏡の調査の可否を神社に照会したところ、鏡は昔盗難に遭い失われてしまった可能性があり、現在は拓本しか残されていないことを聞いていたが、鳥見山山麓という神社の立地からは神獸鏡が鳥見山周辺の古墳からの出土品ということは十分に想像でき、長らく調査の機会を願っていたものである。

この様な中、近年宮司に就任された佐藤高静氏のご厚意により、平成26年12月には寺澤所長とともに橋本・木場所員の3名で神社へ伺い、念願の拓本をはじめとする多くの資料を拝見させて頂く機会を得た。この中には今回報告する遺物の他にも瓦や土師器・須恵器、鏡鑑類など実に多くの資料があったが、その全てを調査することは時間的にも困難であることから、特に注意を引いた大型の勾玉や鉄刀、そして画文帯神獸鏡と確認された鏡片拓本の調査と資料化をお願いし、快諾を頂いた。

なお、本報告の執筆は木場と橋本が担当することとし、Ⅲ（3）2の勾玉の材質分析については奈良県立橿原考古学研究所の柳田明進氏・奥山誠義氏に玉稿を頂いたほか、Ⅰ～Ⅲ（1）までを橋本が、残りを木場が担当した。

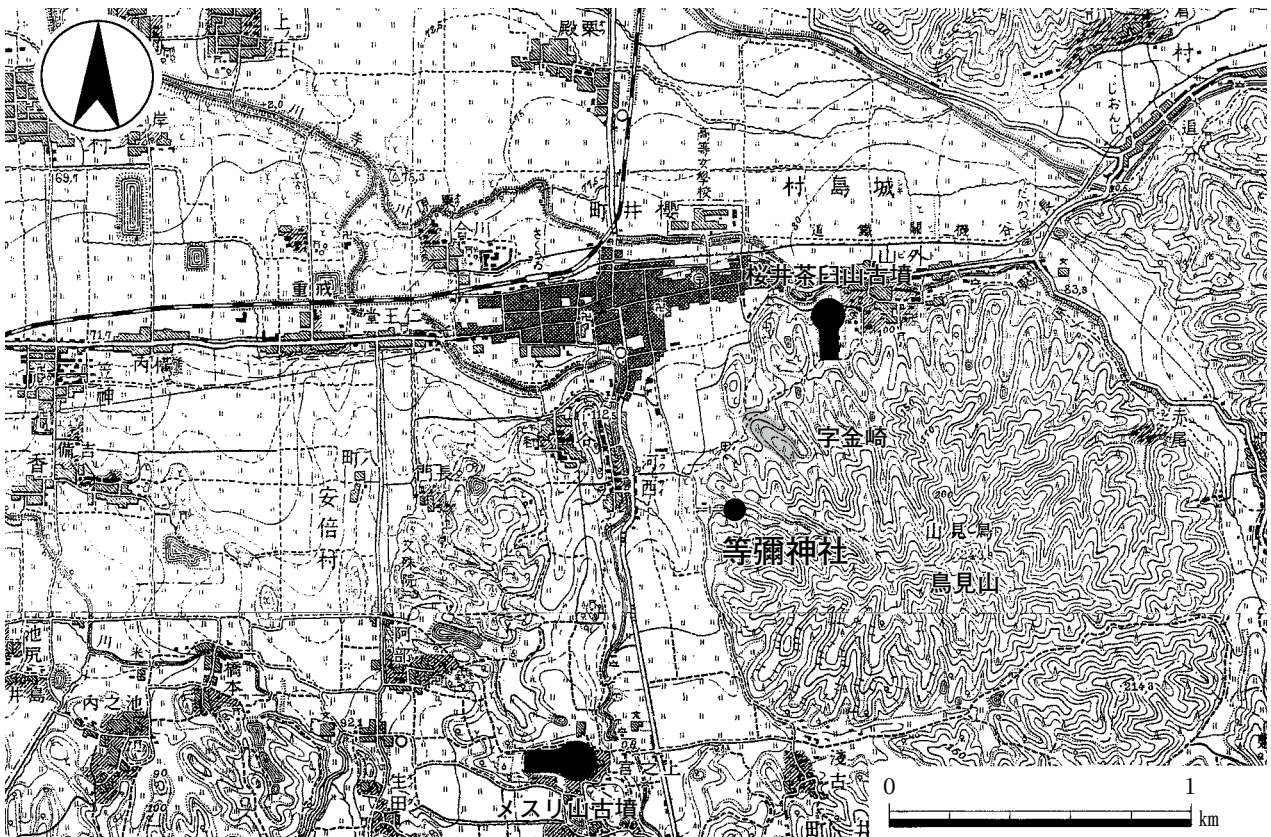


図1 等彌神社の位置 (1/25,000)

II. 等彌神社について

奈良県桜井市大字桜井所在の等彌神社は創建年代などの詳細は不明ながら、『延喜式神名帳』にみえる城上郡三十五座(大十五座、小二十座)の中の等彌神社に比定される古社である。かつては近代の社格制度により村社に指定されていたが、この地が「神武天皇聖跡鳥見山」の地であるとして昭和15年に官報告示されるに至り、縣社に列格されている^{2・3)}。

なお、社名は明治時代までは鳥見山西麓の字名である能登の名をとり能登宮・能登社とも呼ばれていた。また、本社にあたる上津尾社の祭神は大日靈貴命とされるが、饒速日命とする説もある。社伝による神社の由緒は神武天皇の鳥見山中靈時の祭祀にはじまるとするが、天永3年(1112)には、山崩れにより鳥見山中(斎場山)にあった社殿が埋没し、現在地に移転したと伝えられている。

中世以降の祭祀の様子は詳らかでは無く、古記録では永正7年(1510)の『勸進検断目録』に「桜井能登神事始ル事・」との記載や、天正13年(1585)の『大織冠御藏納注文』に神宮寺である「能登寺」の名が見える程度で⁴⁾、あまり祭祀の隆盛を認めることはできない。

このことは境内に残された石造物の造立年代からもうかがえ、古いものでも延寶4年(1676)銘の石灯籠を始めとして延寶年間に4基、元禄年間に2基と17世紀代ではわずかに6基の石造物が確認できるのみだが、18世紀には16基、19世紀(江戸期)には61基、明治以降では117基と増加の傾向にあり⁵⁾、中世以降やや停滞気味であった鳥見山の祭祀も江戸時代中期以降は国学の勃興とともに祭祀や施設の再整備が積極的に進められていったようである。

III. 遺物の観察

(1) 等彌神社所蔵の鏡について

等彌神社所蔵の鏡に関する記録は幾つかある。この中で最も古い記録となるのが貞享元年(1684)に榛原太郎善兵衛義基によって寄進された鏡の記録である。短い記録であるので全文を掲載することとする⁶⁾。

「奉納之覺 一、此御鏡者拙者先祖妙觀信士嘉暦之頃金ヶ崎山原地平し候時掘出し所持罷在候處往古鳥見山崩

と申候名高き山崩御座候節土産神様二社共落埋れ被成御神體不致露頭旨承り來候處其一方之御神體之御鏡に候由被申者御座候仍之此度土産神様へ奉納候處如件 貞享元年甲子年五月廿八日 榛原太郎善兵衛義基(花押)」

この記録では嘉暦年間(1326～1329)に金ヶ崎より出土した鏡を貞享元年に神社へと奉納したとあるが、重要なのは小字金ヶ崎と出土地が特定できる点である。

次に神社所蔵の鏡に触れているのは大正14年に中村元治郎氏によって著された『皇祖靈地 鳥見山多武峯史蹟めぐり』⁷⁾で、この中には先の金ヶ崎より発見された鏡は文安年間頃(1444～1449)に盗難にあっているとの記載があり、画文帯神獸鏡の存在は記録されていない。この文献は文安年間の盗難に関する記述に出典や根拠が示されていないことに加え、盗難にあったのが室町時代であるのにもかかわらず、400年以上経った明治8年になってから「盗難にあった鏡の代わり」に篤志家から3面の鏡が奉納されたとの記載があり、やや不自然な点も見受けられるものである。

今回報告する画文帯神獸鏡の存在が初めて確認できるのは昭和13年の高橋城司氏による「大和に於ける歴代の聖蹟(十)」である⁸⁾。高橋氏は「奉納之覺」の中に見られる神鏡として当時神社に保管されていた画文帯神獸鏡片の存在を挙げているが、先の中村氏による文安年間の盗難記録については全く触れられていない。

さて、現在に鏡片の姿を伝える文献が昭和14年に富田宇市郎氏によって編集された『金鶏の光』改訂増補版である⁹⁾。一部はトリミングにより欠けているものの、この時に掲載された図版が唯一の写真資料(写真2)で、改訂増補にあたり先の高橋・中村両氏による論考が再録されているが、新たに鏡について触れた記載はない。

これらの資料は昭和15年に刊行された『磯城』第3巻4・5号においても土井實氏によって注目され、鏡片が紹介されるとともに、神社に残された森本六爾氏による鏡片の観察所見メモの全文が採録されている¹⁰⁾。『磯城』は桜井を中心としたローカルな雑誌で、現在では閲覧が困難なので参考のためこれも再録しておく。

「本鏡ハ半圓方形帶神獸鏡ニシテ今破碎シテ一部分ヲ存スルノミナルモ恐ラクハ内区ニハ四神四獸ヲ置キテ主文様トナセシナルベシ、外帶ニハ獸ノ輿ヲヒキテ走レルヲ表シ縁ニハ一種ノ渦文ヲ彫鏤ス、本鏡ノ製作年代ハ六



写真1 金崎出土の三角縁二神二獣鏡（東京国立博物館所蔵 Image: TNM Image Archives）



朝中期二置クベキナラム」

なお、この報告の中で土井氏は鏡に関連する資料として「奉納之覺」の存在を紹介しているが、文書に見える鏡が即ち神獸鏡片とは言い切れないと指摘する一方、文安年間の盗難記録には触れていない。

鏡片について触れた最後の記録となるのが昭和29年の『桜井町史』で、執筆者の森川辰蔵氏は高橋氏と同じく古文書にみえる榛原太郎義基が寄進した鏡は神社蔵の神獸鏡片にあたると断定する¹¹⁾が、やはり文安年間の盗難や明治期の奉納鏡に関する記載は見えない。

このように「奉納之覺」所収の鏡は近代以降で最も早く著された中村氏の論考段階で既に盗難にあっているとされながら、その後の文献ではこれについて触れた記載が無いだけでなく、逆に「奉納之覺」所収の鏡を画文帯神獸鏡片とする見方が主流となってしまっている様子がうかがえる。

神社所蔵の古文書の殆どが未調査の現状で、文安年間の盗難に関する記録を全面的に信用してよいか否か判断しがたい部分もあるが、現時点では盗難記録の存在を重視して今回報告する神獸鏡片は榛原太郎義基が寄進した鏡とは別の鏡である可能性を考えておいた方が良くと思われるし、明治期の奉納鏡も1面が径7寸5分、2面が6寸5分と面径が記載されている様子からは、いずれもが完形品であったと推定され、これらもまた別の資料と考えた方が良さそうである。

なお、現在神社所蔵資料の中には古墳時代には遡らない数面の鏡の存在が確認できるが、それらがこの明治期の奉納鏡にあたるものなのか否かはよく解らない。今後の検討課題としておきたい。

さらに、神社所蔵の資料ではないが今一つ注目すべき資料として、東京国立博物館所蔵の鏡の中に明治34年に個人より寄贈された「奈良県磯城郡桜井町字金崎山林ニ於テ発掘ノ鏡¹²⁾・・・」とされる面径20.8cmの三角縁二神二獣鏡（写真1）がある。

注目すべきはこの鏡の出土地がやはり字金崎であること、そして副葬された年代が前期に遡る可能性が高いことで、先の「奉納之覺」所収の鏡の存在とあわせると鳥見山の北西へと延びた字金崎の尾根上（図1）に前期古墳が存在した可能性は高いと考えるが、惜しむらくは金崎の尾根は昭和37年に始まった宅地造成と学校建設に伴い数基の横穴式石室の調査が行われたのみ¹³⁾で丘陵の全てが消滅しており、墳丘の状況などの確認の手立てが失われてしまったことである。

画文帯神獸鏡（図2・写真2）

それでは画文帯神獸鏡に目をむけてみよう。現在神社には全体の1/4程度が残存する鏡片の軸装拓本が残されている。縁部のラインから復元される面径は21.1cmの大型の画文帯環状乳神獸鏡で、拓本に含まれない縁の外傾部を含めるとさらに数ミリ程度は大きくなるものと考えられる。

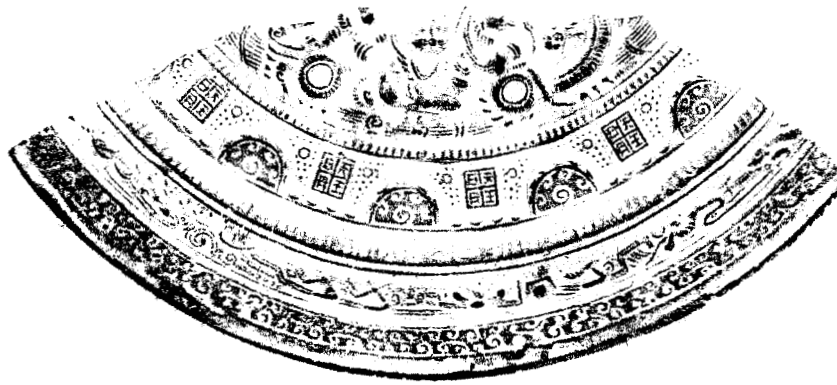


図2 画文帯環状乳神獸鏡拓影 (2/3)



写真2 画文帯環状乳神獸鏡 (2/3 註9文献より転載)

『金鶏の光』改訂増補版に所収された写真(写真2)をみると、本鏡は非常に鑄上がりの良い中国鏡とみられるものである。一番外側の文様帯は渦雲文が施され、次の画文帯部分は時計回りに図像が配置されているが、やや幅が狭く文様は扁平である。図示した鏡片の左端には六龍の後脚の一部が僅かに認められ¹⁴⁾、その後には雲車があり雲車の先頭には御者が2人、中央には中心人物、そしてその後に侍者1人が配されており、雲車の後には太陽と日神とみられる図像が描かれている。

鋸歯文帯を挟んで内側の半円方格帯には4つの方格銘と半円文が残り、方格銘の中の四字句はすべてが「天王日月」で、半円文部はいずれも中央に1個、縁部には4つの渦文が配されている。なお、方格銘部と半円文部の隙間は方格銘の左右に円文を配し、他は無数の珠文が充填されている。

この半円方格文帯の内側には鋸歯文帯があり、その内側には主文帯がある。中央の神像は冠部分が欠損しているが、その形状と画文帯部の雲車との位置関係からは黄帝とみられ、黄帝の左側の環状乳の上には侍者が、右環

状乳の上には龍鳳が配されている。

また、右環状乳の右側には獣の前脚部と爪の表現があり、その上には獣の首あるいは下顎らしきものが表現されている。一方、左環状乳の左から下にかけては獣の後脚部と爪が表現されている。

実物での検討が行えないため、詳細な観察は非常に困難だが、本鏡に類似した文様構成を持つ資料は西求女塚6号鏡¹⁵⁾や旧 Bulling 氏蔵鏡¹⁶⁾の中に認められる。

西求女6号鏡は面径15.4cmと本鏡よりも一回り小さなものだが、文様の構成には共通点も多い。しかしながら、方格銘の銘文形式が異なること、主文帯と半円方格帯との間の鋸歯文帯が欠落していること、画文帯部では雲車の「たずな」を操る御者が一人少ないことなどが違いとして挙げられる。

一方、旧 Bulling 氏蔵鏡も面径18.0cmとやや小さなものだが、雲車先頭の形状や方格銘の左右の円文が無いことなどの違いを除くと方格銘の銘文や全体の文様構成が同じであり、渦雲文のタッチや神像の襟元の表現などもよく似通っている。

(2) 鉄刀 (図3・写真3～4)

鉄刀は、2片の破片からなるもので、紙製の合口箱に収められた状態で保管されていた。紙製の箱は、2片あるうちの長い方の破片 (図3-A) がぴったりと収まる長さであったことから、この鉄刀を収めるために誂えられたものと推察される。

この鉄刀に関する書付や覚書等は確認されていないが、蓋箱の小口に「古劔」と墨で書かれており、箱に収納された当時は、全体の欠損度合などから劔として認識されていたようである。また、2片のうちの短い方の破片 (同B) が明治34年5月11日付け大阪新報の新聞紙に包まれていたことから、この頃に保管のための何らかの作業が行われたとみられる。

前述のとおり、鉄刀片は現況で計2片が残存している。まずAは刀身部分と考えられる破片で、鋒および刃先の大半を欠損する。また表面の剥落も著しい。反りのない直線的な刀身を持ち、鑢のない平造りで、棟は平棟である。なお土壌や木質の付着等は確認できない。残存する全長は59.1cm、刀身幅4.3cm、棟の厚さは6mm、重量492.79gを測る。

Bは棟以外の端部がすべて欠損する破片で、棟の形状は平棟である。表面の剥落が著しく、木質等の付着も認められない。残存する全長は34.1cm、最大幅2.85cm、棟の厚さ5.5mm、重量163.78gである。

また、奈良県立橿原考古学研究所のご協力によりX線透過写真撮影を行ったところ、2片ともに象嵌や目釘孔等は確認されなかったが、特にAについては横方向に数か所亀裂が認められ、劣化が進んでいることがわかった (写真4)。

A・B両片に接合点はなく欠損および表面の剥落が著しいものの、形態・厚さ等の観察から同一個体の可能性が高く、残存長が2片合わせて約93cmを測る、直刀の一部であると推定される。

この鉄刀が今日まで伝世されるに至った経緯については記録や伝承がないため、その詳細は不明である。しかしながら、残存する各部位の形態に古墳時代の鉄刀の特徴が認められることから、詳しい時期までは特定できないものの、古墳由来の遺物である可能性が高いと考えられる。また、4.3cmを測る刀身幅より全長1m前後の大型品と推定されるものである¹⁷⁾。

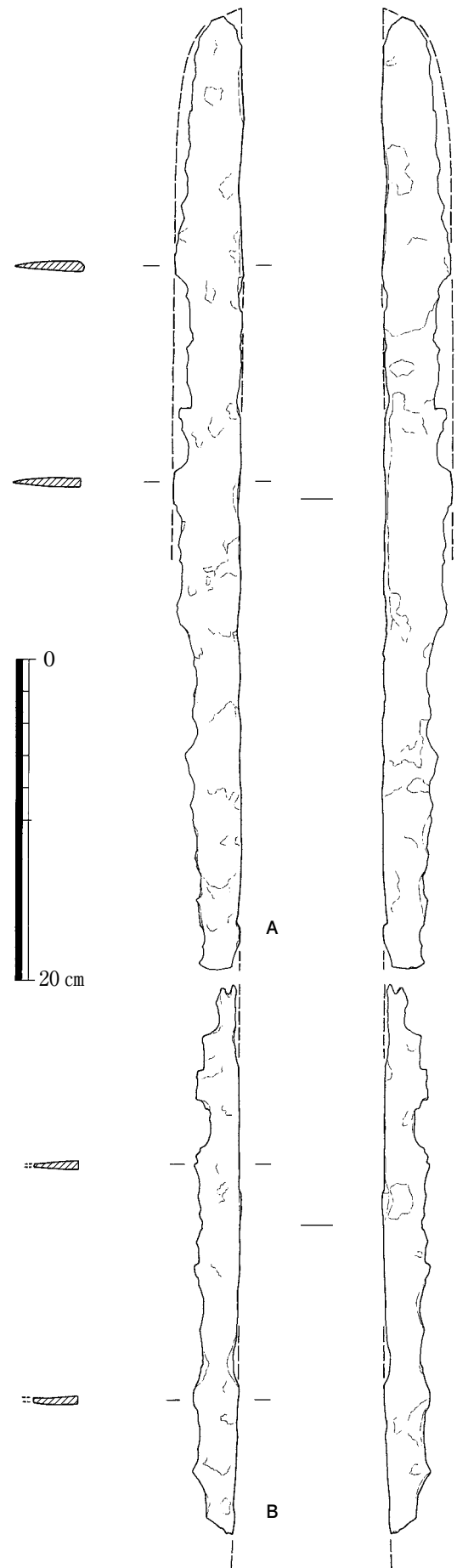


図3 鉄刀実測図 (1/4)

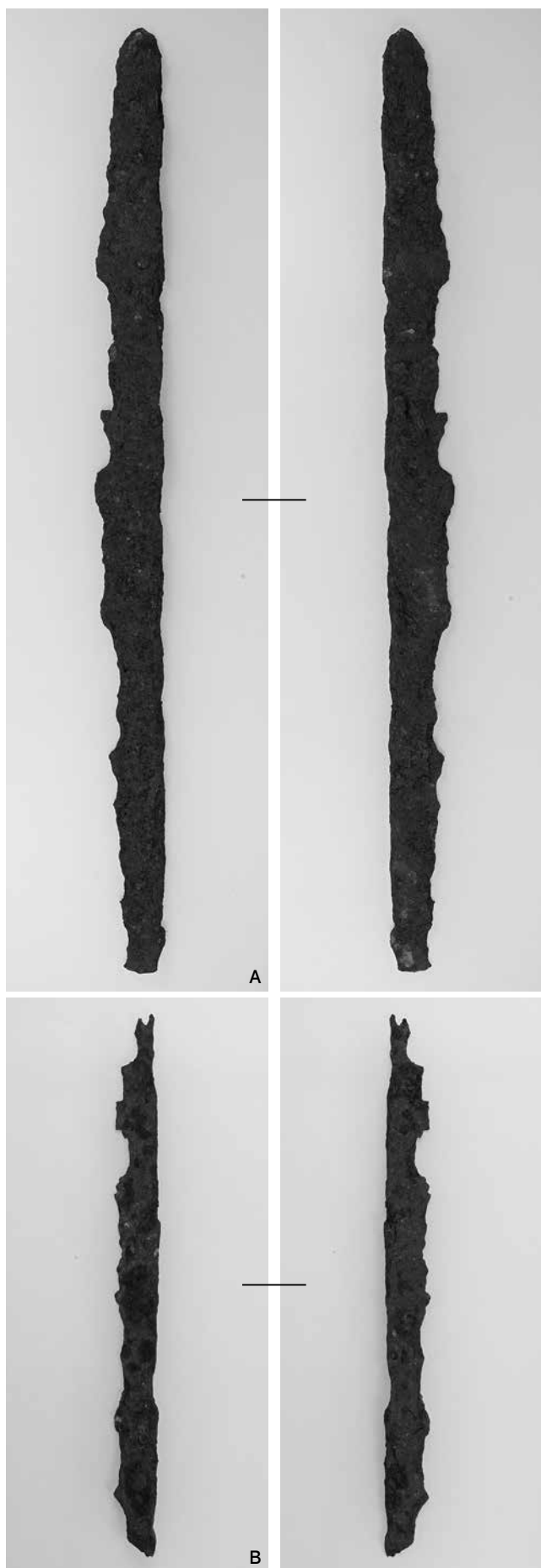


写真3 鉄刀 (1/4)

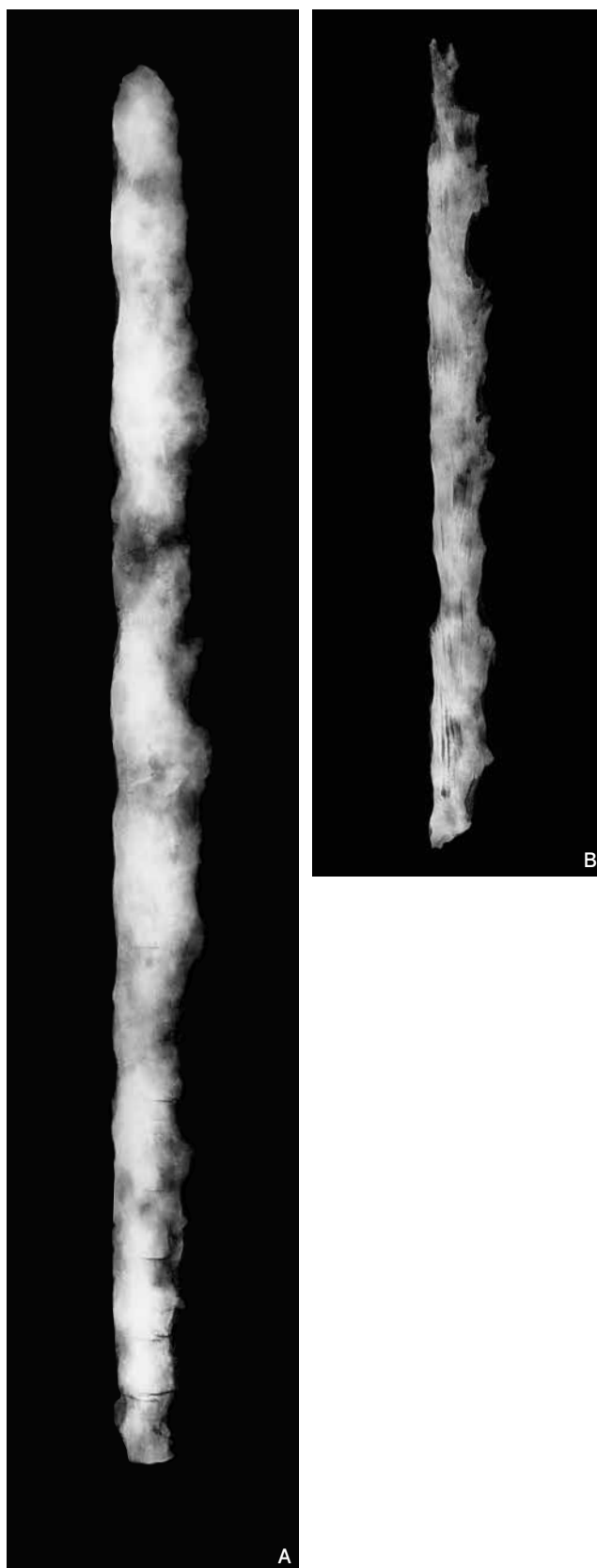


写真4 鉄刀X線透過写真 (1/3)
※Aは分割撮影したものを合成

(3) 勾玉 (図4・写真5～6)

勾玉は、木製の唐櫃の中に収納された状態で保管されていた。勾玉のほかには同梱された遺物はなく、由緒などを記した書付や箱書き等も認められない。なお勾玉が収納されていた唐櫃は高さ13.5cm、櫃長18cm、櫃幅10cm、櫃高10cmを測るものである。脚は片側面の2脚が残存しているが、本来は側面に2脚、小口に1脚の計6脚がついていたことが釘穴の観察からわかっている。

等彌神社と勾玉に関する文献を繙くと、『皇祖靈地 鳥見山多武峯史蹟めぐり』の中に、等彌神社宝物についての記録が掲載されている¹⁸⁾。このなかに「八坂邇勾玉 長さ二寸五分、同社従來の寶器」とあり、文献が発行された大正14年当時、等彌神社に「八坂邇勾玉」なる勾玉が数ある宝物の中のひとつとして所蔵されていたことをうかがい知ることができる。因みに「八坂邇勾玉」は、三種の神器のひとつである八咫瓊勾玉と同音異字の名称であり、このことから神聖視した取り扱いがなされてい

たものと推定される。

この「八坂邇勾玉」の現在の状況について宮司の佐藤高静氏に確認をしたところ、宮司に就任されて以来実見したことはなく、現在の所在やその詳細については全くわからないとのことであった。

さて、本勾玉をみていくと、完形品ではあるが、尾部に若干の欠損が認められる。全長7.6cm、幅4.95cm、体部中央での厚さ2.4cm、幅2.85cmを測る大型品で、丸みを帯びた形状を呈している。全体的に精緻な研磨が施されている。また頭部には直径2～3mmの孔が両面穿孔で穿たれている(写真6)。色調はミッドナイトブルー3PB1.5/1.5¹⁹⁾を呈し、全体的に非常に光沢を帯びている。重量は106.46gを測る。

なお勾玉の石材については、奈良県立橿原考古学研究所特別指導研究員 奥田尚氏に実体顕微鏡を用いて実物を観察して頂き、以下の所見を賜った。奥田氏によると、勾玉の表面は破損あるいはすりへって内部の石材がみら

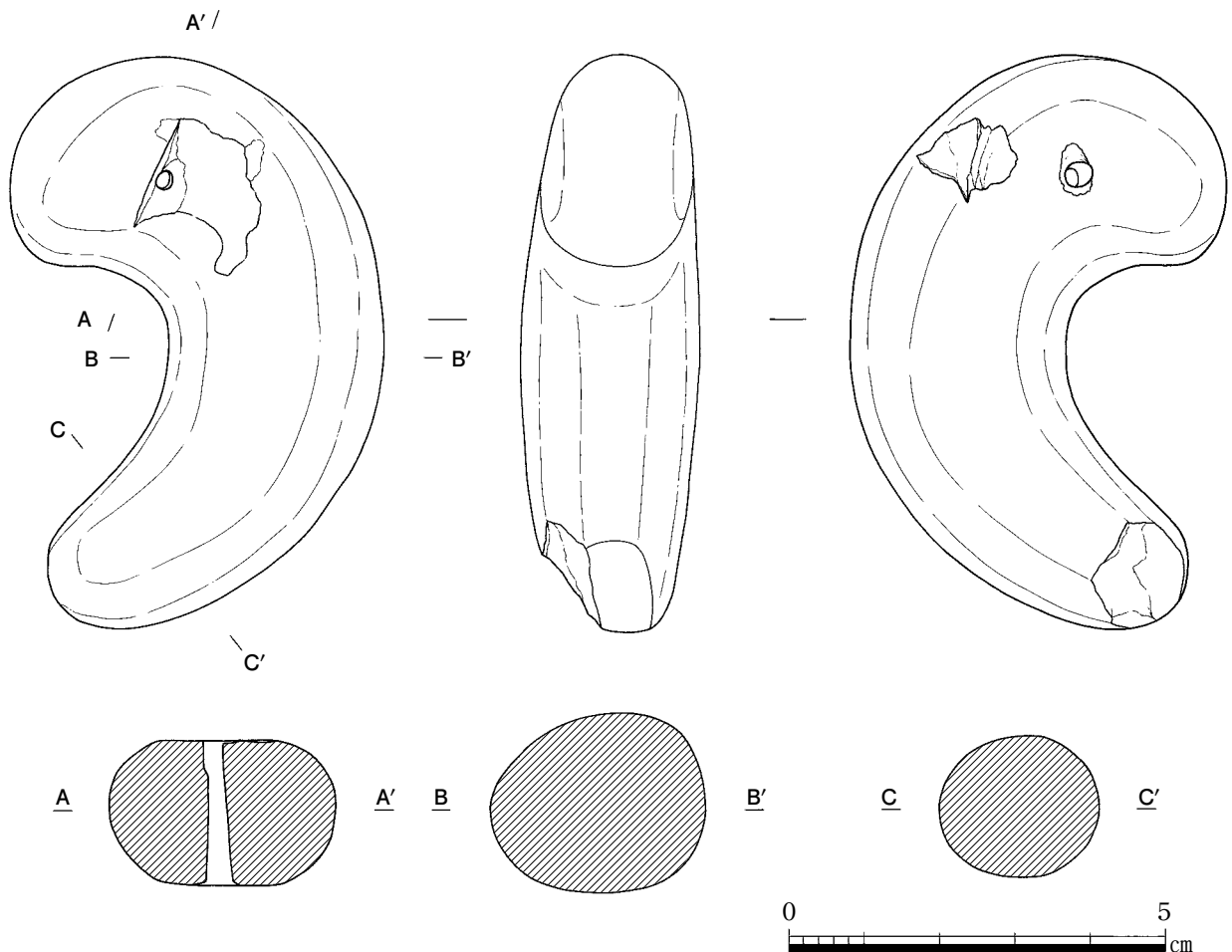


図4 勾玉実測図 (1/1)



写真5 勾玉 (1/1)

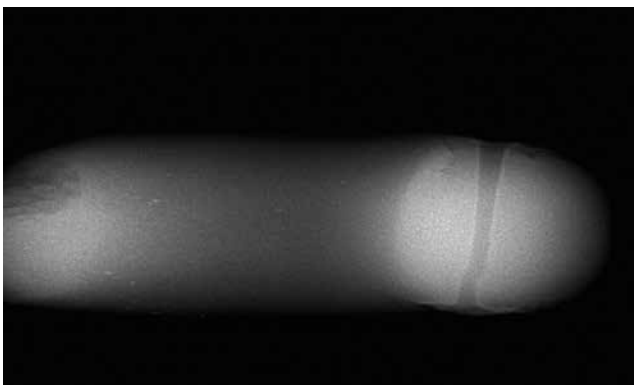


写真6 勾玉X線透過写真

れる部分と、黒色でやや透明な膜状の物質が塗られている可能性がある部分がある。石材の石種は灰白色の滑石である。この滑石は片理がかすかにみられ、灰白色の2～3mmの滑石粒がかみ合っている。石材は滑石のみからなり、輝石や透閃石、蛇紋岩等の粒が含まれていない。近距離に分布する滑石と比べてみれば、和歌山市の舟戸（貴志川付近）、兵庫県相生市大泊付近の滑石は透閃石や輝石を含む。兵庫県養父市の八鹿付近の滑石には透閃石が含まれないものがある。よって石材の産地としては八鹿付近が推定されるとのことである。

本勾玉は、考古遺物において装身具とされる勾玉に比べ大きさ、重さともに非常に大型のものである。また石材については、いわゆる滑石で、材質、大きさ、重さなどの特徴から装身具とは考えがたく、祭祀などの場で用

いられる石製模造品の一種であると考えられる。滑石製大型勾玉の類例としては、奈良県広陵町巢山古墳出土の孔から頭部に彫刻が施された4世紀後半の大型勾玉（宮内庁所蔵）が知られており、全長9.79cmという他に例のない大きさを測るものである²⁰⁾が、本勾玉はそれに比べやや扁平で後出の要素が看取される²¹⁾。

石材の産出地については、前述の奥田氏の鑑定により兵庫県養父市八鹿周辺が推定されている。古墳時代における畿内の滑石産出地は、三波川帯の露頭脈がある和歌山県貴志川付近と、兵庫県養父市八鹿周辺の三郡郡山変成帯（三郡－蓮華帯）とその南部の同智頭変成帯が考えられている。このなかで畿内にて用いられる滑石片岩は、大阪府池島・福万寺遺跡や京都府下植野南遺跡・桑飼上遺跡、奈良県曽我遺跡などより出土した石材の分析・鑑定から、前期・中期段階は三郡郡山変成帯（三郡－蓮華帯）の豊岡系が主体であり、後期段階になって和歌山県貴志川付近が採用される傾向が示されている。なお、江戸時代の国学隆盛にともない江戸・明治時代に多くの勾玉が製作され、神社に奉納されて神宝となる例は多いが、この時期には豊岡系滑石石材の存在は広くは知られておらず、和歌山県貴志川産の石材を用いて勾玉が製作されると考えられている。

また古墳時代における畿内の穿孔技法は一貫して両面穿孔であるが、本勾玉の穿孔技法についても両面穿孔で、

古墳時代の遺物の特徴を有する。なお、近世・近代の勾玉では片面穿孔であり、写真6の孔部のX線透過写真にみられるような貫通点のズレは認められない。

以上、類似する勾玉が製作されていた時期や形態的な特徴、石材産出地などの観点から、本勾玉は4世紀代から5世紀前葉に位置付けられる古墳時代の遺物と推定され、後世に製作されたものではないと考えられる。

最後に、本勾玉は前述の文献に見られる「八坂邇勾玉」の長さ二寸五分（一寸約3.03cm）に寸法が合致している。尚且つ、この勾玉以外に該当する所蔵品が認められないことなどから、本勾玉が「八坂邇勾玉」とされたものである可能性は極めて高いものと考えられる。

勾玉の材質分析（図5～7・表1～3）

1. 分析方法

a) 比重の測定

比重の測定は電子比重計（ミラージュ貿易：ED-120T）を用い、資料重量およびエタノール中の重量から、比重を算出した。なお、比重の測定は3回実施し、その平均値を算出した。

b) 蛍光 X 線分析

蛍光 X 線分析は日本電子株式会社製 JCX-3100R II を用いた。測定条件を表1、ならびに測定箇所を図5に示す。また、定量値は標準試料を用いない FP 法により算出した。

2. 結果

a) 比重測定

比重は2.68を示し、その標準偏差は0.0056を示した。

b) 蛍光 X 線分析

蛍光 X 線スペクトル像およびその定量値を図6、7および表2に示す。勾玉_1および勾玉_2においてマグネシウム、アルミニウム、ケイ素、鉄が顕著に検出された。そのほかに、リン、カリウム、カルシウム、クロム、マンガン、ニッケルがわずかに検出された。FP 法による定量値を表2に示す。

3. 考察

滑石および蛇紋石の組成、密度および結晶系を表3に示す。勾玉の比重は滑石および蛇紋石の密度の範囲に含まれており、比重からその材質を特定することは困難であった。蛍光 X 線分析の結果ではマグネシウム、アルミニウム、ケイ素、鉄が検出されている。蛇紋石はアンチゴライト ($\text{Mg}_6\text{Si}_8\text{O}_{20}(\text{OH})_4$) とフェロアンチゴライト ($\text{Mg}_6\text{Si}_8\text{O}_{20}(\text{OH})_4$) の2つの端成分で表される。本資料から鉄が顕著に検出されていることを考慮すると、蛇紋岩である可能性が挙げられるが、特定に至る根拠に乏しいと考えられる。

表1 蛍光 X 線分析測定条件

管球	ロジウム (Rh)
管電圧および管電流	30 kV、自動 (デッドタイムが最適な値)
X 線照射計	φ7 mm
測定時間	100 秒
雰囲気	真空

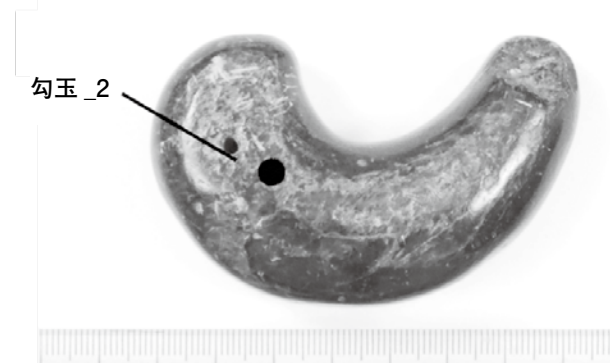


図5 蛍光 X 線分析の測定箇所

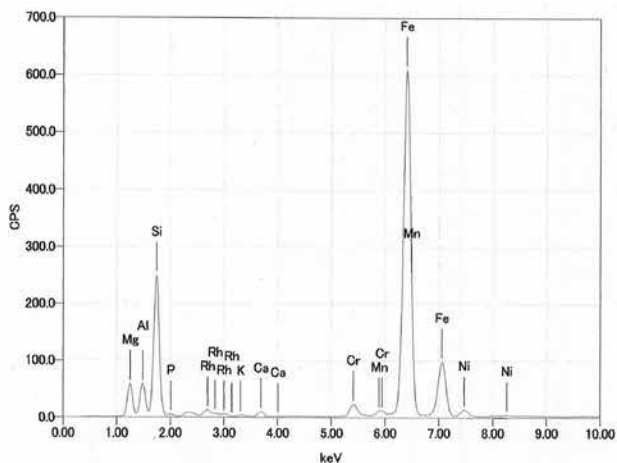


図6 勾玉_1における蛍光X線スペクトル像

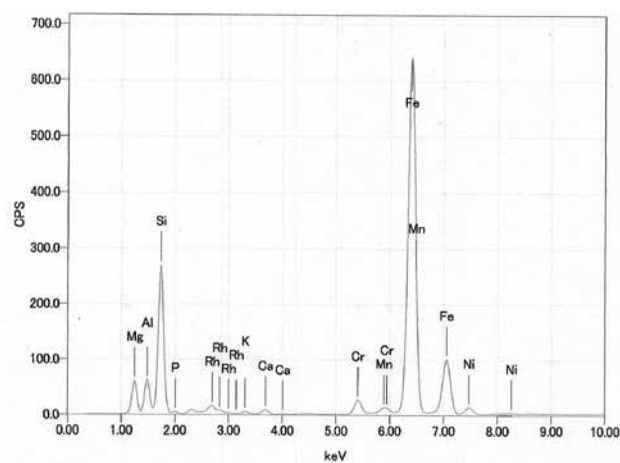


図7 勾玉_2における蛍光X線スペクトル像

表2 蛍光X線分析結果(定量値)

測定箇所	含有量 (mol%)									
	Mg	Al	Si	P	K	Ca	Cr	Mn	Fe	Ni
勾玉_1	37.3	17.3	34.0	0.5	0.3	0.5	0.4	0.2	9.4	0.2
勾玉_2	36.8	17.4	34.3	0.4	0.1	0.4	0.4	0.2	9.5	0.2

表3 滑石、蛇紋石の性質²²⁾

鉱物名	化学組成	比重	結晶系
滑石 (talc)	$\text{Mg}_6\text{Si}_8\text{O}_{20}(\text{OH})_4$	2.58 ~ 2.83	単射晶系
蛇紋石 (serpentine)	$\text{Mg}_3\text{Si}_2\text{O}_5(\text{OH}) \sim \text{Fe}_3\text{Si}_2\text{O}_5(\text{OH})_4$	2.6	単射晶系

IV. まとめ

等彌神社が立地する鳥見山山麓は、市内有数の古墳密集地域であり、前期の大型前方後円墳である桜井茶臼山古墳にはじまり、終末期の磚槨墳として知られる舞谷古墳群に至るまで、古墳時代を通して多様な古墳が築造されるところである。

今日のような行政による文化財保護の体制が整う以前においては、周辺地域で見つかった考古資料が社寺や学校に寄託されるケースが数多く見受けられる。このことから、今回調査した鏡・鉄刀・勾玉についても同様な状況下で神社に保管されたものとみられ、古墳時代の鳥見山周辺地域の歴史や文化を知る上で貴重な考古遺物であると考えられる。

まず鏡については、残されていた拓本画像の観察から、面径21.1cmあまりに復元される大型の画文帯環状乳神獣

鏡の破片で、鋳上がりの状況などから中国製の鏡であることが示唆された。また本鏡は、出土地や出土状況などはわからないものの、保管されていた状況などから鳥見山周辺の古墳からの出土品である可能性が高いと推定されるものである。奈良県内から出土した画文帯環状乳神獣鏡は破片資料も含めると、上牧町の久渡3号墳例²³⁾や、詳細については未発表であるが桜井茶臼山古墳例²⁴⁾など8例が知られており²⁵⁾、これらは概ね古墳時代前期の古墳より出土したものである。ここで注目されるのは、桜井茶臼山古墳例と本鏡との関連性についてである。桜井茶臼山古墳では、平成21年に行われた第7・8次調査によって新たに331点の銅鏡片が出土した。このため、これに過去に出土した鏡片53点を加えた384点についての再分類が行われた。その結果、少なくとも81面の鏡があるとの結果が概要報告で示されている²⁶⁾。この中に画文帯環状乳神獣鏡も含まれるとのことであるが、銅鏡片

の多数が1～2cm以下に細片化しており未だ整理途中であるため、これら成果の公表は正式報告書の刊行を待たなければならない。このため現段階では、本鏡が桜井茶臼山古墳例の一部となるか否かを検討することは困難であり、双方の関連性については報告書の刊行を待って再検討する必要がある。それはともかくとして、画文帯神獸鏡が副葬される古墳の多くが築造される古墳時代前期は、奈良盆地東南部がヤマト王権の中核となる地であったと考えられる時期であり、鳥見山周辺はまさにその地域の一端にあたっている。本鏡の存在は、付近に画文帯神獸鏡を副葬する未知なる古墳の存在を推定する有力な手がかりともなるものであり、金崎出土の三角縁二神二獸鏡の存在とともに、王権の構造や周辺地域における動向を考える上で注目される資料といえるだろう。

鉄刀は、残存する各部位の特徴から古墳時代の鉄刀であることがわかった。出土地等を明らかにすることはできなかったが、鳥見山山麓に築造された古墳より不時発見され今日まで保管された遺物であると推定される。

勾玉は、形態や穿孔技法、石材の鑑定などから、4世紀代から5世紀前葉に位置付けられる古墳時代の遺物と推定されるものである。また全長7.6cm、幅4.95cmを測る大型品で、広陵町巢山古墳出土滑石製大型勾玉の他に類例をもとめることのできない稀有な資料であることがわかったが、なにぶん類例が少ない現状に加え、出土状況もわからないことから、遺物の性格等について言及することは難しく、この点については今後の課題と言える。このほか文献の精査などから、所在がわからなくなっていた当社御神宝の「八坂邇勾玉」とされるものである可能性が極めて高いことを指摘することができた。この点については、本勾玉に纏わる信仰の歴史を考える上で重要な成果と言えるだろう。

最後になったが、今回資料調査の機会を与えて下さった等彌神社宮司佐藤高静氏をはじめ職員の方々、分析や調査にあたり便宜を図っていただいた奈良県立橿原考古学研究所、ならびに本稿の執筆にあたりご教示・ご協力をいただいた奥田尚氏、奥山誠義氏、小山田宏一氏、篠原祐一氏、柳田明進氏に厚く御礼申し上げる。

【註記】

- 1) 末永雅雄「桜井市の古墳と私」『古墳－桜井市古墳総覧－』桜井市文化叢書（1）桜井市役所 1958年
- 2) 森川辰蔵「四、神社寺院と文化的遺物」『桜井町史』桜井町役場 1954年
- 3) 松本俊吉「社寺編 第1章神社 第四節桜井地区の神社 等彌神社」『桜井市史』上巻 桜井市役所 1974年
- 4) 談山神社刊書奉賛会『談山神社文書』星野書店 1929年
- 5) 大倉好弘『等彌神社の石造物』等彌神社 2010年
- 6) この文書については他の文献にも触れられているが、現在は所在が不明となっている。由って全文が掲載されている以下の文献を底本とした。
高橋城司「大和に於ける歴代の聖蹟（十）」『史蹟名勝天然記念物』第十三集第六號 文部省宗務局保存課内史蹟名勝天然記念物保存協會 1938年
- 7) 中村元治郎『皇祖靈地 鳥見山多武峯史蹟めぐり』鳥見書房 1925年
- 8) 註6文献と同じ。
- 9) 富田宇市郎編『金鶏の光』改訂増補版 鳥見山靈時顕彰会 1939年
- 10) 土井實「鳥見山を繞る考古学的管見」『磯城』第3巻4・5号 磯城郡郷土文化研究会 1940年
なお、森本六爾氏によるメモ書きは現在確認できない。
- 11) 註2文献と同じ。
- 12) 時枝務「近代国家と考古学―「埋蔵物録」の考古学史的探究―」『東京国立博物館紀要』第36号 2001年
- 13) 小島俊次「桜井市桜井鳥見山麓古墳群」『奈良県文化財調査報告書』第7集 奈良県教育委員会 1964年
- 14) 本鏡の報告にあたっては大阪府立狭山池博物館の小山田宏一氏より文様の読み取りや類例など、多岐にわたって懇切な御教示と観察メモを提供頂いた。なお、観察所見の多くは氏の観察と御教示をもとに橋本が原稿化したものだが、内容についての過ちや不備についての責は教えを十分に咀嚼できなかった橋本にあることを明記しておく。
- 15) 安田滋編『西求女塚古墳発掘報告書』神戸市教育委員会 2004年
- 16) A.Bulling『The Decorations of Mirrors of the Han Period』Artibus Asiae 1960年
- 17) 臼杵勲「古墳出土鉄刀の多変量解析」『日本古代文化研究』第3号 古墳文化研究会 1986年 本論文中の表1にクラスター分析による鉄刀の各部計測値が掲載されている。これによると、計測した鉄刀法量の平均値は全長が94.8cm、身元幅（刀身元部幅）が3.6cmとある。また、全長が1mを超える大型品の身元幅は概ね4.0cmを超える傾向にあることが、分析結果に示されている。
- 18) 註7文献と同じ。

- 19) 財団法人日本色彩研究所監修『標準色カード230』日本色研事業株式会社 1988年
- 20) 井上義光「Ⅲ 既往の調査 3 埋葬施設と副葬品」『橿山古墳調査概報』奈良県広陵町教育委員会編 学生社 2005年
- 21) 本勾玉の報告にあたっては栃木県立なす風土記の丘資料館の篠原祐一氏より勾玉の年代観や石材産出地、類例など、具体的かつ懇切丁寧な御教示を賜った。本文中の観察所見の多くは篠原氏の観察と御教示をもとに木場が文章化したものであるが、内容について不備や誤り等がある場合は、木場に責があることを明記しておく。
- 22) 片山信夫、森本良平、木村敏雄、竹内均編『新版地学辞典Ⅱ』1970年
- 23) 上牧町教育委員会『久渡古墳群から出土した画文帯環状乳神獣鏡について』2012年
- 24) 豊岡卓之・奥山誠義「Ⅳ. 桜井茶臼山古墳第7・8次調査概要報告 第5章 遺物 第2節 銅鏡」『東アジアにおける初期都宮および王墓の考古学的研究』奈良県立橿原考古学研究所 2011年
- 25) 註23文献と同じ。
- 26) 註24文献と同じ。

編集後記

○ 『纏向学研究』の第3号を送り出します。『纏向学研究』の刊行は、当研究センターの一年間の研究活動の総括でもあり、「纏向学」の基礎を一步一步積み上げていくための足跡ともなる要の事業です。今号も原稿が集まり編集作業に入るまでは不安と緊張の連続でしたが、なんとか第3号を刊行にまでこぎ着けることができたのは、共同研究員の方々や外部研究者のご協力の賜と、ただただ頭の下がる思いです。

○ 今号の巻頭は期せずして、三輪山祭祀と深く関わる二つの文献史学の論文となりました。一つは、今年度の共同研究会での発表に前だって入稿いただいた前田晴人氏の論文で、大己貴神の神霊の変化が王権祭儀の推移とどのように関わったかを整理された興味深いものです。今ひとつは、昨年度の大神氏とオオタタネコ伝承の発表を踏まえての鈴木正信氏の論文で、大神氏と『本系牒略』に特化した緻密な文献研究の成果をご披露いただきました。お二人の三輪山祭祀の展開過程については意見の相違もありますが、それがまた、「三輪」という地域や「三輪山の神」、「三輪山祭祀」と王権との関わりを解明する早道でもあり、この国の古代史に切り込む重要な方法であると確信します。まさに「纏向学」冥利に尽きる論文ではないでしょうか。

考古学では、共同研究員でもある森岡秀人氏の興味深い論文を掲載することができました。今年度の纏向学セミナーでの講演内容を再構成していただいたものですが、「対談」した私の構想とはまた違った視点での「原倭国」の枠組み提示は、数々の重要な提言を孕んでいると思います。こうした多様なパースペクティブを提示しあうての議論は、従来の日本の古代史には少ないことでしたが、新たな「纏向学」の構築には必要不可欠な試みに感じます。

金原正明共同研究員と正子ご夫妻による、纏向遺跡の「開発」に関する花粉分析学的な考察は、纏向遺跡の成立、発展、性格というもっとも基礎的な研究のベースとなる重要な研究です。新たに検出されたメボウキ属（バジル類）花粉の報告と考察も大きな論議を呼びそうです。

木場・橋本両所員による市内等彌神社蔵の古墳出土遺物の報告と考察も、東京国立博物館所蔵の伝金崎出土三角縁神獣鏡の由来とも関わり重要な問題提起をしています。こうした地道な記録や報告を積み上げていくことも本誌の重要な役割と心しています。分析をお引き受けいただきました共同研究員の奥田尚、奥山誠義両氏ならびに柳田明進氏に厚く御礼申し上げます。

（寺澤薫・橋本輝彦）

纏向学研究センター研究紀要

纏向学研究 第3号

平成27年3月31日 発行

発行 桜井市纏向学研究センター

奈良県桜井市東田339番地

印刷 株式会社明新社

奈良市南京終町3丁目464番地



Proceedings of the
Research Center for Makimukugaku, Sakurai City.
STUDIES IN MAKIMUKUGAKU 2015
NO.3